

第5次 西宮市総合計画

NISHINOMIYA CITY 5th COMPREHENSIVE PLAN
2019→2028



未来を拓く ^{ひら}文教住宅都市・西宮
～ 憩い、学び、つながりのある美しいまち ～



はじめに



西宮市は、昭和38年の「文教住宅都市宣言」以降、その理念に基づいたまちづくりを一貫して進めてまいりました。この間、刻々と変化する社会・経済情勢への対応や、市に甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災からの復興など、これまでの4次にわたる総合計画の歩みは、決して平たんな道のりではありませんでした。しかし、市民の皆様や事業者等の皆様の御協力の下、「文教住宅都市」としての取組を着実に積み重ねた結果、現在、本市の人口は48万人を超えており、「住みたいまち」として市内外から高い評価を得ています。

しかしながら、我が国は既に人口減少社会に突入しており、本市においてもそれは例外ではありません。「第5次西宮市総合計画」では将来人口の推計を行っており、今後、本市は次第に人口減少が進むとともに、高齢化率が上昇していくと予測しています。そのため、医療や介護等に要する社会保障関係経費が増加する一方で、生産年齢人口の減少に伴い市税収入が逡減していくことが懸念されます。さらに、今後は公共施設の老朽化対策にも多額の財政負担が見込まれており、市の財政状況は一層厳しいものになると予測しています。

そこで、市が直面しているこれらの現状と課題を踏まえ、「第5次西宮市総合計画」では、「未来を拓く 文教住宅都市・西宮 ～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」を都市目標として、六つの「将来像」とそれぞれの実現に向けた「まちづくりの主要課題」を定め、その課題解決に資する施策・取組を進めてまいります。

本市は、「第5次西宮市総合計画」の計画期間中の令和7年に市制100周年を迎えます。「文教住宅都市」として、これまで醸成されたまちの価値や魅力を更に高め、未来の世代に引き継いでいくことは、今の西宮市を担う者全ての使命であると考えます。そのためにも、我々行政は市民の皆様や事業者の皆様を始め、まちづくりの主体となる、あらゆる方々と歩を合わせてまいりたいと考えています。

本計画の策定に当たりましては、西宮市総合計画審議会や市議会、広聴会、パブリックコメント等において、大変多くの方々から御意見、御提案を頂戴しました。このことに深謝いたしますとともに、今後も市政発展に一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

西宮市長
石井登志郎



【西宮市民憲章】

美しい風光と豊かな伝統のまち、西宮の市民としてこの憲章を定めます。
これは未来へはばたくわたくしたちの合い言葉です。

- その1 西宮を みどりと青空の明るいまちにしましょう
- その2 西宮を 教育と文化のかおり高いまちにしましょう
- その3 西宮を 心のかよった福祉のまちにしましょう
- その4 西宮を 希望にみちた産業のまちにしましょう
- その5 西宮を 心身ともに健やかなしあわせのまちにしましょう

昭和45年11月3日 西宮市



西宮市旗



西宮市徽章



市の花 さくら



市の木 くすのき



【文教住宅都市宣言】

西宮市は、阪神間の中央に位置し、自然の風光と温暖な気候に恵まれ、市制施行以来、多くの人々がここに、平穏で快適な生活環境を求めて移り住み、ついに今日の隆盛をみるにいたった。その風土は、先覚者たちの文教諸施設の整備拡充の努力とあいまって、今や西宮市が文教住宅都市として力強く進むことを可能ならしめている。またその故にこそ、年々、万余を数える人口増加がみられるのである。

一方、大阪、神戸をはじめとする阪神圏諸都市は、急速な発展を示しつつあるが、同時に産業配置、人口の都市集中、公害など幾多の内部的諸矛盾の解決をせまられている。こうした事態にあって、西宮市は、本市が誇りうる文教住宅都市的性格をさらに一層、推進することにより、こんごの阪神圏発展の一翼を担う考えである。すなわち、西宮市の将来は、西宮市民のみならず、近畿一円の福利の増進に役立つべきものであり、それはまさに、西宮市が、人々に憩いと安住の地を提供することによって、積極的に果されるものと信じる。

ここに、西宮市は三十万市民のひとしく望むところにしたがい、風光の維持、環境の保全・浄化、文教の振興を図り、当市にふさわしい都市開発を行い、もって市民の福祉を増進するため、西宮市を「文教住宅都市」と定め、こんごの市政運営がこの理念に基づいて強く推進されるものであることを宣言する。

昭和 38 年 11 月 3 日 西宮市

【平和非核都市宣言】

青い空、緑の大地、そして、おだやかな暮らしは、わたくしたち西宮市民のみならず、平和を愛するすべての人の願いです。そんな平和への願いとはうらはらに、世界はおろかにも人類を何十回も滅ぼすほどの核兵器を蓄積しました。

核戦争に未来はありません。恐ろしい核兵器をつくってはならないし、持ってもいけないし、持ち込ませてもなりません。

わたくしたちは、世界中に核兵器の廃絶を強く訴えるとともに、平和を愛する社会をはぐくみ、築くことを誓い、平和非核都市をここに宣言します。

昭和 58 年 12 月 10 日 西宮市

【安全都市宣言から市民生活の安全の推進に関する条例へ】

西宮市は、交通事故などの都市災害を絶滅し、市民生活の安全を確保して、事故のない明るい都市を建設するため、昭和37年1月10日に市民の総意に基づき「安全都市」を宣言しました。その後の交通事故の増加や犯罪の発生に加え、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を体験した私たちは、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を、行政とともに、そこに住む人々、団体と力を合わせつくりあげることの重要性を学びました。このようなことから、「安全都市宣言」の精神を継承した「市民生活の安全の推進に関する条例」を平成12年4月1日に施行し、市民、事業者及び市のそれぞれの果たす役割を明らかにするとともに、災害に強く、犯罪、事故のない安全で安心して暮らせる心かようまちづくりを進めていきます。

平成12年4月1日 西宮市

【環境学習都市宣言】

いま、地球は危機に瀕しています。これまでの社会経済活動や私たち人間のくらしが、地球温暖化や砂漠化などの問題を引き起こし、自らの生存基盤でもある環境を脅かしています。

西宮市では、市民が主体となって、六甲山系の緑の山並み、武庫川・夙川などの美しい河川、大阪湾に残された貴重な甲子園浜・香櫨園浜をはじめとした豊かな自然を守るとともに、公害問題にも取り組むなど、良好な環境をもつ都市を目指してきました。また、阪神・淡路大震災の体験を通じて、自然の力の大きさとその中で生かされている私たちの存在を改めて学びました。

西宮の環境を、そして地球の未来を次世代に持続可能な状態で引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが社会のありかたやくらしを見直さなければなりません。

環境学習とは、私たちのくらしが自然にどう支えられ、自然をどう利用してきたかを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地域や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあうことです。

私たちは、世代を超えて、家庭・地域・学校・職場などの様々な場所で、市民・事業者・行政の協働によって、人と人との新しい交流を生み出し、環境学習活動を支えるしくみをつくっていきます。

西宮に住み、学び、働くすべての人々が、文教住宅都市宣言（1963年）、平和非核都市宣言（1983年）の精神とあゆみを再認識し、環境学習を軸とした21世紀の持続可能なまちづくりを進めることをここに宣言します。

平成15年12月14日 西宮市



西宮浜の桜並木

目次

基本構想

■ 序論

- 1. 西宮市総合計画とは …………… 10
- 2. 計画の構成と期間 …………… 11

■ 将来像

- 10年後の西宮 …………… 12

■ 現状と課題

- 1. 時代認識 …………… 14
- 2. 西宮市の現状と課題 …………… 18
 - (1) これまでの総合計画とまちづくりの進展 …………… 18
 - (2) 人口の推移 …………… 20
 - (3) 公共施設の大量更新 …………… 24
 - (4) 経済・財政状況 …………… 26
 - (5) 市民の意識 …………… 29
 - (6) 都市空間形成の現状 …………… 35
 - (7) まちづくりの主要課題 …………… 36

■ 将来像の実現に向けて

- 1. 施策推進の方向性 …………… 38
- 2. 都市空間形成の方向性 …………… 39
 - (1) 都市核・地域核等の方向性 …………… 39
 - (2) 都市軸等の方向性 …………… 39
 - (3) 土地利用の方向性 …………… 40
 - (4) 将来都市構造図 …………… 41

基本計画

- 第I部 住環境・自然環境 …………… 44
- 第II部 子供・教育 …………… 45
- 第III部 福祉・健康・共生 …………… 46
- 第IV部 都市の魅力・産業 …………… 48
- 第V部 環境・都市基盤、安全・安心 …… 50
- 第VI部 政策推進 …………… 52

アクションプラン

- はじめに …………… 54

■ 第I部 住環境・自然環境

- 1. 住環境 …………… 56
- 2. 緑・自然 …………… 58
- 3. 景観 …………… 60
- 4. 市街地 …………… 62
- 5. 公共交通 …………… 64

■ 第II部 子供・教育

- 6. 子供・子育て支援 …………… 66
- 7. 学校教育 …………… 68
- 8. 青少年育成 …………… 72

■ 第III部 福祉・健康・共生

- 9. 地域福祉 …………… 74
- 10. 高齢者福祉 …………… 76

11. 障害のある人の福祉	80
12. 生活支援	82
13. 医療保険・年金・医療費助成	84
14. 医療サービス	86
15. 健康増進・公衆衛生	88
16. 人権・多文化共生・平和	92

■第Ⅳ部 都市の魅力・産業

17. 生涯学習	94
18. 文化芸術	96
19. スポーツ	100
20. 都市ブランド	102
21. 大学連携	104
22. 産業	106
23. 農業・食の流通	108
24. 就業・労働	110

■第Ⅴ部 環境・都市基盤、安全・安心

25. 環境保全	112
26. 生活環境	114
27. 水道	118
28. 下水道	120
29. 道路	122
30. 防災・減災	124
31. 消防	126
32. 地域防犯・交通安全・消費者安全	128

■第Ⅵ部 政策推進

33. 住民自治・地域行政	130
34. 政策推進	132
35. 執行体制	136

資料編

1. 西宮市の沿革	142
2. 第5次西宮市総合計画策定体制	144
3. 第5次西宮市総合計画策定経過	145
(1) 策定経過	145
(2) 市民参画等	147
(3) 西宮市総合計画審議会	150
(4) 市議会	154
4. 関係条例等	156

第5次西宮市総合計画と

SDGsの一体的な推進について	161
-----------------	-----

基本構想

- 序論
 - 将来像
 - 現状と課題
 - 将来像の実現に向けて
-

1 西宮市 総合計画とは

総合計画は、本市の最上位計画であり、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示すものです。

平成23年の法改正により、地方自治法における「基本構想」の策定義務はなくなり、総合計画の策定は、地方公共団体の自主的な判断に委ねられることとなりました。

阪神・淡路大震災後、増加を続けてきた本市の人口も、既に減少に転じており、今後少子高齢化の進行により人口構造の変化が進むと予測されます。

このような転換期の中で、まちづくりの方向性について今一度確認し、市民や事業者、行政など、まちづくりに関わる多くの主体で共有することは非常に重要です。

以上のような認識の下、「文教住宅都市」の魅力を未来に引き継いでいくための「まちづくり指針」として、第5次総合計画を策定します。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

総合計画は、次の三つの計画で構成します。

基本構想

将来に望むまちや人の姿を描いて広く共有するもの

基本計画

基本構想に掲げた将来像を実現するための施策を体系的に示すもの

実施計画

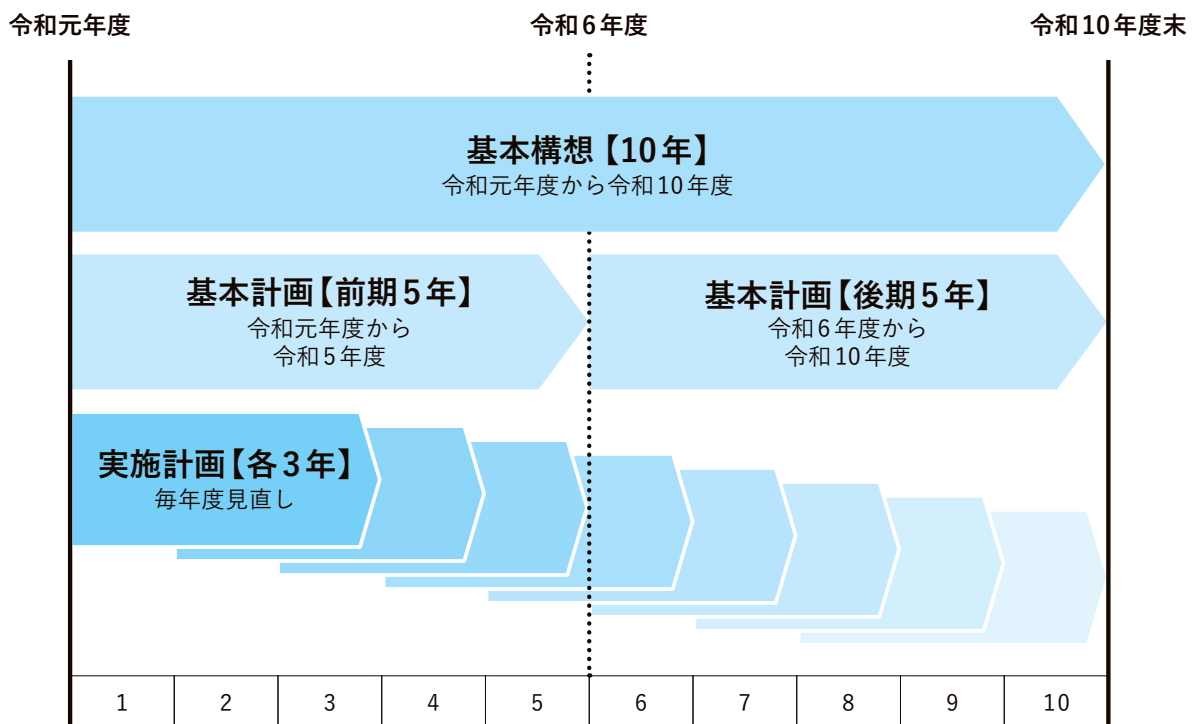
基本計画に基づき実施する事務・事業を具体的に示すもの

本市では、地方自治法第96条第2項に基づく「西宮市議会の議決すべき事件に関する条例」により、「基本構想」と「基本計画」は、議会の議決を経て定めます。

また、「実施計画」は、基本計画で示した各施策を具体化するための、主要な事務・事業の実施について、年次的な調整を加え、財源や市長のマニフェストなどとの整合を図り、具体的で実効性のある計画として策定するものです。この計画に定められた事務・事業は、議会による毎年度予算の審議及び議決を経て実施されます。

(2) 計画の期間

総合計画の計画期間は10年とし、基本計画は前期5年・後期5年で構成します。



10年後の西宮

本市は、計画期間中の令和7年に、市制100周年を迎えます。第5次総合計画では、こんなふうになりたいと願う「まちや人の姿」として、10年後の西宮の将来像を描きます。この将来像を目標として、基本計画に定める各施策を推進します。

1 私たちは、六甲から北摂に連なる山並みと大阪湾、これをつなぐ武庫川や夙川などに抱かれながら憩い、安らかに暮らしており、この地で育まれてきたまちの風情や、自然と都市の景観に誇りを持っています。誰もが安心して行き交い、暮らすことのできる西宮は、活気と魅力にあふれるまちになっています。

→ **基本計画／第I部
住環境・自然環境**

2 まちのあちらこちらから、子供たちの元気な声が聞こえてきます。子育てをする人も、それを応援する人も、誰もが温かい気持ちで西宮の子供たちを育みます。心豊かで健やかに育った子供たちは、将来も西宮に住みたいと感じています。

→ **基本計画／第II部
子供・教育**

3 身近な地域での暮らしを一緒に楽しむ中で、たくさんの縁が生まれています。地域でお互いに見守り、支え合うことのできる西宮のまちで、一人ひとりが生き生きと、自分らしい生活を楽しんでいます。

→ **基本計画／第III部
福祉・健康・共生**



4 文教住宅都市の個性と魅力にひかれ、移り住む人や訪れる人が増えています。たくさんの人々が学び、働き、遊ぶ中で、様々な交流の輪が広がっており、大学や産業とも連携した、まちの元気が生まれています。

→ **基本計画／第IV部
都市の魅力・産業**

未来を拓く 文教住宅都市・西宮

憩い、学び、つながりのある
美しいまち



私たちが大切にする西宮の豊かな暮らしは、人々の憧れを集め、私たちをいつまでも住み続けたい気持ちにさせてくれます。「文教住宅都市」としてのまちの価値は一段と高まり、未来の世代へと着実に引き継がれていきます。

5 きれいな水や緑がある、清潔で快適な暮らしが、みんなの生活を豊かにしています。私たちの暮らしを支える都市基盤は、一段と安全で利用しやすいものとなっています。地域では、あらゆる年齢の人々が防災・減災の活動に参加し、何かあっても助け合えるつながりと、より強固になった行政の防災体制に、みんなが安心を感じています。

➡ **基本計画／第V部
環境・都市基盤、安全・安心**

6 たくさんの方が地域の活動やまちづくりに積極的に参加し、西宮のまちに対する人々の愛着と誇りが住民自治の成熟につながっています。ICT分野における技術革新等を最大限活用した、効率的で公正な行政運営がみんなから信頼されています。

➡ **基本計画／第VI部
政策推進**

1 時代認識



武庫川河川敷のサイクルロード

大きく変化しつつある我が国の社会の中で、
次の六つの時代認識を踏まえ、今後10年間の「まちづくり指針」を定めます。

人口減少が進む時代

少子高齢化の進行により、死亡数が出生数を上回ることが見込まれ、今後、長期にわたって人口が減少していくと考えられます。また、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、介護、医療に係る費用が増大します。

かつてマイホームを求めて郊外で暮らしていた人々が都心に回帰する動きと相まって、都心部への人口集中と地方部の過疎化が進み、地域コミュニティの維持や生活サービスの需給バランスを確保することが難しくなります。また、人口の過密・過疎は、防災や防犯面での機能低下を招くとともに、過度な人口偏在は生活様式や文化の多様性の喪失につながります。

そこで、政府は平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定するなど、地方創生に取り組んでいます。

人と人とのつながりを考える時代

自治会等の地縁団体では、加入率の低下や役員等の高齢化により、環境美化や防犯・防災、災害時支援など、地域コミュニティの支え合いで保たれていた活動の継続が困難になると懸念されています。

また、血縁・地縁など、かつてあった人と人とのつながりが希薄となり、社会から孤立した人が急速に増えていることが、社会問題として取り上げられています。

地域コミュニティを維持・強化していくためには、地縁団体だけでなく、NPO等の多様な主体の参画・協働など、新たな仕組みを構築する必要があります。

多様性を認め合う社会づくりの時代

ワーク・ライフ・バランスや多文化共生の推進が求められており、全ての人々が参加できる社会のあり方が問われています。また、平成28年4月には、いわゆる「障害者差別解消法」が施行されており、障害のある人もない人も、共に生き、共に支え合う共生社会の実現に向けて取組を進める必要があります。

公共、民間を問わず、施設のバリアフリー化の推進やサービスの享受に係る格差是正など、日常生活のあらゆる面において、人の多様性を踏まえた合理的な配慮が求められています。

更なる「危機への備え」をつくる時代

平成23年3月に発生した東日本大震災の被害が収束しない中、平成28年4月には熊本地震が発生し、甚大な被害がありました。南海トラフ地震の発生確率も高まっているほか、地球温暖化が原因といわれる集中豪雨なども頻発しています。

国際社会では、テロや軍事的緊張の高まりがあり、日常生活では、特殊詐欺やサイバー犯罪等による被害、身近で起こる交通事故、食の安全性に関する問題など、様々な不安があります。

東日本大震災後、政府は「国土強靱化」を掲げて、国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な損傷を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを備えた社会の仕組みづくりを進めています。また、安全・安心の基礎である地域コミュニティにおいて、普段からの備えの強化が求められています。

持続可能で、魅力あるまちづくりが求められる時代

人口減少の時代においても、将来にわたり持続可能な都市であるため、各地方公共団体では行財政改革を進めつつ、高度経済成長期などにつくられた都市インフラの計画的な修繕や更新など、公共施設マネジメントに関する取組を進めています。

また、国においてはスマートシティの実現に向け、都市インフラを始め、様々なまちづくりの分野においてICT関連の先進的技術を取り入れる実証実験を推奨しています。

各地方公共団体は、住みたいまちとして選ばれるよう、様々な手段を講じてまちの魅力を引き出すとともに、多様な広報媒体を活用した情報発信を展開しています。

ICTの進化が大きな変革をもたらす時代

ICTの発展と普及により、地球規模での情報やモノの交流拡大など、あらゆる分野での変革が進みました。また、スマートフォンなどモバイル端末の普及が進み、いまや多くの人々の生活と切り離せないものとなっています。

一方で、情報格差、個人情報の流出、インターネットを悪用した犯罪・人権侵害などの問題も生じており、行政におけるICT活用では、あらゆる人にとって安全で使いやすいサービスの構築が求められるところです。

また、情報の双方向性が高まって、SNSなどを通じた一人ひとりからの発信が新しい交流を生んでいるほか、生活に浸透したICTからもたらされるビッグデータの活用なども進んでいます。

さらに、AIやIoTの進化は、単に私たちの生活を便利に、また豊かにするだけでなく、産業構造や労働環境を一変させる可能性があります。

政府が平成29年に策定した「未来投資戦略2017」には、目指すべき将来像が示されており、国と民間と地方公共団体が一体となって、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、様々な社会課題の解決を試みる事が求められています。

※スマートシティ

ICT・環境技術などの先端技術を用いて、社会インフラを効率化・高度化した都市や地域

※ICT

情報処理や通信に関する技術

※SNS

インターネットを通じ、登録者同士が交流することを目的としたサービス

※ビッグデータ

一般的なデータ管理・処理ソフトでは扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータ。社会の動き、環境の変化、人々の行動などの分析・予測に活用が可能とされている

※AI

「学習」、「認識・理解」、「予測・推論」など、人間の知的活動を、コンピュータを用いて人工的に実現するもの

※IoT

様々な「モノ」がインターネットに接続され、相互に通信することで制御される仕組み

2 西宮市の現状と課題

(1) これまでの総合計画とまちづくりの進展

本市は「文教住宅都市」を基本理念とし、まちづくりを進めてきました。

これまでの総合計画によるまちづくりには、その時々時代の背景や直面する課題によって、それぞれ特徴が現れています。

これまでの取組の積み重ねが現在の本市の礎となっており、今後直面していく課題の解決を図る上でも、まちづくりの経緯を踏まえた長期的な視点が必要となります。

1

文教住宅都市宣言（昭和38年）

良好な住宅地と恵まれた自然・文化・教育環境などを生かしたまちづくりを進めることを明らかにするため、「文教住宅都市」を宣言しました。

これを機に、本市の「文教住宅都市を基調とする個性的な都市の建設」を軸としたまちづくりが始まります。

また、この時期以降、戦後の急激な人口増加や高度経済成長に伴う行政需要の増大等に対応するため、教育施設、住宅施設、行政施設等の整備が急速に進みました。



文教住宅都市宣言式（S38）

2

西宮市総合計画（昭和46～60年度）

文教住宅都市宣言の理念を具現化した長期的なまちづくり計画として、西宮市総合計画が策定されました。

途中、オイルショック等の社会情勢の変化や財政のひっ迫に伴い、財政健全化計画の策定や総合計画の改定を行いつつも、教育施設や地区市民サービスセンターの整備など、阪神間の文教・住宅・レクリエーション機能を担う都市として発展を続け、文教住宅都市の基礎が構築されました。



コミュニティ誌「宮っ子」創刊（S54）

3

西宮市新総合計画（昭和61～平成10年度）

期間の中ほどにはバブル経済の崩壊などの大きな社会変化があったものの、生活環境の向上、都市基盤の整備、高齢化に対応した福祉の充実、更には、市民の教育・文化・スポーツ活動の推進などの取組が進められました。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災により、基本構想期間を3年間延長し、同年6月に策定した西宮市震災復興計画の下、一日も早い市民生活の再建と都市の復興に取り組みました。



リゾ鳴尾浜（H4）

4

第3次西宮市総合計画（平成11～20年度）

震災復興の過程で生じた多額の地方債の償還などにより、厳しい財政運営を余儀なくされました。しかし、全期間を通じて行財政改善を実施しながら、市民ニーズや時代の要請を踏まえた分野への予算の効果的、重点的な配分に努めました。

地方分権改革に伴う地方公共団体の権限の拡大や、地域の実情に合ったより質の高い市民サービスの迅速な提供を目指すべく、平成20年4月には中核市に移行しました。



第3次西宮市総合計画

5

第4次西宮市総合計画（平成21～30年度）

「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」を基本目標に定め、市民一人ひとりが感動できるまち、「躍動的な文教住宅都市」を実現することを掲げました。

阪神・淡路大震災からの復興のために発行した多額の地方債の償還に目途が立った中で迎えた10年間でしたが、前総合計画期間中の急激な人口増加に加えて、女性の就業率が向上したことなどから、教育、子育て等の行政需要が増え、その対応が、計画期間を通じて大きな課題であり続けました。

緩やかな人口増加が続くとの見込みの下、学校の教室不足への対応や、保育所・留守家庭児童育成センターなどの定員増に取り組みましたが、震災後に供給された多数の住宅に、多くの子育て世代が入居した影響により、小学校の教室不足に関しては、新しく高木北小学校を開校するなど、計画策定時は予想できなかった事案にも臨機に対応しました。また、アサヒビール工場跡地活用の検討や都市基盤整備などに取り組んできました。

人口の増加は、市の活性化をもたらす一方で、行政需要の増加を伴うため、多くの財源や人的資源が必要となるなどの影響があります。そして、一部地域への過度な人口集中は、地域の活力や魅力に格差を生み、本市の特徴の一つである地域の多様性の維持が困難になる可能性があります。

また、震災後に膨らんでいた地方債の償還が減る一方で、教育や福祉などの行政サービスの充実重点を置いた財源配分を行ってきたことにより、公共施設等の老朽化への対策が十分にできていない状況にあります。

このような経験により、人口と行政需要のバランスに留意した、持続可能な都市経営を考えることの重要性を再認識することとなりました。



第4次西宮市総合計画

(2) 人口の推移

地方公共団体において、人口増減や人口構成の変化は、行政需要と財政状況に大きな影響を与えます。そのため、将来に向けた「人口の動き」を踏まえた上で、まちづくりを考える必要があります。

我が国では平成20年頃から人口減少が始まっていますが、本市ではそれ以後も人口増加が続き、平成28年をピークに人口減少に転じています。

以下では、これまでの人口の推移を振り返るとともに、将来人口の推計を示します。

① これまでの人口の推移

本市の昭和50年以降の人口の推移を図1に示しています。

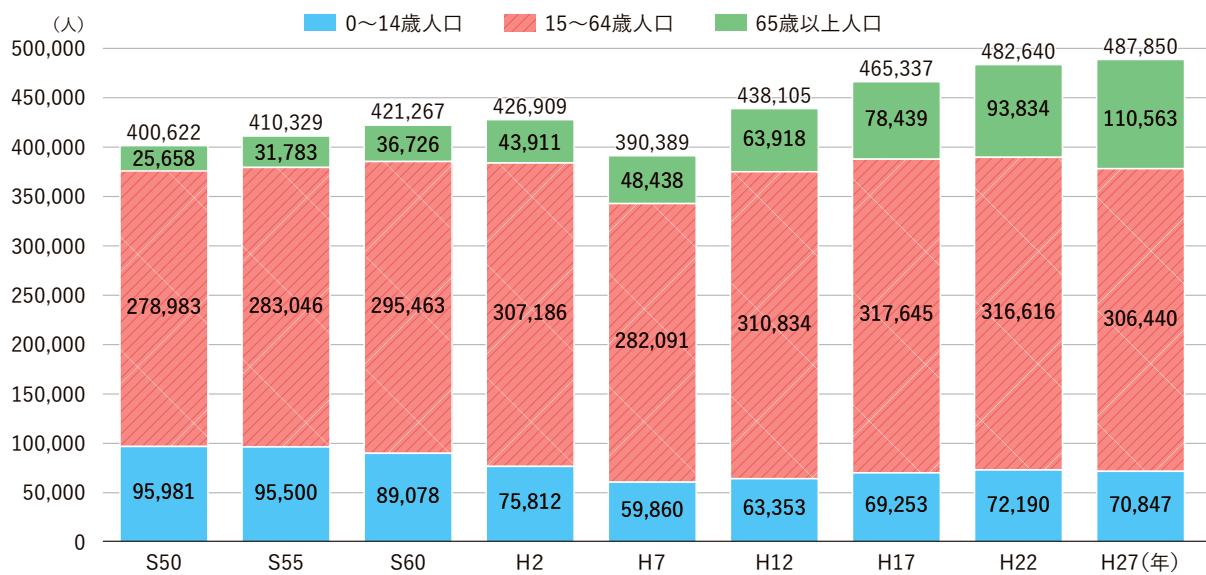
本市の人口は、市制施行時の大正14年には約34,000人でしたが、市域の拡大と都市化の進展により増加を続け、昭和50年には400,000人を超え、昭和60年頃には420,000人を超えるほどとなりました。しかし、平成7年の阪神・淡路大震災により状況は一転し、一時は390,000人程度まで激減しました。

しかし、震災復興に伴う住宅供給の増加により転入者が増加し、平成12年には震災前の人口を上回る約438,000人となりました。年間おおむね4,000人以上の人口増が平成19年まで続きましたが、以後も微増を続け、現在、本市には480,000人を超える人々が住んでいます。

また、本市の直近の年齢別人口と、全国の人口構成を本市の人口規模に当てはめて補正した年齢別人口との比較を、図2に示しています。震災後の人口増減が激しかったこともあり、人口の年齢別構成が大きく変化しており、本市の昭和32年以前生まれの人口が全国に比べて少ないのに対して、昭和42年から昭和51年生まれの人口は、全国に比べて突出して多くなっています。また、平成10年から平成20年生まれの人口は、全国的には年齢が低くなるに従い少なくなりますが、本市では子育て世代の流入による影響で、年齢が低くなっても人口は余り変わりません。

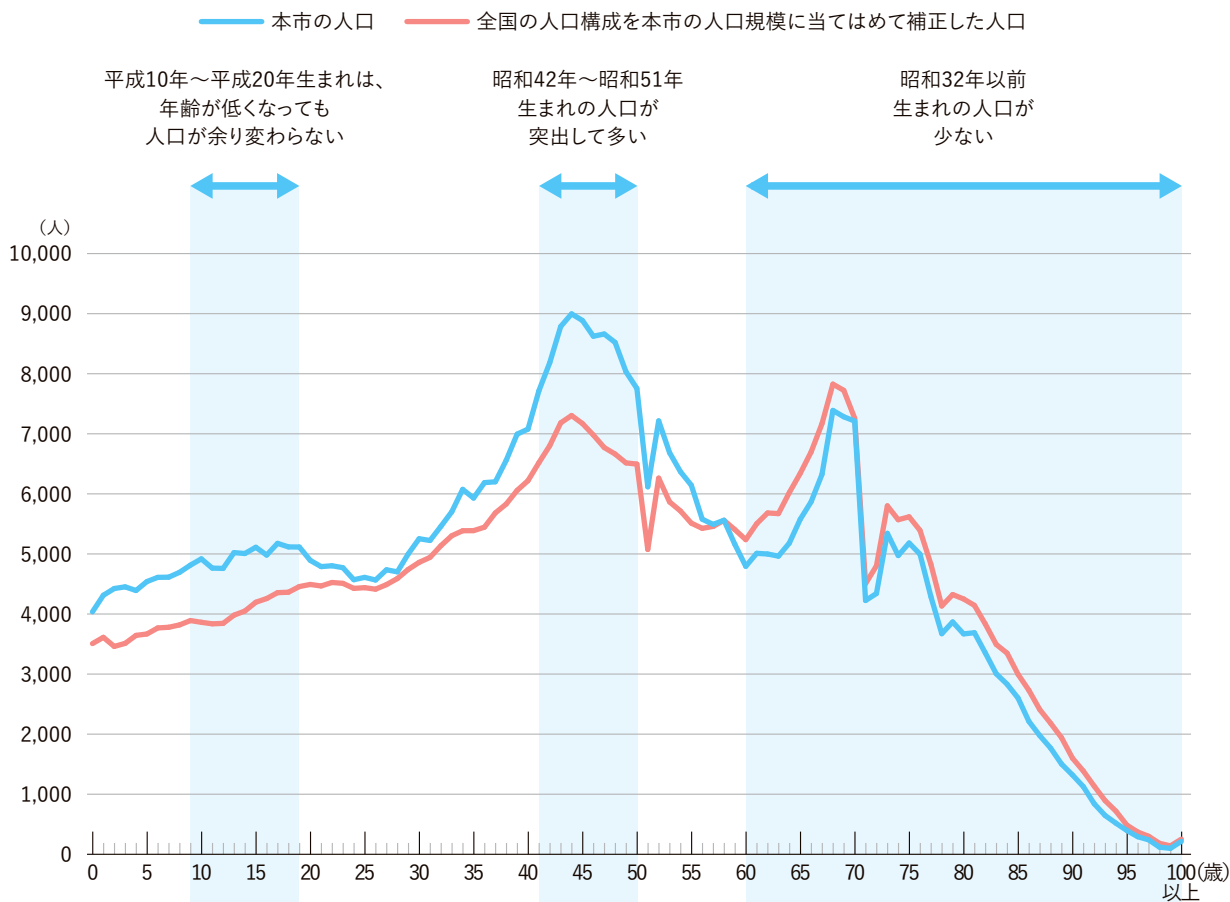
しかし、平成21年生まれ以降の人口については、本市も全国と同様に、年齢が低くなるに従い少なくなっており、今後は、児童・生徒数の減少が進んでいくものと考えられます。

■ 図1 本市の人口の推移



出典：昭和50年～平成27年国勢調査（総務省統計局）

■ 図2 本市及び全国の人口構成を本市の人口規模に当てはめて補正した年齢別人口の比較



※本市の人口：H29.9.30 現在住民基本台帳人口

※全国の人口構成を本市の人口規模に当てはめて補正した人口：H29.10.1 現在推計人口（概算値）

②人口動態の推移

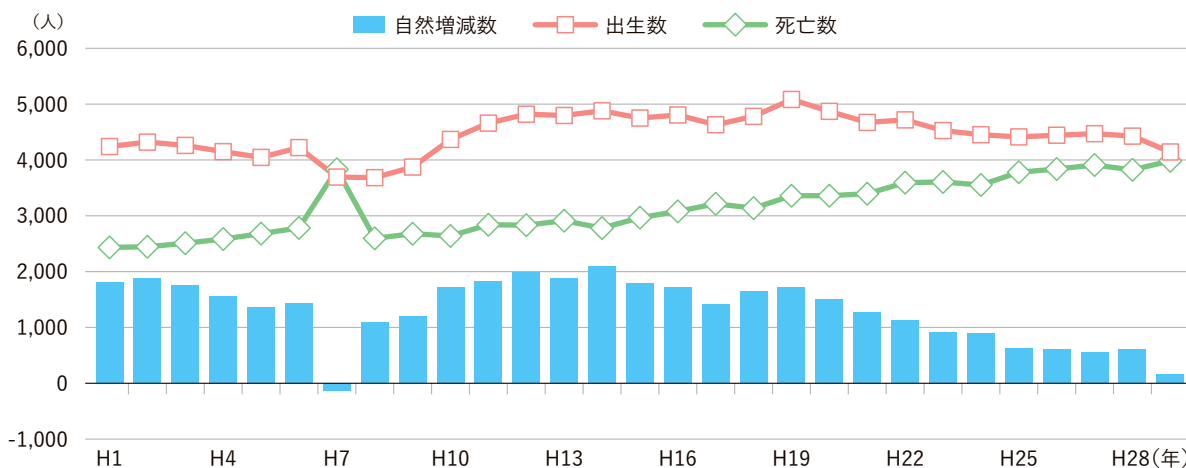
■自然動態の推移

平成元年以降の出生・死亡による人口動態の推移を図3に示しています。

阪神・淡路大震災が発生した平成7年は死亡数が出生数を上回りましたが、それ以外の年では、出生数が死亡数を上回っています。特に、本市への転入がピークとなった平成10年以降は、出生数が増えて一時は5,000人前後となりましたが、平成29年は4,100人程度まで減少しました。

一方、死亡数は増加傾向が続いており、平成29年は出生数とほぼ同数となっています。

■図3 人口動態の推移(自然動態)

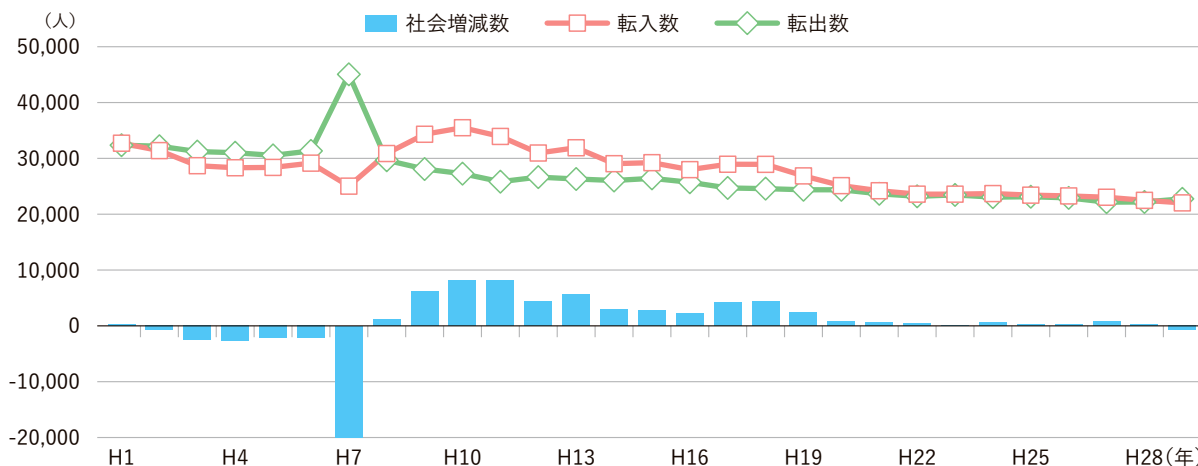


■社会動態の推移

平成元年以降の転入・転出による人口動態の推移を図4に示しています。

平成3年から平成6年まで年間2,000人程度の転出超過となっている状況が続き、阪神・淡路大震災が発生した平成7年には、20,000人程度の転出超過となりました。しかしながら、翌年の平成8年からは転入超過に転じ、平成9年から平成19年まで年間2,000人以上の転入超過となりました。平成20年以降も若干の転入超過が続いていましたが、平成29年は転出超過となりました。

■図4 人口動態の推移(社会動態)



③将来人口推計

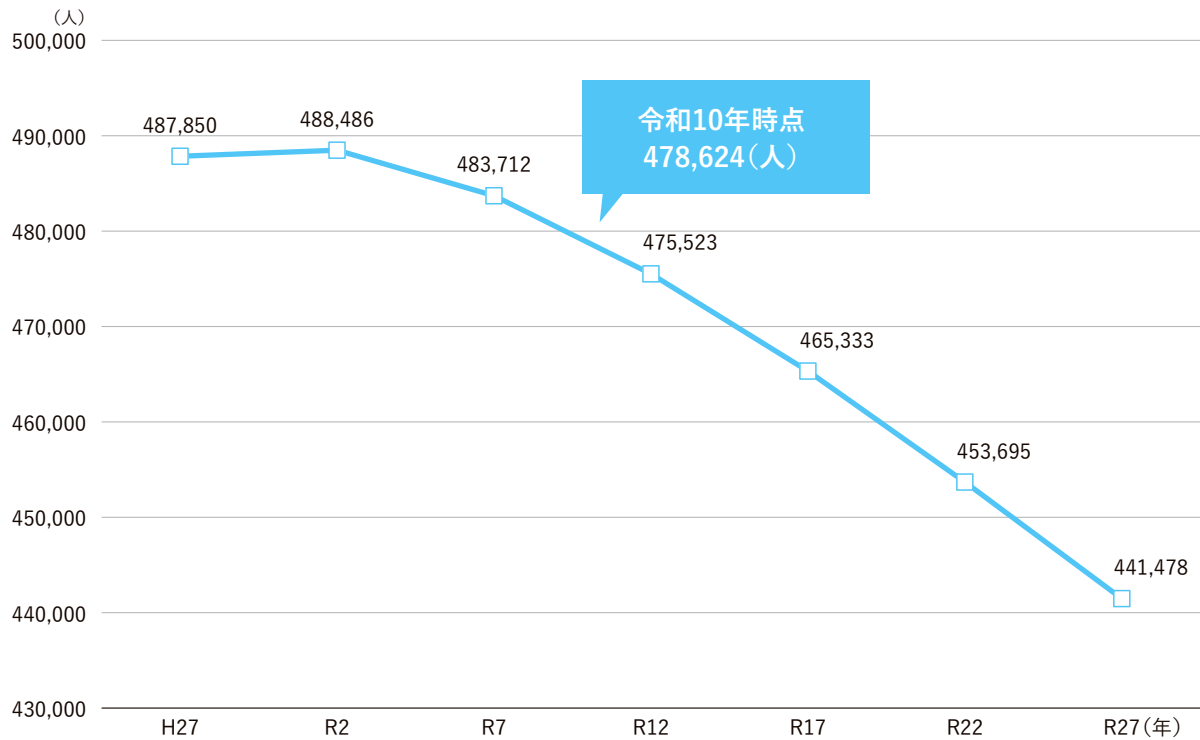
本市の将来人口推計の結果を図5に示しています。

令和3年までは緩やかに減少しますが、それ以降は減少幅が大きくなり、第5次総合計画の目標年次である令和10年時点では478,624人と推計しています。

また、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の割合が減少する一方、高齢者人口(65歳以上)が増加し、特に令和12年以降は高齢化率が急速に上昇すると予測されています。

このうち、大規模マンション開発等により住宅供給が多い地域では、全市に比べて年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の割合が高く、人口減少や高齢化の進行は緩やかですが、それ以外の地域では、おおむね全市と同様か、あるいは、人口減少や高齢化が早く進むなど、市内でも地域間で差が生じると予測されています。

■図5 本市の将来人口推計



■表1 本市の将来人口推計(第5次総合計画期間)

年齢3区分	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年
0～14歳人口	67,135	65,672	65,236	63,955	62,634	61,450	59,937	59,477	58,351	57,316
15～64歳人口	303,455	302,510	300,561	300,644	300,409	299,775	298,027	295,585	294,054	292,308
65歳以上人口 (うち、75歳以上)	118,033 (58,800)	120,304 (60,105)	122,274 (61,067)	122,421 (64,572)	122,801 (67,800)	123,488 (70,892)	125,748 (73,598)	127,714 (75,712)	128,306 (76,541)	129,000 (76,765)
総数	488,623	488,486	488,071	487,020	485,844	484,713	483,712	482,776	480,711	478,624

(3) 公共施設の大量更新

我が国では、高度経済成長期に多くの公共施設が集中的に建設されました。今後これらの公共施設が次々に大規模修繕や建替えを必要とする時期を迎え、多大な費用負担が見込まれることが、全国の地方公共団体で課題となっています。

本市においてもこのことを踏まえた上で、計画的に老朽化対策や更新を行う必要があります。

① 建築系公共施設の概要

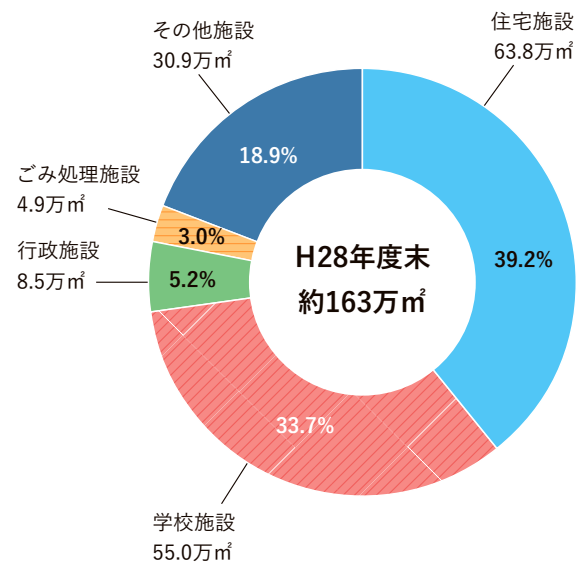
本市の建築系公共施設（市営住宅、学校、公民館等）は平成29年3月31日時点で、施設数683施設、延床面積約163万㎡となっており、39.2%を住宅施設、33.7%を学校施設が占めています。

住宅施設が多くなっていますが、これは、阪神・淡路大震災により多くの震災復興住宅を整備したことが主な要因となっています。

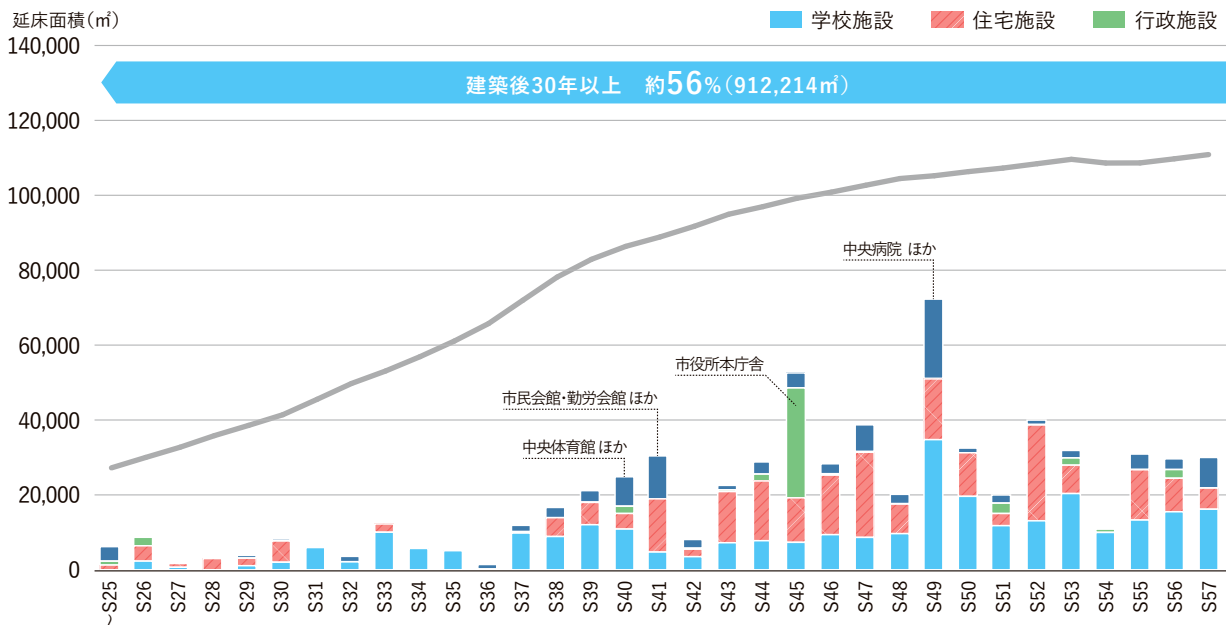
また、高度経済成長期の都市化の進展に合わせて集中的に整備し、建築後30年以上が経過した施設が全体の約56%を占めており、今後これらの施設の老朽化対策や更新（建替え）に必要な費用が課題となります。

さらに、本市では阪神・淡路大震災後に整備された施設が多く、これらの施設が建築後20年を経過し一斉に計画修繕の時期を迎えるため、改修等に必要な費用が集中することも課題となります。

■ 図6 施設区分別の延床面積構成比



■ 図7 建築年度別・施設区分別の延床面積



②更新・改修費用の増大

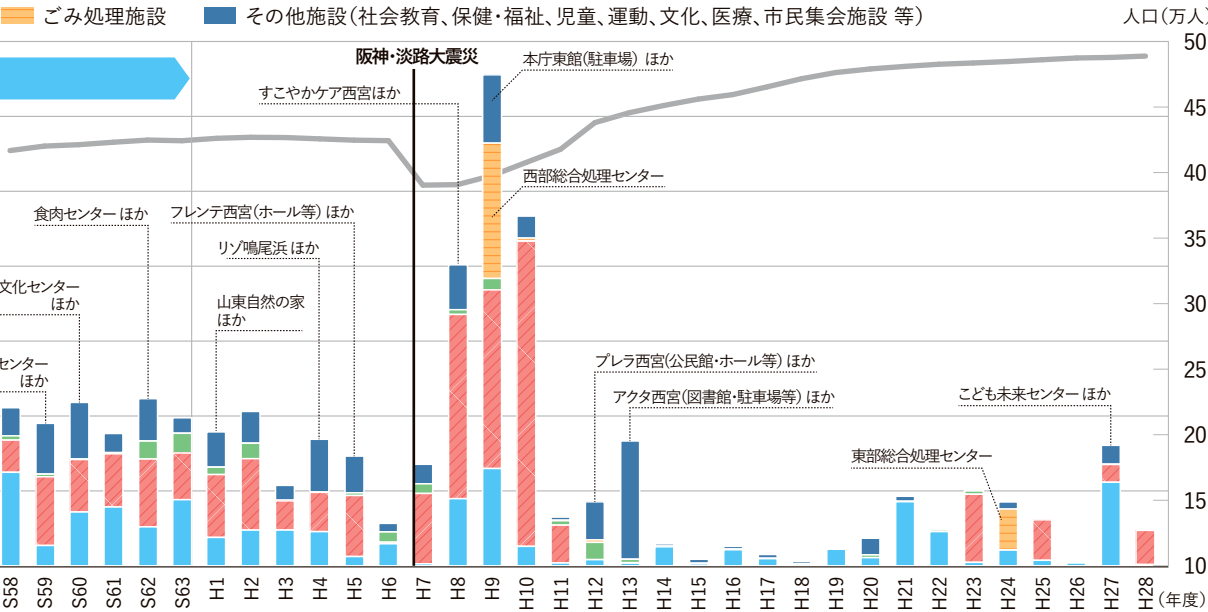
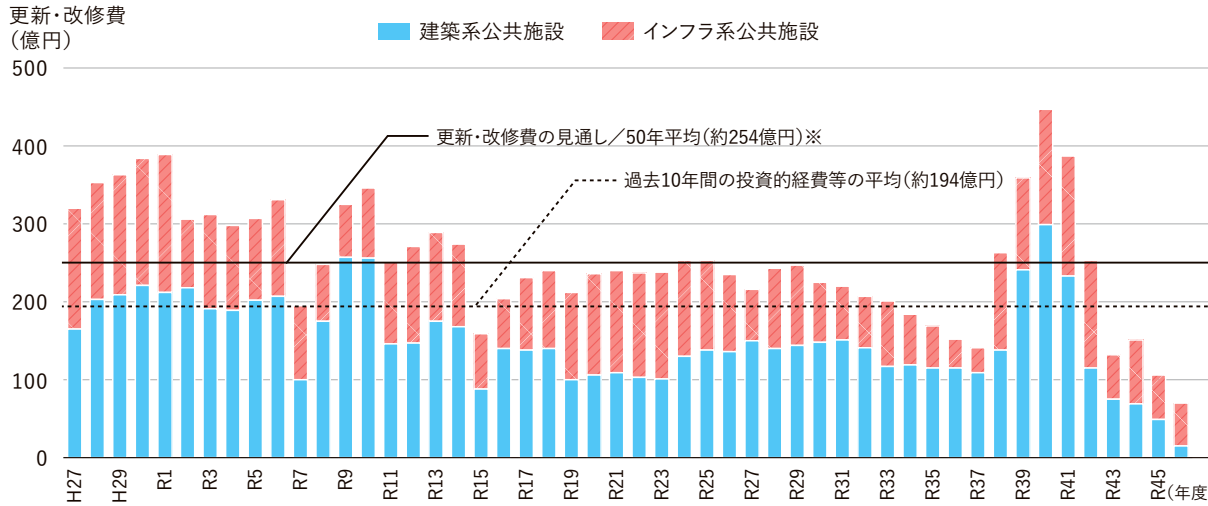
平成29年3月に策定した「西宮市公共施設等総合管理計画」では、建築系公共施設とインフラ系公共施設（道路や橋りょう、上下水道施設等）について、現有施設の建築年や耐用年数、延床面積など一定の条件の下、今後50年間で必要となる更新・改修費用の見通しを約1兆2,676億円、単純平均では年間約254億円と試算※しています。

これは、過去10年間（平成18～27年度）における投資的経費等の年間平均額約194億円の1.3倍に当たり、現状のまま公共施設を保有し続けると、財源不足により更新・改修費用等を賄うことができず、安全面だけでなく公共サービスの質の低下にもつながることが考えられます。

このため、特に建築系公共施設の総量縮減や維持管理・更新コストの削減のほか、未利用地等公的不動産の有効活用（売却・貸付等）による財源の確保など、財政負担の軽減・平準化に向けた取組が不可欠となっています。

※現有施設の増減はなく更新時には同様の施設整備をするなど、一定の条件の下に総務省更新費用試算ソフトを活用してシミュレーションを行った結果であり、実際に発生する事業費とは異なります。

■図8 更新・改修費用の推計



基本構想

現状と課題

(4) 経済・財政状況

我が国の経済状況は、人々の暮らしやまちの活力に直結します。

また、時代の移り変わりとともに生じる様々な課題に対応できるよう、健全かつ柔軟な財政運営が求められています。

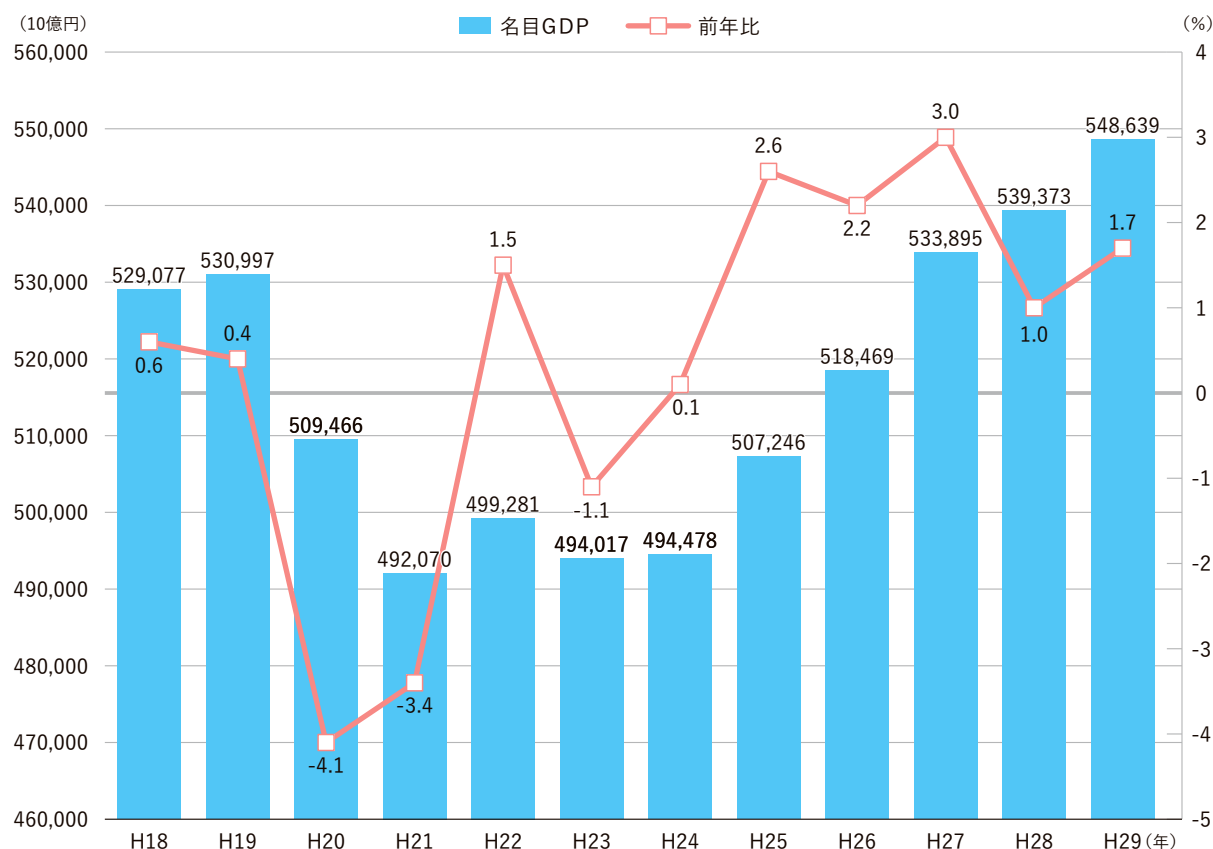
① 経済状況

内閣府の「月例経済報告」(平成30年9月)によると、政府の各種政策による効果もあり、雇用や所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかな回復基調で推移しています。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要があるとされており、先行き不透明感は根強く残っています。また、「日本経済の現状」(平成30年4月 内閣府)によると、平成24年12月からの景気回復期間は、平成30年4月で65箇月となり、戦後2位のいざなぎ景気を超える長さとなった可能性が高いとされました。

なお、令和元年10月には、2度の延期を経て、消費税率が8%から10%に引き上げられることが予定されていますが、増税に伴う個人消費の低迷など景気に与える影響が懸念される所です。

このような中、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、国・地方が基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組むことなどが挙げられており、地方自治体においては先進的な業務改革の取組等を実施することが求められています。

■ 図9 名目GDPと成長率



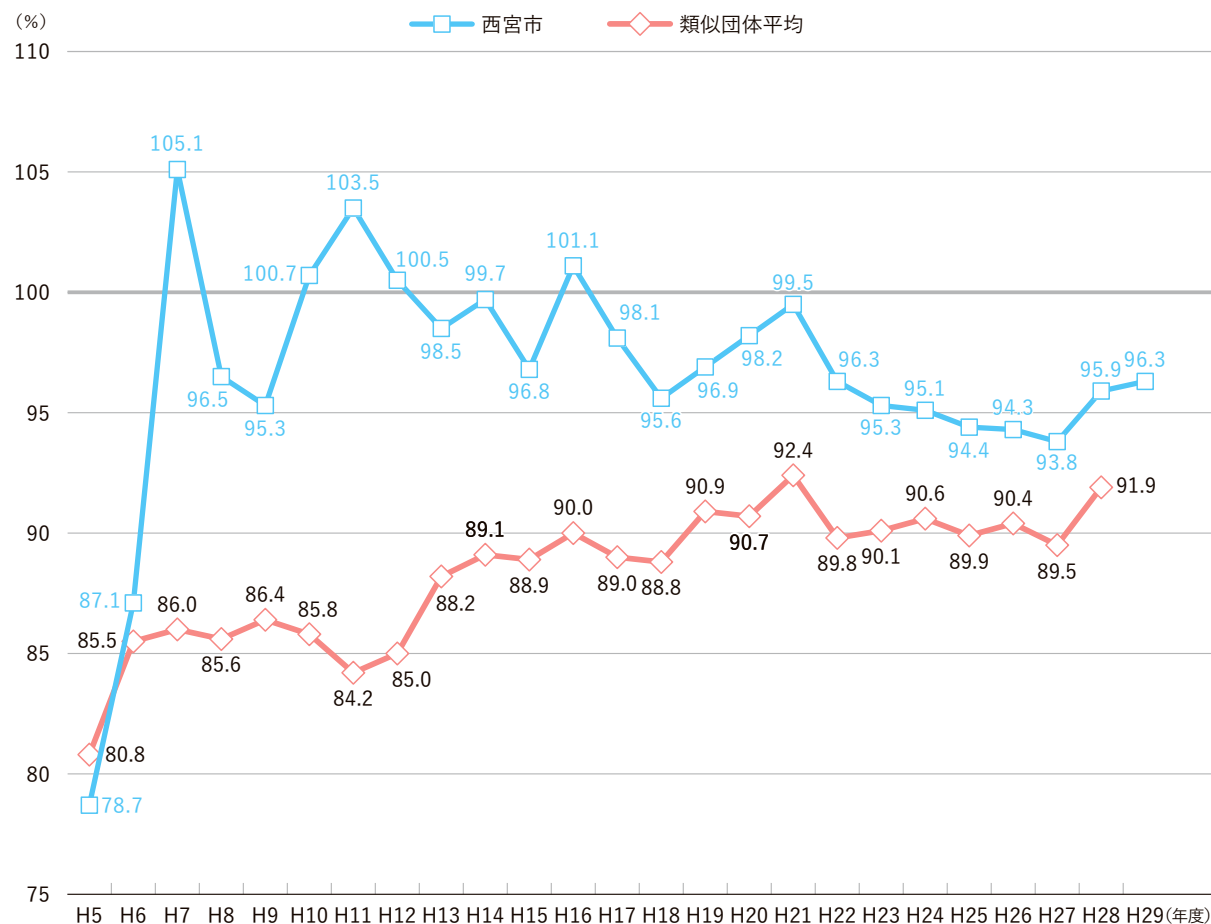
② 財政状況

本市の財政状況は、阪神・淡路大震災を機に急激に悪化し、震災復旧・復興事業の実施により平成10年度末の地方債残高は震災前の平成5年度末と比べて3倍以上に膨れ上がりました。また、平成5年度末に174億円あった財政基金等の残高も平成17年度末には60億円まで減少しました。

近年は市債の償還が進んだこともあり、市債残高や基金残高ともに震災前の水準に戻り、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は改善傾向で推移していましたが、類似団体と比較すると高い水準のままです。

今後は介護や子育て支援などの社会保障関係経費の伸びに加え、公共施設の老朽化対策に要する経費の増大が見込まれるため、財政状況がますます厳しくなると予測しています。このため、硬直化した財政体質の改善に向けた取組が必要となっています。

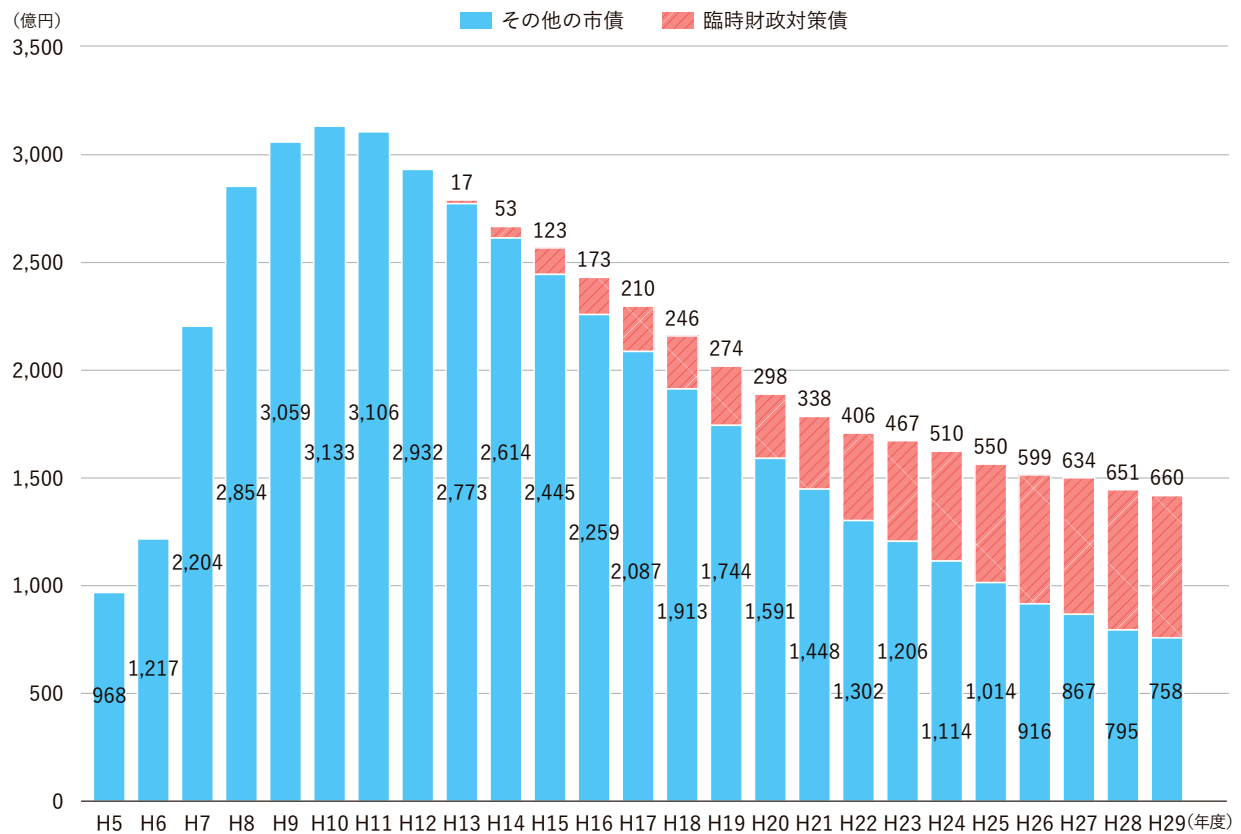
■ 図10 経常収支比率（震災前～H29）



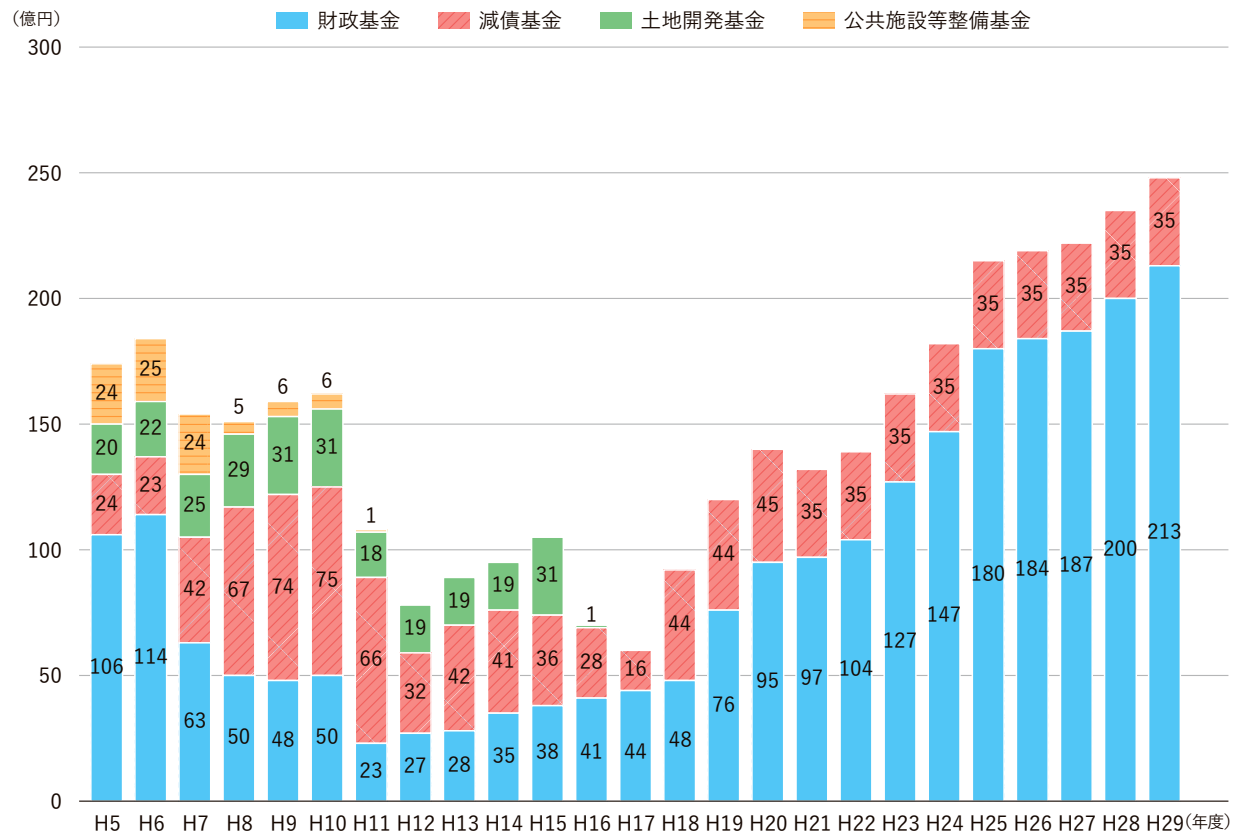
※類似団体は、H12以前はV-5類型、H13以降はVI-5類型、H17以降はIV-3類型、H20以降は中核市。

※類型は人口及び産業構造により分類される。

■ 図 11 地方債残高 (震災前～ H29)



■ 図 12 基金残高 (震災前～ H29)



(5) 市民の意識

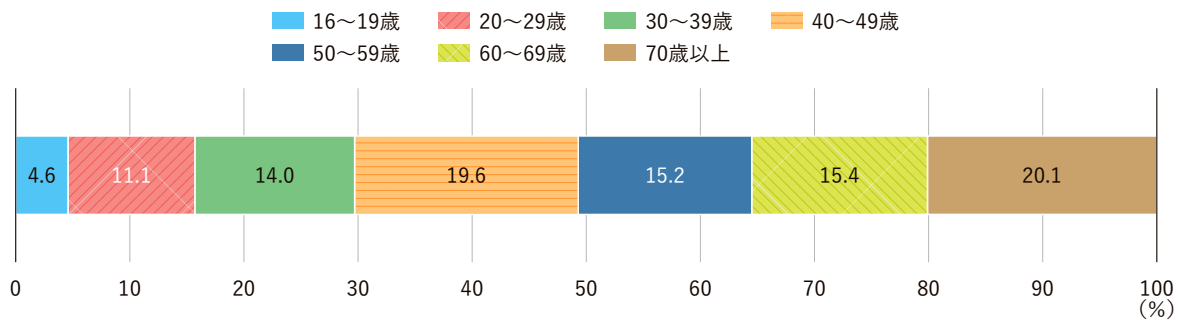
本計画の策定に当たっては、市民の意見を計画に反映するため、平成29年度に5,000名の市民を対象に、「第5次総合計画に関する市民アンケート調査」（回収数1,769名、回収率35.4%）を行いました。以下は、その結果の一部を抜粋したものです。

※端数処理の都合上、各図の構成比の合計が100%にならない場合があります。

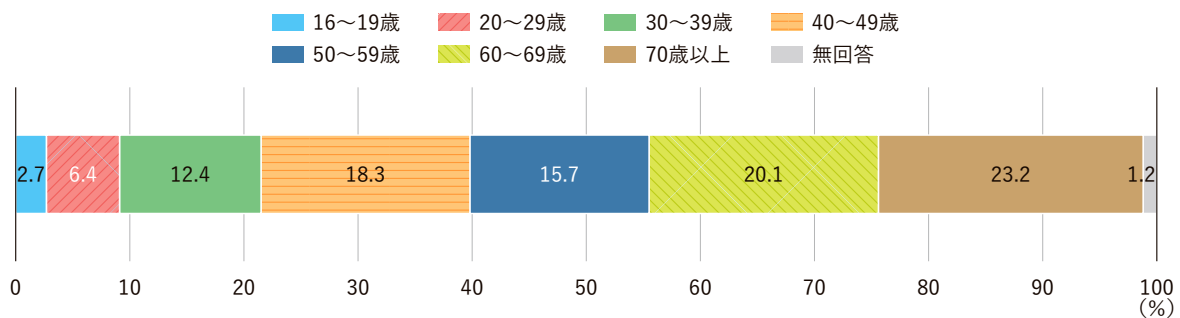
① 回答者の年齢と年齢別回答率

調査対象者は無作為に抽出しているため、本市の実際の人口構成に近い年齢構成となっておりますが、年齢別で回答率に差があり、回答者の年齢比率は、本市の実際の人口構成に比べ、高齢者が多くなっています。

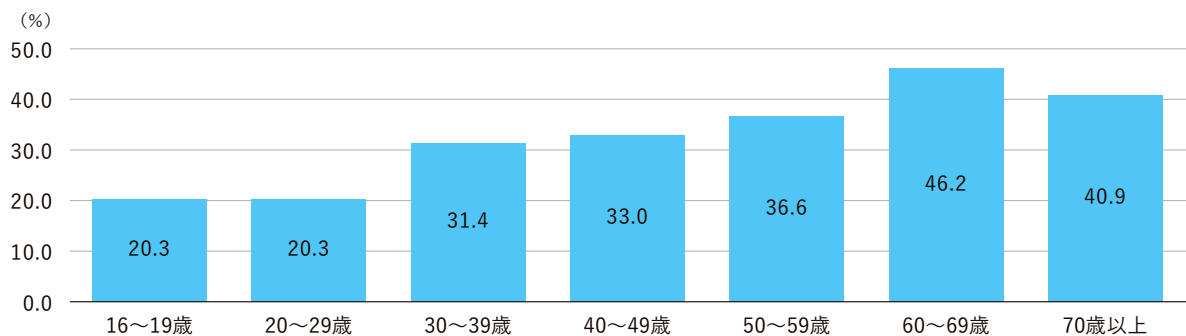
■ 図13 調査対象者の年齢比率



■ 図14 回答者の年齢比率



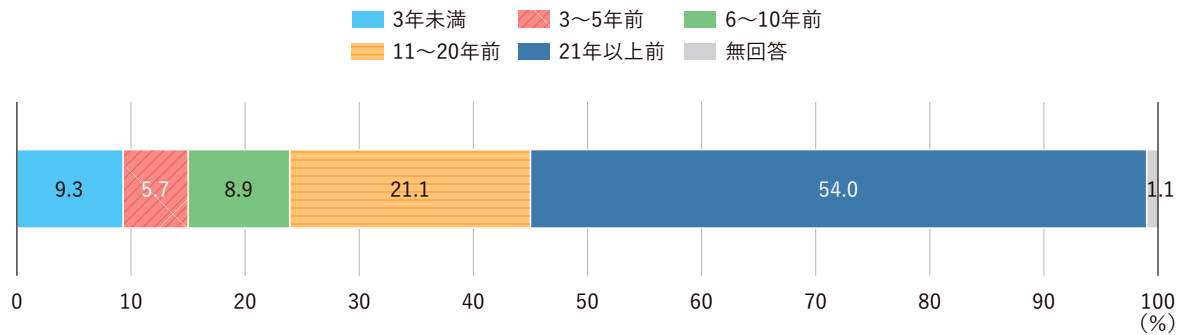
■ 図15 年齢別回答率



② 回答者の市内居住年数

市内居住年数が21年以上といった長期に居住している人の割合が半数を超える一方で、市内居住年数が10年以下の人の割合が1/4程度を占めています。

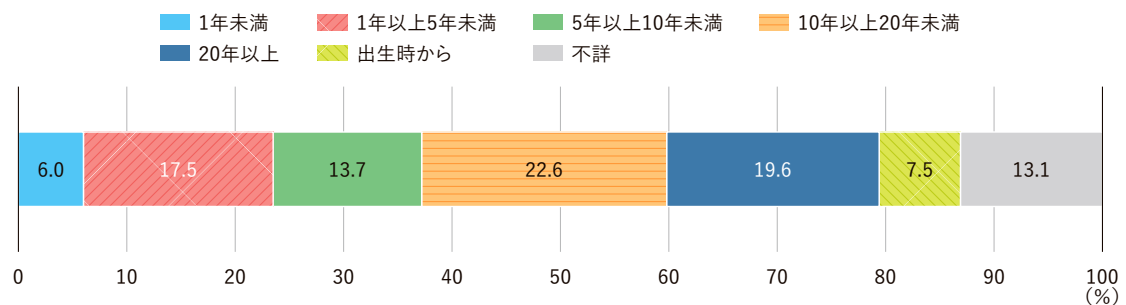
■ 図16 居住年数比率 (アンケート調査)



【参考】

平成27年国勢調査の結果では、居住年数が20年以上と回答した人の割合は約2割、10年未満の市内居住者は4割弱となっており、アンケート調査では、長期に居住している人からの回答が多くなっています。

■ 図17 居住年数比率 (平成27年国勢調査)



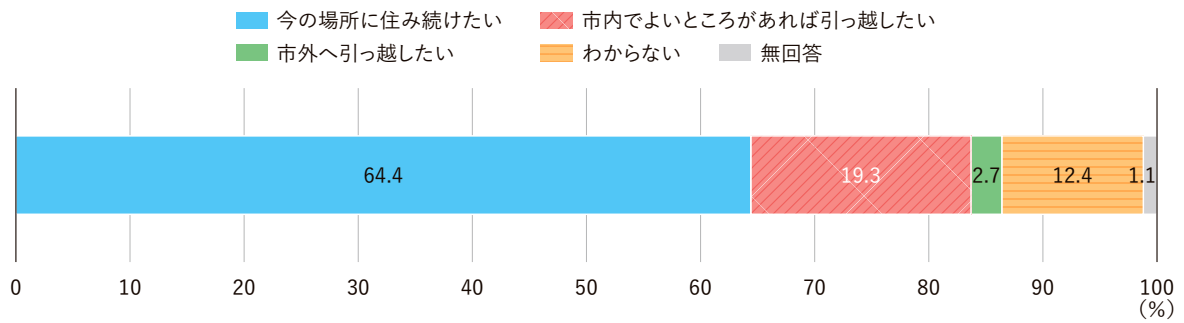
※アンケートでは市内居住年数を、国勢調査では現住所における居住年数を設問としています。

③定住意識

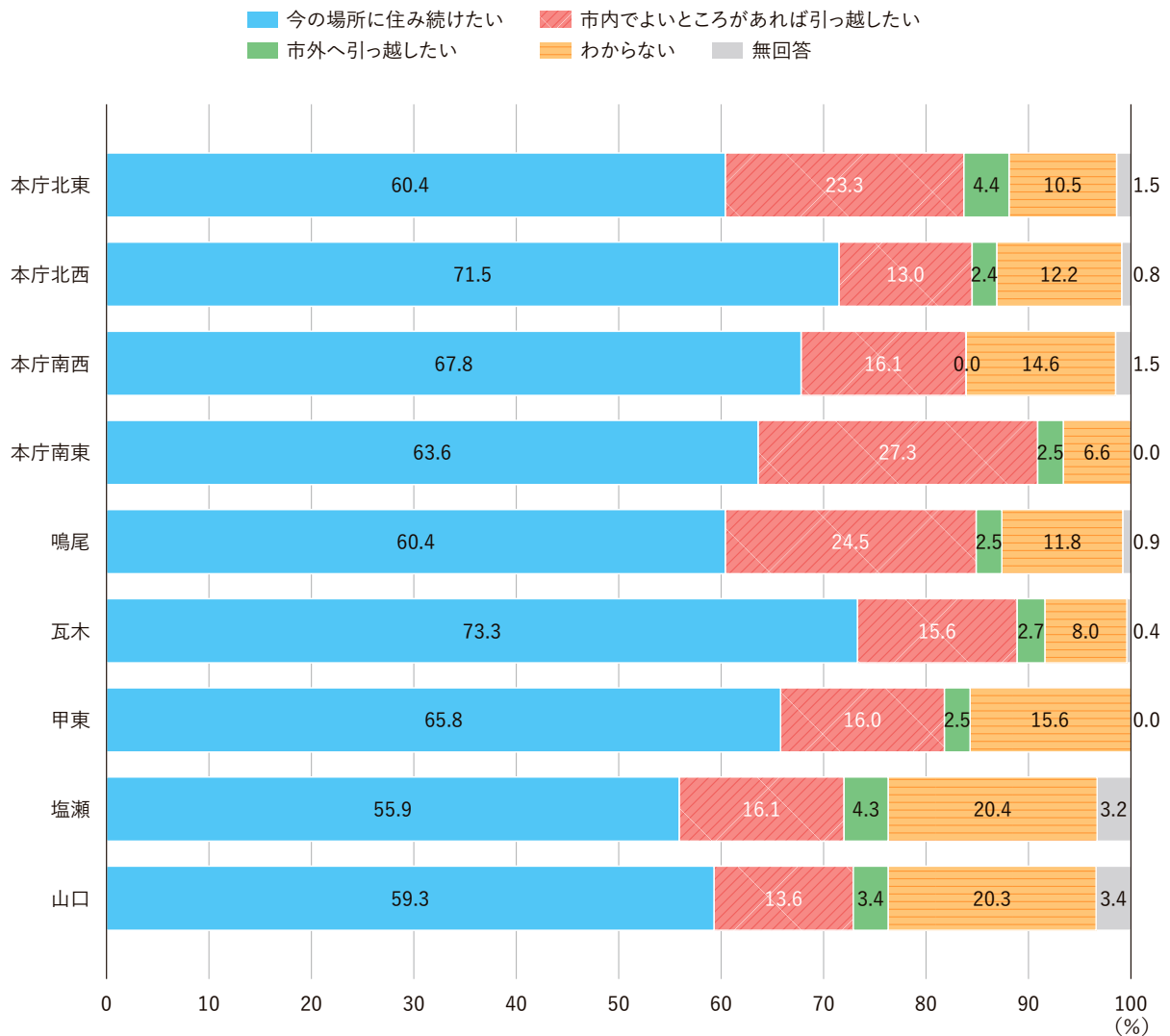
「今の場所に住み続けたい」という人の割合は64.4%となっています。

また、地域別で比較すると、瓦木、本庁北西では「今の場所に住み続けたい」と回答した方の割合が特に高く、いずれも70%を超える結果となっています。

■ 図18 定住希望比率（市全体）



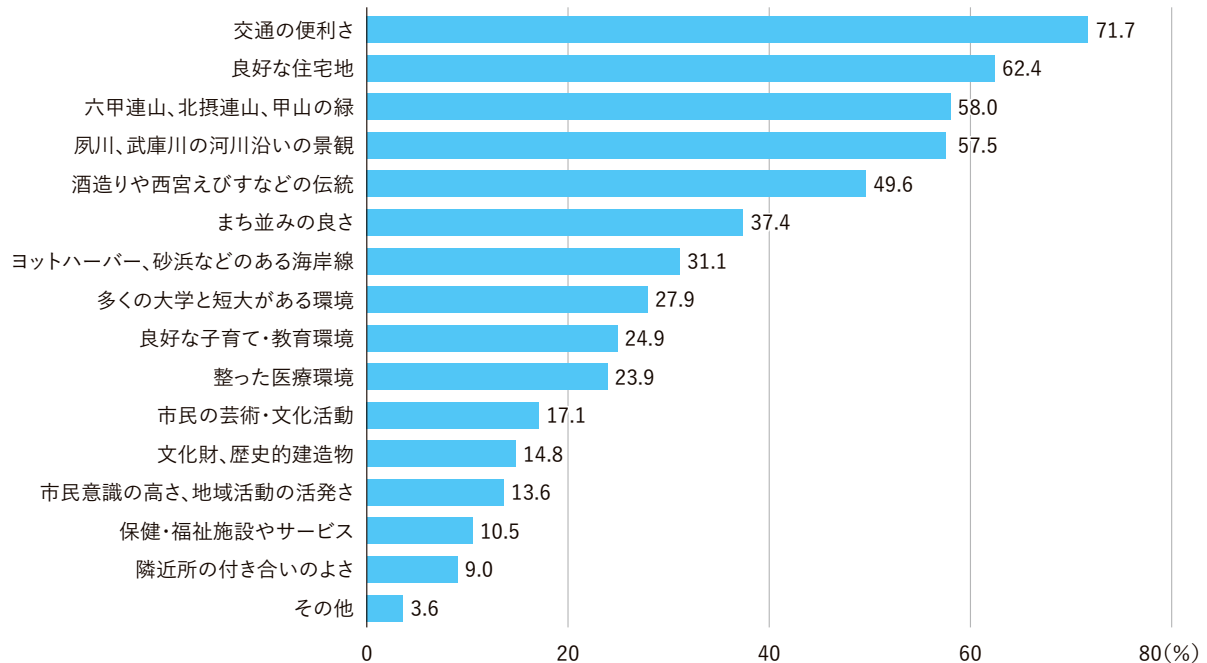
■ 図19 定住希望比率（地域別集計）



④ 都市の印象

西宮の良さについて、16個の選択肢から当てはまるものを選んでいただいたところ、全市の集計結果では、「交通の便利さ」、「良好な住宅地」、「六甲連山、北摂連山、甲山の緑」、「夙川、武庫川の河川沿いの景観」が上位となりましたが、地域別の集計結果をみると、北部地域では「交通の便利さ」、「整った医療環境」の選択割合が低いなど、それぞれの地域特性がうかがえます。

■ 図20 西宮の良さについて（全市集計）



■ 表2 西宮の良さについて（地域別集計）

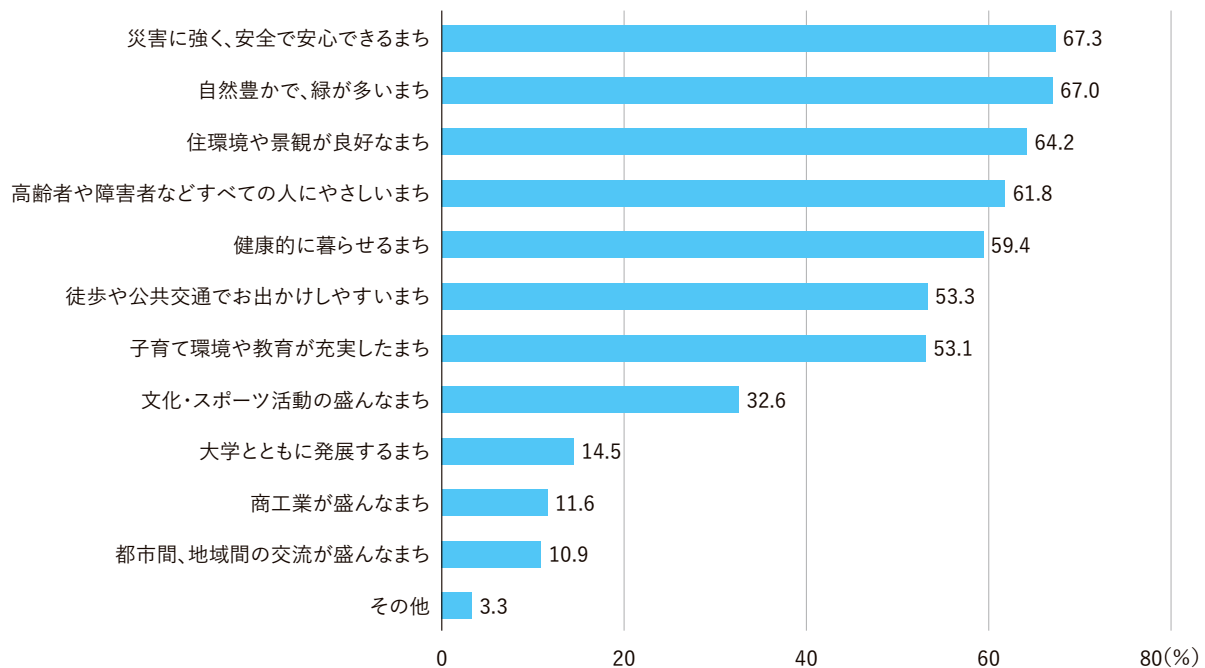
(%)

選択肢	本庁北東	本庁北西	本庁南西	本庁南東	鳴尾	瓦木	甲東	塩瀬	山口
1 : 交通の便利さ	76.0	69.1	76.9	79.3	77.7	85.9	72.2	31.2	10.2
2 : 良好な住宅地	63.6	74.0	53.8	55.4	56.0	68.3	75.5	53.8	59.3
3 : 六甲連山、北摂連山、甲山の緑	63.6	69.1	56.3	50.4	51.1	52.3	66.2	62.4	69.5
4 : 夙川、武庫川の河川沿いの景観	63.3	85.4	67.3	52.9	51.4	54.6	53.6	41.9	35.6
5 : 酒造りや西宮えびすなどの伝統	41.8	45.5	63.3	53.7	53.9	48.1	48.9	48.4	39.0
6 : まち並みの良さ	40.7	48.0	35.2	40.5	29.4	46.6	40.1	30.1	20.3
7 : ヨットハーバー、砂浜などのある海岸線	30.2	30.1	51.8	38.0	35.3	28.6	21.5	17.2	5.1
8 : 多くの大学と短大がある環境	26.9	26.0	22.1	25.6	24.1	32.1	42.6	22.6	18.6
9 : 良好な子育て・教育環境	28.7	22.0	18.6	28.9	23.8	29.4	30.4	9.7	18.6
10 : 整った医療環境	23.6	16.3	29.6	32.2	35.3	21.8	18.1	5.4	6.8
11 : 市民の芸術・文化活動	19.3	17.1	17.1	16.5	14.9	19.8	21.1	9.7	10.2
12 : 文化財、歴史的建造物	14.9	11.4	15.1	22.3	12.1	16.8	13.9	11.8	18.6
13 : 市民意識の高さ、地域活動の活発さ	15.3	22.0	13.6	14.0	11.5	15.3	11.4	10.8	10.2
14 : 保健・福祉施設やサービス	9.8	6.5	12.1	17.4	11.5	10.7	8.9	7.5	10.2
15 : 隣近所の付き合いのよさ	5.8	5.7	8.0	13.2	11.1	8.8	10.1	10.8	5.1
16 : その他	2.2	5.7	2.0	5.0	4.0	4.2	3.4	3.2	5.1

⑤都市の将来像

西宮の将来像について、12個の選択肢から良いと思うものを選んでいただいたところ、ほとんどの地域において「災害に強く、安全で安心できるまち」、「自然豊かで、緑が多いまち」、「住環境や景観が良好なまち」、「高齢者や障害者などすべての人にやさしいまち」が高い支持を得ており、全市の集計結果では、それぞれ60%を超えています。次いで「健康的に暮らせるまち」、「徒歩や公共交通でお出かけしやすいまち」、「子育て環境や教育が充実したまち」がそれぞれ50%を超えています。

■図21 西宮の将来像について（全市集計）



■表3 西宮の将来像について（地域別集計）

(%)

選択肢	本庁北東	本庁北西	本庁南西	本庁南東	鳴尾	瓦木	甲東	塩瀬	山口
1 : 災害に強く、安全で安心できるまち	63.3	65.9	69.8	73.6	68.4	71.0	67.5	60.2	57.6
2 : 自然豊かで、緑が多いまち	67.3	74.0	65.8	62.0	63.5	69.8	69.2	68.8	67.8
3 : 住環境や景観が良好なまち	70.5	74.0	65.3	52.9	59.1	69.1	67.9	63.4	49.2
4 : 高齢者や障害者などすべての人にやさしいまち	57.8	58.5	59.8	56.2	64.4	64.9	70.0	59.1	61.0
5 : 健康的に暮らせるまち	56.7	56.9	59.8	62.0	63.5	60.7	58.2	61.3	50.8
6 : 徒歩や公共交通でお出かけしやすいまち	50.9	54.5	57.8	50.4	52.3	62.2	49.8	52.7	50.8
7 : 子育て環境や教育が充実したまち	58.2	53.7	46.2	49.6	55.1	58.0	59.9	36.6	44.1
8 : 文化・スポーツ活動の盛んなまち	32.7	30.1	34.7	36.4	30.0	36.3	40.1	26.9	15.3
9 : 大学とともに発展するまち	15.6	12.2	11.6	12.4	13.9	17.6	17.3	12.9	13.6
10 : 商工業が盛んなまち	12.0	9.8	15.6	12.4	10.8	12.2	11.8	5.4	10.2
11 : 都市間、地域間の交流が盛んなまち	9.5	10.6	10.6	10.7	12.1	11.8	12.2	11.8	5.1
12 : その他	3.3	5.7	1.0	5.0	4.0	3.1	3.4	3.2	1.7

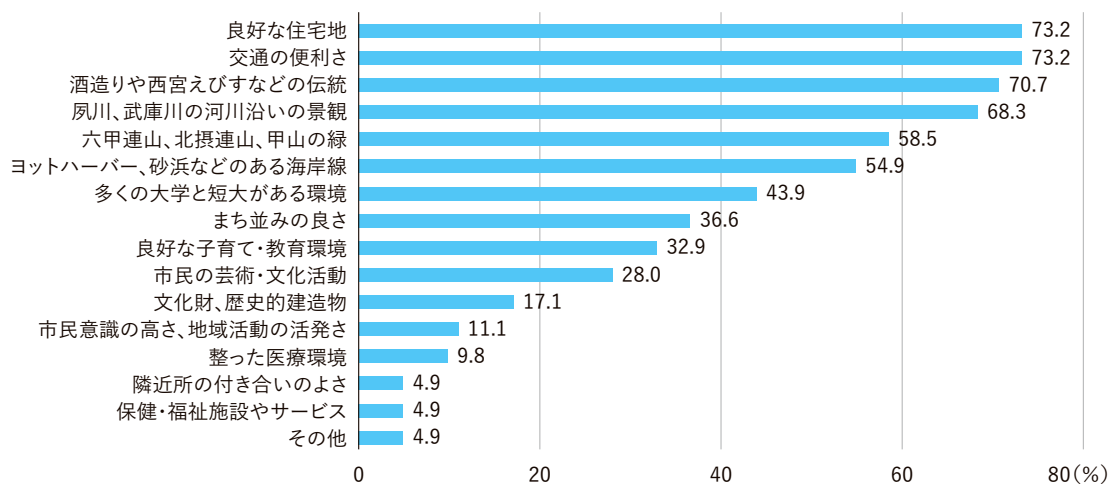
【参考】 市内事業者の意識

市民アンケートのほか、110社の西宮市商工会議所役員・議員企業を対象に、「第5次西宮市総合計画策定に関するアンケート」(回収数82社、回収率74.5%)を行いました。

① 都市の印象

西宮の良さについて、「良好な住宅地(73.2%)」と「交通の便利さ(73.2%)」の2つが同割合で最も多く、次いで、「酒造りや西宮えびすなどの伝統(70.7%)」が多くなっています。上位5項目については市民アンケートと同じものの、「酒造りや西宮えびすなどの伝統」の回答割合は高くなっています。

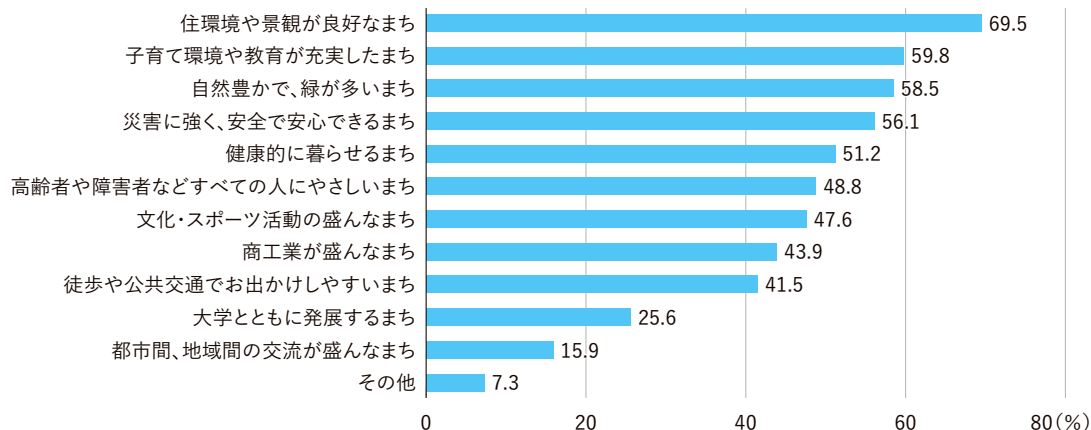
■ 図22 西宮の良さについて(市内事業者)



② 都市の将来像

西宮の将来像について、「住環境や景観が良好なまち(69.5%)」が最も多く、次いで「子育て環境や教育が充実したまち(59.8%)」が多くなっています。市民アンケートとは、全体的に回答割合に違いがありますが、中でも、市民アンケートでは下位だった「商工業が盛んなまち」の回答割合が高くなっています。

■ 図23 西宮の将来像について(市内事業者)



(6) 都市空間形成の現状

本市は、六甲山系・北摂山系・大阪湾に囲まれるとともに、関西経済の中心である大阪・神戸の中間に位置しています。

その立地特性により、豊かな自然環境を有しながらも道路・鉄道等の交通が至便であり、良好な環境と利便性を兼ね備えた住宅地が広がっています。また、多数の大学等も立地することから、文教住宅都市と称するにふさわしい都市となっています。

また、第2次計画に当たる新総合計画の策定以降、阪神西宮駅・JR西宮駅周辺と阪急西宮北口駅周辺を都市核に位置付けており、阪急西宮北口駅周辺では都市核にふさわしい都市機能が整ってきています。

交通ネットワークについては、江戸時代に京都・大阪と山陽地方を結ぶ主要街道が、六甲山系や北摂山系を避けて整備されたことから、複数の主要街道が西宮を通り、西宮で合流・分岐していました。このことにより、今でも多くの国道、主要地方道及び高速道路が西宮を通過しています。

同様に鉄道も山系を避けて整備されており、明治から大正にかけて現在のJR東海道本線・福知山線、阪神本線、阪急神戸本線が順次開通し、それ以降、南北方向の路線も順次開通しました。

これらの交通ネットワークの整備により、本市は交通の要衝となり、大阪、神戸等の周辺都市との連絡が充実するとともに、市内地域間を結ぶ主要なネットワークの形成にも寄与しています。

(7) まちづくりの主要課題

六つの時代認識、これまでのまちづくり、人口推計、市民アンケート等により把握した都市の印象や都市の将来像を踏まえ、まちづくりの主要課題として次の6項目を定めます。

これらの課題に優先度を設定することは困難ですが、本市の魅力を維持する上で重要な要素であり、市民が誇りを感じ、守り高めていきたいと考えている分野として、「住宅都市としての価値を未来に引き継ぐ」を最初に位置付けています。

1

住宅都市としての 価値を未来に引き継ぐ

- 良好な住環境や風光明媚で生物多様性の豊かな自然環境を有し、個性的で美しい景観を備えた都市・西宮を、大切に守り、更にこの価値を高めながら、未来の世代へと引き継いでいく必要があります。
- 近年、市街地中心部で人口が増加し、市街地周辺部や郊外で人口が減少する傾向が続いており、各地域において、人口と公共施設等のバランスや空き家の増減傾向なども考慮しながら、安心して住み続けられる環境を維持していく必要があります。

2

子供の育ちを応援し、 子育てしやすい環境をつくる

- 全ての子供が心身ともに健やかに、たくましく育つような、また、家庭だけでなく、地域全体で子供の育ちを応援できるような世の中であることが求められています。
- 保育所待機児童の解消に取り組むとともに、多様化・高度化する発達支援ニーズへの対応など喫緊の課題に向けて、福祉・教育・保健・医療等の連携を強めていく必要があります。

3

自助と共助(互助)の考えで 地域のきずなを強め、 地域共生の社会に向かう

- 少子高齢化の進行により税収の伸びが見込めない一方で、福祉や子育て支援などの行政需要の増大が予測される状況では、行政による公助のみで全ての需要に対応することは非常に困難となります。
- 増大する地域の課題を市民一人ひとりが「我が事」として捉え、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、お互いに支え合いながら暮らすことのできる「共助(互助)」の考えに根ざした、顔の見える地域共生社会づくりを進めていくことが求められます。

4

まちの魅力ある資源を生かし、 市民文化を発信する

- より多くの人々が西宮を愛し、訪れたいくなるよう、恵まれた自然環境、歴史と文化財、「大学のまち」や「スイーツのまち」等の都市ブランド、市内企業、地場産品など、様々なまちの魅力ある資源が発掘され、生かされることが望まれます。
- 文化・芸術やスポーツ、生涯学習などに親しむ市民の姿は、文教住宅都市の心豊かな暮らしを象徴するものであり、これを更に醸成するとともに、市内外へ広く発信することが求められます。

5

安全・安心で快適に 過ごせるまちの基盤や 仕組みをつくる

- 清潔で快適な生活環境の確保と持続可能なまちづくりのためには、市民、事業者、行政等が一体となって、ごみの減量・再資源化や空き地・空き家の対策などを進める必要があります。
- 市民生活の安全性や快適性を維持・向上させるには、水道水の安定供給や下水の適正処理、交通の円滑化や地域活性化に資する道路整備などが必要となります。また、近年多発する集中豪雨による浸水被害への対策等も求められています。
- 防災・消防・救急の体制強化が求められているほか、「自助」と「共助（互助）」による地域防災力の強化や、地域防犯、交通安全、消費者被害の未然防止など、安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

6

地域力の向上を図りつつ、 長期的な展望に立った 持続可能な行政運営を行う

- 地域力の向上に向けて、地域活動の担い手を安定的に確保するための幅広い人材の育成・発掘、地域行政のあり方、コミュニティ拠点施設の有効活用などを検討する必要があります。
- 長期計画の策定、行政評価の活用、財政基盤の強化、公共施設マネジメントや広域連携の推進などにより、長期展望に立った計画的で効率的な行政運営を行うとともに、効果的な情報発信・広報・広聴により西宮への関心や愛着を高める必要があります。
- 市税の適正な賦課・徴収により市の財源確保に努めるとともに、取り巻く行政課題に柔軟に対応すべく、組織体制や事務の見直し・適正化、人事管理・人材育成等を的確に行う必要があります。また、行政の様々な分野でAIやIoTを積極的に活用することで、持続可能な行政運営を実現する必要があります。

1 施策推進の方向性

6項目のまちづくりの主要課題を踏まえ、将来像の実現に向け、基本計画に掲げる各施策を分野横断的に連携して推進します。

第4次総合計画では、総合計画の体系を基本とし、予算とも連携した行政評価の導入や、まちづくり指標などの数値目標による進行管理にも取り組んだほか、人事評価や目標管理の導入などを進め、新しい行政マネジメントの仕組みづくりに取り組みました。

しかし、数値目標による施策・事業の進行管理は、達成状況が分かりやすいという利点がある反面、その目的や効果について適切に表すことができる数値目標の設定が困難であるものも多く、成果等を評価する上での課題がありました。

一方で、総合計画の体系に沿って予算と行政評価を連携させ、一体的かつ体系的に行政運営を進める、行政マネジメントの基本的な考え方は、目的や効果を意識した予算の執行や事務事業の実施において重要です。

第5次総合計画では、より実効性の高い行政マネジメントが可能となるよう、運用面等の更なる改善に取り組めます。

なお、今後続く少子高齢化・人口減少社会においては、行政需要が増大し、多様化していくことが予想されます。限られた財源や人的資源の中で、行政がそれらに対応していくには、客観的データに基づいた行政経営や長期的見通しを踏まえた財政運営の下、費用対効果や費用負担のあり方、行政コストを意識しつつ、ICTの進歩を踏まえた新たな取組を推進し、持続可能な執行体制を構築することが求められます。また、市内各地域の多様性を生かした地域力の向上に資する取組を推進することも重要です。

このことから、第5次総合計画では、スケールメリットの創出につながる他都市との広域連携等の推進を始め、本市内外の機関や関係者との連携を強化し、AIやIoTなどの先端技術を活用した社会システムの抜本改革の流れに沿った取組を進め、業務の効率化や市民生活の利便性の向上に資する仕組みづくりを推進します。

2 都市空間形成の方向性

本市は既に人口減少の局面に入っています。市街地中心部では人口が増加傾向にあるものの、周辺部・郊外部では人口減少が進んでいます。

また、高齢化の進行等により、交通手段として公共交通に頼らざるを得ない人が増えていくものと見込まれています。

このため、今後は、人口減少や高齢化の進行に対応したコンパクトで誰もが暮らしやすい都市空間を形成する必要があります。また、人口密度が市街地中心部で過度に高くなったり、周辺部・郊外部で過度に低くなったりすることがないように、地域間の人口バランスに留意するとともに、公共施設等の配置と人口分布の関係も考慮する必要があります。

今後、本市では、以下に示す基本的な方向性を「西宮市の都市計画に関する基本的な方針（西宮市都市計画マスタープラン）」により具体化し、市域全体として均衡のとれた魅力ある都市空間の形成に努めます。

(1) 都市核・地域核等の方向性

阪神西宮駅・JR西宮駅周辺を業務（オフィス）、商業、行政、文化等の都市機能が集まる拠点として、また、阪急西宮北口駅周辺を商業、業務（オフィス）、教育、文化等の都市機能が集まる拠点として、引き続き本市の都市核に位置付けます。

このうち阪神西宮駅・JR西宮駅周辺では、交通ターミナル（発着+乗換え・乗り継ぎ）機能の向上や商業、行政等の都市機能の充実などを図り、阪急西宮北口駅周辺では、周辺地域からの交通アクセス環境の改善を図ります。

その他の主要駅周辺等の商業地などは地域核とし、買物など地域住民の日常的な活動に対応した生活サービス機能の充実に努めます。

また、大学等が複数立地し、多数の学生が集まる地域を文教拠点とし、大学等を生かしたまちづくりや地域に開かれた大学づくりなどを目指します。

これらの核や拠点が住宅地と密接に連携することで、人口減少や高齢化の進行にも対応しながら、西宮らしい生活が営まれ続ける、活力と魅力ある都市空間の形成につなげます。

(2) 都市軸等の方向性

本市域内の主要幹線道路である国道2号・43号・171号・176号、主要地方道大沢西宮線等については、都市間・地域間の連携を担うだけでなく、沿道の土地利用が本市の都市機能を左右することから、沿道を含む帯状の地域を広域の都市軸と位置付け、都市機能の向上・充実に図ります。

このほか、住宅地等から都市核や主要な地域核・市外拠点などへの主な移動経路を「生活交通軸」と位置付け、市民の日常的な活動を支える交通機能の充実に図ります。

六甲山系の緑や大阪湾の海辺、そしてこれらにつながる河川も含めた水と緑のネットワークに沿った帯状の地域を「水と緑の軸」と位置付け、自然環境の保全、自然環境と調和した美しい景観の形成、山・川・海への眺望の保全などに努めることで良好な都市環境の形成につなげます。

(3) 土地利用の方向性

① 住宅地

都市核周辺や今津駅以東の阪神本線沿線の地域では、住宅以外の用途との複合的な建築物や都会的なスタイルの住まい方に対応した都市型住宅を中心とした住宅地の形成を図ります。

その他の南部地域の平野部では、中低層住宅を中心とした住宅地の形成を図ります。

南部地域の山麓部や丘陵部では、低層住宅を中心とした住宅地の形成を図ります。

北部地域では、低層住宅を中心とした住宅地の形成を図るとともに、農・住共存地の適切な保全に努めます。

② 商業地

都市核は商業・業務地とし、複合的な都市機能の集積を図ります。

阪急・阪神今津駅周辺やJR甲子園口駅周辺など地域核等の地区は、日常的な買物等に対応した近隣型の商業地とすることを基本としますが、阪神甲子園駅周辺については、広域型の性格も併せ持つ商業地とします。

市街地中心部の国道沿いは、幹線沿道地として本市の都市機能の一部を担う商業・沿道サービス等の機能集積を図るとともに、国道43号沿いは背後の住宅地等に配慮した土地利用に努めます。

他の幹線道路沿いの商業施設は、大型駐車場を有する商業施設の増加や、地域核等の商業施設との競合が過度に進まないよう、周辺地域の需要に応じた適切な施設規模に誘導します。

③ 工業・流通業務地

津門・今津など、以前に工場等が集積していた地域では、土地利用転換により住宅や商業施設との混在が進んでいることから、既存産業の操業環境や新しい建物との調和などに配慮した土地利用に努めます。

鳴尾浜・西宮浜の産業団地や阪神流通センターなどは、大阪湾岸道路西伸部・名神湾岸連絡線等の整備や新名神高速道路の開通により、流通の要所としての性格が強まることが想定されるため、周辺地域との調和や道路交通の円滑化にも配慮しながら、流通業務地として地域経済の活性化や流通の効率化に資する土地利用を図ります。

④ 市街化調整区域

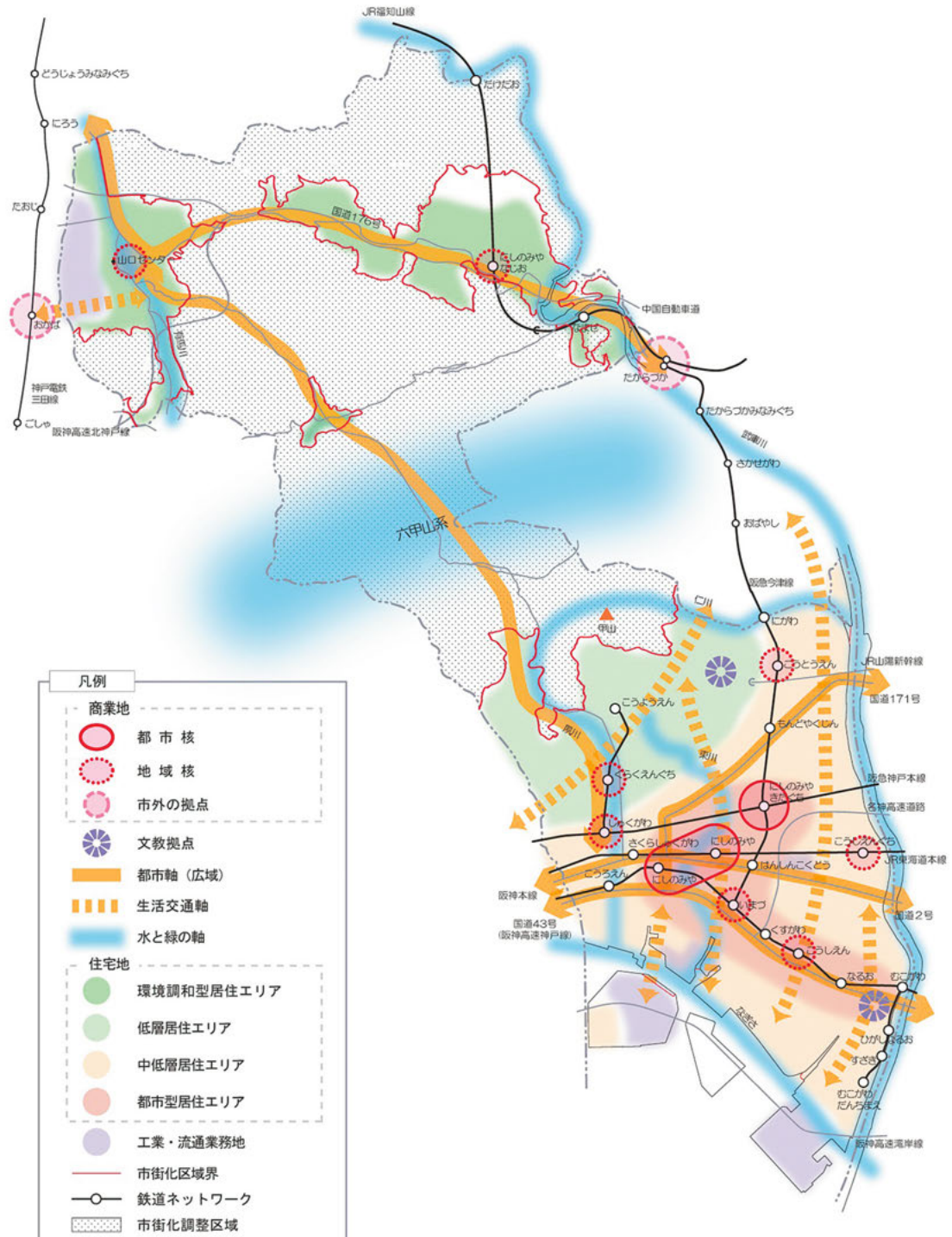
市街化調整区域のうち、国立公園などの貴重な緑が残っている地域は保全緑地と位置付け、市街化を防止し、自然や緑の保全に努めるとともに、それ以外の地域は共生緑地と位置付け、農地等の保全や市街化の抑制などにより、緑の保全と創造に努めます。

また、市街化区域は、基本的に拡大しないという前提で、よりコンパクトになるよう努めるとともに、市街化が望ましくない区域や市街化の見込みがない区域については、適宜、市街化調整区域への編入を検討します。

(4) 将来都市構造図

(1)～(3)の基本的な方向性を、空間的かつ概念的に示したものが、図24「将来都市構造図」です。

■ 図24 将来都市構造図



基本計画

- 第Ⅰ部 住環境・自然環境
 - 第Ⅱ部 子供・教育
 - 第Ⅲ部 福祉・健康・共生
 - 第Ⅳ部 都市の魅力・産業
 - 第Ⅴ部 環境・都市基盤、安全・安心
 - 第Ⅵ部 政策推進
-

■ 第I部 住環境・自然環境

1. 住環境

目的	良好な住環境や住宅ストックの保全・形成・活用を図る。
取組内容	①良好な住環境の保全と向上 ②良好な住宅ストックの形成と適切な維持・活用
部門別計画	●にしのみや住宅マスタープラン ●西宮市営住宅整備・管理計画 ●西宮市耐震改修促進計画

2. 緑・自然

目的	緑やオープンスペースを保全・整備し、生物多様性の確保や人と自然がふれあう場を創出することにより、市民生活に潤いと安らぎをもたらす。
取組内容	①公園・緑地の整備 ②緑化の推進 ③自然環境・生物多様性の保全
部門別計画	●緑の基本計画 ●第3次西宮市環境基本計画 ●生物多様性にしのみや戦略

3. 景観

目的	豊かな自然環境や良好な住宅地、歴史的背景などの景観資源と地域の特性を生かしながら、魅力ある都市景観の形成や、これらの維持・保全を図る。
取組内容	①地域の景観拠点づくり ②個性ある都市空間の保全と創出 ③魅力ある公共空間の創出 ④市民、事業者との連携・支援
部門別計画	●西宮市都市計画マスタープラン ●西宮市都市景観形成基本計画

4. 市街地

目的	都市機能の充実とともに、土地利用の状況や自然環境、歴史、まちなみなど、地域の特性を生かした良好で魅力ある市街地を形成する。
取組内容	①魅力的な都市核の形成 ②良好な市街地の形成 ③計画的な土地利用の推進
部門別計画	●西宮市都市計画マスタープラン ●西宮市道路整備プログラム ●西宮市立地適正化計画

5. 公共交通

目的	誰もが利用しやすい「徒歩と公共交通」を中心とした交通体系を構築し、「みんなが暮らしやすく、お出かけしたくなるまち」を実現する。
取組内容	①鉄道駅の設置と利便性向上 ②バス交通の充実 ③公共交通の利便性向上
部門別計画	●西宮市都市計画マスタープラン ●西宮市総合交通戦略

■ 第II部 子供・教育

6. 子供・子育て支援

目的

子供一人ひとりが健やかに育ち、安心して子供を生み育てることができるまちをつくる。

取組内容

- ①家庭での子育てに対する支援
- ②乳幼児期の教育・保育環境の充実
- ③福祉・教育・医療が連携した支援の充実
- ④子供の貧困対策や児童虐待防止対策の充実

部門別計画

- 西宮市子ども・子育て支援プラン
- 西宮市障害福祉推進計画【※西宮市障害福祉計画及び西宮市障害児福祉計画を含む】
- 西宮市地域福祉計画

7. 学校教育

目的

子供が夢を抱き、夢に向かって挑戦できる教育や、学校・家庭・地域との連携等を推進する。

取組内容

- ①教育環境の整備
- ②幼稚園・小学校・中学校教育の充実
- ③高等学校教育の充実
- ④特別支援教育の充実
- ⑤学校生活の安全・安心
- ⑥心や体の育ちを支える教育活動の充実
- ⑦教職員の力量向上と勤務時間の適正化
- ⑧計画的・効率的な学校園施設の整備

部門別計画

- 西宮市子ども・子育て支援プラン
- 第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画
- 西宮市学校施設長寿命化計画

8. 青少年育成

目的

学校・地域・家庭が連携し、地域で子供を育む社会をつくる。

取組内容

- ①青少年健全育成体制の充実
- ②地域・家庭の教育力の向上
- ③留守家庭・放課後等の児童育成

部門別計画

- 西宮市子ども・子育て支援プラン
- 西宮市地域福祉計画

■ 第Ⅲ部 福祉・健康・共生

9. 地域福祉

目的	お互いを認め合い、つながり、支え合うことで、誰もが安心して、共に生きることができるまちをつくる。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉を推進する基盤づくり ②相談・支援体制づくり ③地域福祉の推進を支えるための仕組み・環境づくり
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市地域福祉計画 ●西宮市障害福祉推進計画【※西宮市障害福祉計画及び西宮市障害児福祉計画を含む】 ●西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画 ●西宮市子ども・子育て支援プラン

10. 高齢者福祉

目的	全ての高齢者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくる。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進 ②日常生活を支援する体制の整備 ③介護サービスの充実と適正・円滑な運営 ④在宅医療と介護の連携の強化 ⑤多様な住まい方を支援する環境づくり ⑥認知症支援体制の充実 ⑦地域生活を支える体制の充実
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画 ●西宮市地域福祉計画 ●西宮市保健医療計画 ●新・にしのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画

11. 障害のある人の福祉

目的	障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるまちをつくる。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援・権利擁護支援体制の充実 ②地域での暮らしを支える生活支援の充実 ③就労と工賃の向上に関する支援の充実 ④ライフステージに応じた療育・発達支援の充実 ⑤共生社会の実現に向けた理解の促進
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市障害福祉推進計画【※西宮市障害福祉計画及び西宮市障害児福祉計画を含む】 ●西宮市地域福祉計画 ●西宮市子ども・子育て支援プラン

12. 生活支援

目的	最低限度の生活の保障や生活自立の支援・援助などのセーフティネットを維持する。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①生活保護世帯に対する支援の充実 ②生活困窮世帯に対する支援の充実 ③DV被害者等に対する支援の充実
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市子ども・子育て支援プラン ●西宮市地域福祉計画 ●西宮市男女共同参画プラン【※西宮市DV対策基本計画を含む】

13. 医療保険・年金・医療費助成

目的	医療や年金に関する社会保険制度や医療費助成制度を長期的・安定的に運用する。
取組内容	①国民健康保険の特定健康診査の推進と収納率の向上 ②後期高齢者医療制度の丁寧な広報 ③国民年金制度の啓発 ④市独自の医療費助成制度の運営
部門別計画	※本施策分野に部門別計画はありません。

14. 医療サービス

目的	誰もが住み慣れた地域で、安心して医療を受けられるまちをつくる。
取組内容	①救急医療体制の維持・強化 ②地域医療体制の充実 ③市立中央病院と県立西宮病院との統合 ④市立中央病院の機能強化
部門別計画	●西宮市保健医療計画

15. 健康増進・公衆衛生

目的	誰もが健康で安心して暮らせるまちをつくる。
取組内容	①健康づくり・食育の推進 ②感染症予防の強化と食の安全の推進 ③母子保健の支援の充実 ④精神保健の支援の充実 ⑤難病保健の支援の充実 ⑥保健所施設の更新・機能強化
部門別計画	●新・にしのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画 ●西宮市食育・食の安全安心推進計画 ●西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画 ●西宮市食品衛生監視指導計画 ●西宮市障害福祉推進計画【※西宮市障害福祉計画及び西宮市障害児福祉計画を含む】 ●西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画 ●西宮市子ども・子育て支援プラン

16. 人権・多文化共生・平和

目的	全ての人の人権が尊重され、多様な価値観やライフスタイルを互いに認め合うことができるまちを実現する。
取組内容	①人権問題の解決 ②男女共同参画の促進 ③多文化共生の推進 ④姉妹・友好都市交流の推進 ⑤平和意識の醸成
部門別計画	●第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画 ●西宮市男女共同参画プラン ●西宮市外国人市民施策基本方針

■ 第Ⅳ部 都市の魅力・産業

17. 生涯学習

目的	生涯学習の理念の下、誰もが自由に学習することができ、その学びの成果が地域社会に生かせるまちをつくる。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①生涯学習社会の推進 ②生涯学習関連事業の充実 ③図書館など生涯学習関連施設の機能充実 ④学校教育との連携
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市生涯学習推進計画 ●西宮市立図書館事業計画 ●西宮市子供読書活動推進計画

18. 文化芸術

目的	全ての市民が文化芸術との関わりによって、心の豊かさを実感しながら、住み続けられるまちをつくる。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①文化芸術に関わる人材への支援 ②文化芸術の浸透 ③文化芸術施設の整備 ④文化財の保存と活用
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市文化振興ビジョン ●西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画

19. スポーツ

目的	誰もがスポーツに親しみ、スポーツ活動を通じた健康づくりや交流が活発なまちをつくる。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ活動の推進と地域のスポーツ環境整備 ②スポーツに関わる人材の養成と交流の促進 ③スポーツ施設の運営・整備
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市スポーツ推進計画

20. 都市ブランド

目的	地域資源の魅力地域活性化や産業振興に結びつけ、都市ブランド力の向上を図る。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①多彩な西宮の楽しみ方の提案 ②地域の強みを生かしたエリアプロモーション ③酒蔵ツーリズムの推進 ④広域観光の取組 ⑤主要駅での効果的な情報発信 ⑥西宮ブランド品の情報発信
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次西宮市産業振興計画

21. 大学連携

目的	個々の大学の個性と特色を生かしながら地域社会との連携を強化し、「大学のまち・西宮」として発展させる。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①教育型・社会貢献型連携の充実 ②研究型・事業型連携の育成 ③大学交流センターの活用と学生に向けた情報発信 ④大学等の立地を生かしたまちづくり
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●カレッジタウン西宮構想

22. 産業

目的	都市の活力と持続的な発展を支える産業振興や、企業市民の参画を促進し、豊かな市民生活と本市の発展を実現する。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①中小・小規模事業者への産業支援体制の強化 ②中核企業の立地・定着の推進 ③地域資源を生かしたビジネスの振興 ④市民生活を支え高める商店街等の振興 ⑤切れ目のない創業支援 ⑥企業市民のまちづくりへの参画促進
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次西宮市産業振興計画 ●西宮市創業支援等事業計画

23. 農業・食の流通

目的	農業振興と都市農業の多面的機能の保全、また、食の安定供給に資する流通環境の整備を図る。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①都市農業の展開 ②持続的な農業の推進 ③鳥獣被害の防止 ④食肉センターの管理運営 ⑤卸売市場の再生整備
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市農業振興計画（西宮市都市農業振興基本計画） ●西宮市鳥獣被害防止計画 ●西宮市アライグマ等防除実施計画

24. 就業・労働

目的	誰もが自分に合った働き方ができる環境づくりを通して、市民の健康で豊かな生活を実現する。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①キャリア形成と多様な働き方の支援 ②ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境づくり ③労働者の福祉の充実 ④就労支援の拠点施設整備
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市働きやすいまちづくりプラン ●西宮市男女共同参画プラン

■ 第V部 環境・都市基盤、安全・安心

25. 環境保全

目的	参画と協働による環境学習を通じた持続可能なまちづくりを進める。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①環境学習の推進 ②低炭素社会の実現 ③快適な環境の確保
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次西宮市環境基本計画 ●第二次西宮市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) ●西宮市役所ECOプラン-第三次西宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)-

26. 生活環境

目的	廃棄物の排出抑制・再資源化及び適正処理により循環型社会を形成するとともに、清潔で快適な生活環境を確保する。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①大気、水質等の監視体制の充実 ②ごみの減量・処理施設の整備 ③産業廃棄物の適正処理の推進 ④空き地・空き家対策の推進 ⑤良好な生活環境の確保
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●第3次西宮市環境基本計画 ●西宮市一般廃棄物処理基本計画 ●西宮市空家等対策計画

27. 水道

目的	将来にわたって安全な水道水を安定的に供給する。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①災害等に強い施設整備の推進 ②被災時に素早く復旧できる体制の構築 ③適切な水質管理の実施 ④健全かつ安定した事業の経営
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市水道事業ビジョン2016 ●西宮市水道施設整備計画 ●西宮市工業用水道施設更新計画

28. 下水道

目的	安全・安心かつ快適で健康的な暮らしを守り、自然に配慮した豊かな水環境を育む。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ①浸水被害の軽減 ②良好な水環境の創出 ③老朽化・地震対策の推進 ④下水道経営基盤の強化
部門別計画	<ul style="list-style-type: none"> ●西宮市下水道ビジョン ●西宮市下水道事業経営戦略

29. 道路

目的	市民の安全で快適な移動や災害に強い良好な市街地の形成のため、道路ネットワークの整備や道路環境の改善を図る。
取組内容	①道路ネットワークの形成 ②鉄道との立体交差化の促進 ③道路環境の改善
部門別計画	●西宮市道路整備プログラム ●西宮市都市計画マスタープラン

30. 防災・減災

目的	災害や武力攻撃事態等のほか、感染症などの全ての危機事案から市民の生命と財産を守る。
取組内容	①地域防災力の向上 ②防災体制の充実 ③国民保護の推進 ④危機管理の推進 ⑤都市防災力の強化
部門別計画	●西宮市地域防災計画 ●西宮市水防計画 ●西宮市国民保護計画 ●西宮市危機管理計画 ●西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画

31. 消防

目的	市民の生命・身体・財産を災害から守り、安全で安心して暮らせるまちをつくる。
取組内容	①消防体制の強化 ②火災予防の推進 ③救急活動の充実
部門別計画	●西宮市地域防災計画 ●西宮市国民保護計画

32. 地域防犯・交通安全・消費者安全

目的	市民が生命・身体・財産を損なう危険にさらされることなく、安全で安心して暮らすことができる地域社会を構築する。
取組内容	①地域防犯の推進 ②交通安全の推進 ③消費生活の安心・安全
部門別計画	●西宮市消費者教育推進計画 ●第10次西宮市交通安全計画

■ 第Ⅵ部 政策推進

33. 住民自治・地域行政

目的

参画と協働の理念に基づき、地域住民主体の住民自治を推進するとともに、地域課題の解決に向けた最適な地域行政を実現する。

取組内容

- ①地域力の向上
- ②地域行政の見直し
- ③コミュニティ拠点施設の有効活用

部門別計画

※本施策分野に部門別計画はありません。

34. 政策推進

目的

長期的な視点に立って課題を把握し、的確に対応することにより、戦略的で持続可能な行政運営を行う。

取組内容

- ①長期計画の策定・推進
- ②広域連携の推進
- ③新たな行政経営の仕組みづくり
- ④民間活力・ノウハウの活用
- ⑤健全な財政運営
- ⑥公共施設マネジメントの推進
- ⑦シティプロモーションの推進
- ⑧広報力の強化
- ⑨広聴機会の充実

部門別計画

- 西宮市公共施設等総合管理計画

35. 執行体制

目的

限られた経営資源を最大限に活用し、公正で持続可能な行政運営を行う。

取組内容

- ①市税の賦課・徴収
- ②収納対策の推進
- ③契約・検査の適正執行
- ④計画的な施設の整備保全
- ⑤ICTの活用
- ⑥情報公開制度の適正運用
- ⑦歴史資料の保存と公開
- ⑧内部統制の推進と監査機能の強化
- ⑨組織管理・事務管理の最適化
- ⑩人事管理・人材育成の充実

部門別計画

- 第5次西宮市情報化推進計画
- 公共施設の中長期修繕計画

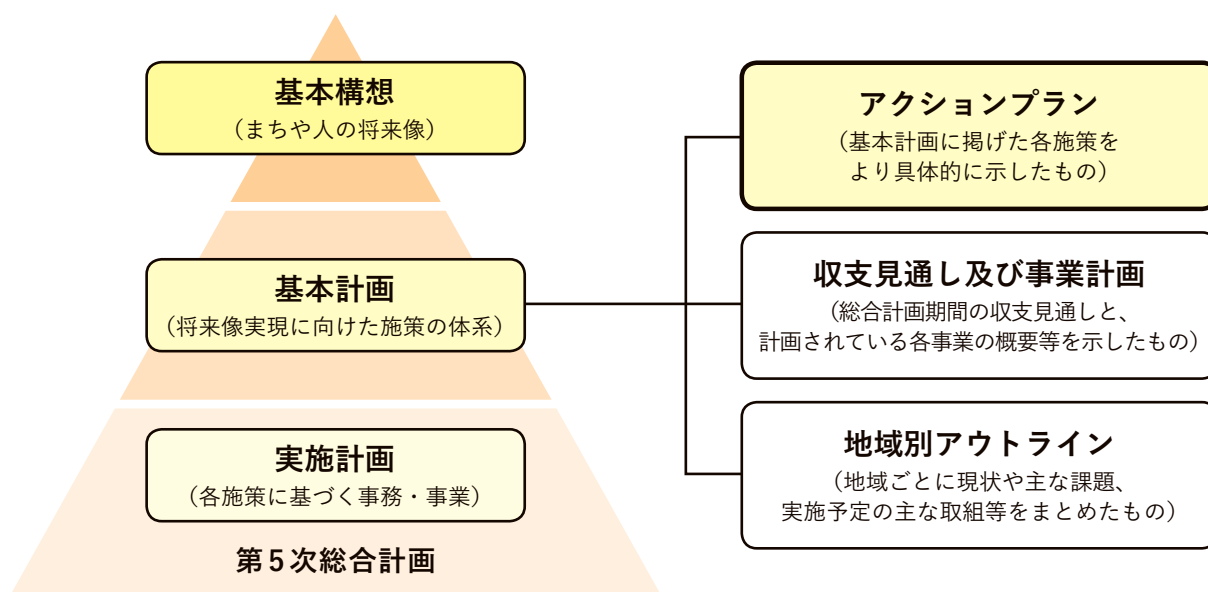
アクションプラン

- 第Ⅰ部 住環境・自然環境
 - 第Ⅱ部 子供・教育
 - 第Ⅲ部 福祉・健康・共生
 - 第Ⅳ部 都市の魅力・産業
 - 第Ⅴ部 環境・都市基盤、安全・安心
 - 第Ⅵ部 政策推進
-

はじめに

(1) 計画の推進にあたって

第5次総合計画アクションプランは、基本計画に掲げた各施策分野の取組について、より具体的な内容を定めた計画です。基本計画の計画期間（前期5年・後期5年）に対応し、前期アクションプランでは、令和元年度から5年度までの取組を示します。



税収や人口が右肩上がりの時代に策定する総合計画は、増える税収を活用し、市民生活の向上や人口増加による行政需要へ対応するという役割に重点がありました。

今後、高齢化や人口減少が進む一方で、財源や人的資源に限られる中においては、これまでの人口増加期とは異なる社会変化が予測されていることを認識し、時代に応じた課題へ適切に対応しつつ、持続可能な行政運営を行うことが重要です。

また、超高齢・人口減少社会においても、都市の活力を維持し、市民が安心して快適に暮らし続けるためのまちづくりを進めていかなければなりません。

高齢化や人口減少は、総合計画の計画期間を越えて、更に進行することが予測されており、計画期間中の対応が困難な取組についても、長期的な視点で、課題の把握や対応策の検討を進めていく必要があります。

(2) 地方創生の取組について

本市は、平成27年度に策定した「西宮版総合戦略」に基づき、地方創生の取組を進めていますが、同計画は令和元年度までを計画期間としています。

このため、まち・ひと・しごと創生法に基づく西宮版総合戦略の理念を、令和元年度を初年度とする第5次総合計画に継承するとともに、西宮版総合戦略に基づく取組は、第5次総合計画アクションプラン及び地域別アウトラインに統合・一体化しました。令和2年度以降は、第5次総合計画の下で地方創生の取組を進めていきます。

(3) 計画の進捗管理について

第4次総合計画では、各施策に「まちづくり指標」を設定し、その数値目標やまちづくり評価アンケートのギャップ値（期待度と満足度の差）などを活用した行政評価（施策評価・事務事業評価）を実施することにより、計画の進捗管理に取り組みました。

また、総合計画の施策体系に基づき、事務事業及び予算事業を結びつけ、計画から予算、行政評価までを一連の流れとして体系的に管理することにより、PDCAサイクルを推進する仕組みを構築しました。

第5次総合計画アクションプランには、第4次総合計画で設定していたような数値目標を設けていませんが、記載した項目や内容については、より実効性の高い行政マネジメントの仕組みや毎年度見直しを行う実施計画の策定作業等において進捗管理を図ります。

1 住環境

目的  良好な住環境や住宅ストックの保全・形成・活用を図る。

現状と課題

- ◆大阪・神戸の郊外住宅地として発展してきた本市は、文教住宅都市としての魅力と特徴を生かした良好な住宅地が形成されており、交通の至便性や良好な住環境が評価され、住みたいまちとして人気が高く、また、住みたいという定住意識も高い。
- ◆本市の特徴である「良好な住環境」の保全・向上を推進する必要がある。
- ◆少子高齢化の進展とともに、人々の価値観の変化に伴うライフスタイルの多様化が進んでおり、こうした社会状況の変化にも対応した住宅ストックの形成が求められている。
- ◆住宅を自力で確保することが難しい住宅確保要配慮者に対して、住宅セーフティネットをより充実させることにより、市民生活の安定向上を図っていく必要がある。
- ◆良好な住宅ストックを形成するとともに、資源の有効活用を図るため、住宅を短いサイクルで建て替えるスクラップ&ビルド型社会から、

大切に長く使うストック型社会への転換を進めていく必要がある。

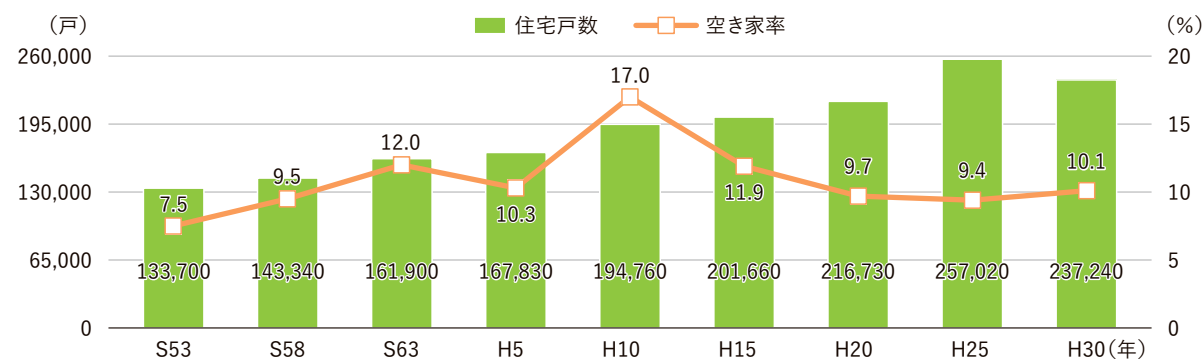
- ◆近年増加傾向にある空き家の縮減を図るため、住宅ストックを適切に維持し、市場での流通促進を図るとともに、市民がライフスタイルや年齢に応じて適切な空き家住宅を選択できる方策を検討する必要がある。
- ◆年数が経過した、いわゆる高経年マンションなどでは居住者の高齢化に伴う管理組合の運営課題や大規模修繕への対応などの問題を抱えており、それらの解決に向けた取組を支援する必要がある。

■住宅の耐震化率の推移

	H18年	H20年	H25年	耐震化率目標 (目標年次)
西宮市	73.3%	85.4%	91.9%	97% (R8)
兵庫県	77.9%	82.4%	85.4%	97% (R7)
全国	75%	79%	82%	95% (R2)

※数値は、住宅・土地統計調査(総務省)による推計値
 ※H18の兵庫県及び全国の数値については、H15時点の数値

■住宅数及び空き家率の推移



出典：住宅・土地統計調査(総務省)

取組内容

1 良好な住環境の保全と向上

- 良好な住環境を保全するとともに安全で快適な市街地の形成を図るため、建築関係法令等に基づき、建築や開発行為などに対し、適正な規制・誘導を行う。
- 文教地区、自然と調和した夙川周辺、北部の既成住宅地、六甲山麓部の風致地区など、特徴的なまちなみが面的に形成されている地区、また大規模土地利用転換や大規模住宅団地の建替えなどを行う地区では、「地区計画」や「景観重点地区」などにより地域特性に応じた住環境の保全と向上に努める。

2 良好な住宅ストックの形成と適切な維持・活用

- 大規模な住宅団地等の建替えに際しては、周辺環境に配慮しつつ地域特性に応じた多様で良好な住宅ストックの形成を図る。
- 高齢者や障害のある人などに対する重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を図る。また、その中核となる市営住宅については長寿命化を促進するとともに、老朽化した市営住宅の建替・統廃合により効率的な住宅整備を進め、施設規模と管理戸数の適正化を図る。
- 住宅ストックを長期にわたり有効活用できるよう耐震化やバリアフリー化を促進する。
- 超高齢・人口減少社会に対応した適正な住宅の総量や立地などについて、都市計画手法の活用も含めて検討する。
- 空き家など使用されていない住宅ストックに対して、所有者と利用希望者をマッチングする等の支援を行うことにより、住宅として良好な状態を保つとともに、空き家を公益活動場所として利用することで、地域資源としての活用を促進する。
- マンションの適正な維持管理ができるよう、マンション管理セミナーの開催や専門相談窓口の設置、マンションアドバイザーの派遣などの支援を行う。



良好な住宅地

部門別計画 ● にしのみや住宅マスタープラン ● 西宮市営住宅整備・管理計画 ● 西宮市耐震改修促進計画

関連する施策分野 3. 景観 4. 市街地 26. 生活環境

2 緑・自然

目的 ▶ 緑やオープンスペースを保全・整備し、生物多様性の確保や人と自然がふれあう場を創出することにより、市民生活に潤いと安らぎをもたらす。

現状と課題

- ◆本市は、北部地域において、六甲山系から北摂山系にかけて豊かな森が広がっており、南部地域では、甲山や六甲の山並みを背景に、西の夙川河川敷緑地、東の武庫川河川敷緑地、臨海部の自然海浜と、それらをつなぐ河川や街路樹などにより水と緑のネットワークが形成され、貴重なエコロジカル・コリドー（生態的回廊）となっている。
- ◆臨海部には、鳴尾浜臨海公園・浜甲子園運動公園を始めとした各種の公園やリゾ鳴尾浜・新西宮ヨットハーバーなどの施設が立地しており、海浜の水辺空間と合わせて市民がスポーツやレクリエーションに親しめる場となっている。
- ◆農地を含む緑やオープンスペースは、都市における環境保全や景観形成、更には市民のレクリエーション利用や都市防災、生物多様性の確保の面からも重要であるが、宅地化の進行による減少が懸念される。
- ◆南部市街地のうち、戦災復興や震災復興事業のほか、土地区画整理事業等によって、面的に市街地を整備した地域では、それらの事業の中で公園を整備してきたことから、公園・緑地についてはおおむね充足しているが、阪急神戸線以北の地域などで公園・緑地が充足していない。
- ◆戦災復興や高度経済成長期に都市計画決定され、その後の周辺地域の公園整備状況や社会経済状況の変化などにより長期未整備の都市計画公園がある。
- ◆遊具やベンチ、トイレなどの公園施設の老朽化が進行し、安全性・快適性の確保が課題となっている。また、市街地の貴重な緑である、公園樹、街路樹の老木・巨木の倒木対策が必要となっている。
- ◆人々に潤いと安らぎを与えてくれる美しいまちづくりを市民と共に進めるため、緑化意識の普及啓発などのソフト面の施策を充実させる必要がある。
- ◆北部市域や甲山周辺の豊かな森、夙川や武庫川、有馬川などの水と緑、甲子園浜や御前浜の自然海浜など都市近郊やまちなかに残る自然環境・生物多様性を保全し、次世代に引き継いでいく必要がある。

■地域別の住区基幹公園・児童遊園等の設置状況

地域	住区基幹公園 (㎡)	児童遊園 (㎡)	生産緑地 (㎡)	計 (㎡)	地域人口 (人)	1人当たりの 公園面積 (㎡/人)
北部	297,193	13,340	1,016	311,549	43,807	7.11
南部 (JR以北)	290,457	31,952	51,771	374,180	226,832	1.65
南部 (JR以南)	410,561	16,104	1,669	428,334	213,074	2.01
計	998,211	61,396	54,456	1,114,063	483,713	2.30

※ H31.4.1 現在

※南部地域 (JR以北) には、夙川小学校区及び安井小学校区のJR以南地域 (一部) を含む

取組内容

1 公園・緑地の整備

- 水と緑の軸となる夙川や武庫川、有馬川などの河川敷緑地や甲子園浜・御前浜の自然海浜の保全に取り組むとともに、それらをつなぐ水と緑のネットワークの充実に努める。
- 公園・緑地が充足していない地域において、生産緑地の活用を含む公園の整備や緑地の保全を検討する。
- 西宮浜総合公園において、引き続き整備を進めるとともに、西宮中央運動公園において、新体育館・新陸上競技場の整備に合わせて公園全体のリニューアルを図る。これらの公園を含めて、今後、民間活力を導入した施設の整備等を検討する。
- 社会経済状況の変化などにより、長期間未整備となっている都市計画公園について、計画の廃止も含めた見直しを行う。
- 老朽化した公園のリニューアルや遊具等の更新、トイレのバリアフリー化、公園樹・街路樹の倒木対策などを計画的に行う。

2 緑化の推進

- 北山緑化植物園を拠点とした民有地緑化の普及啓発、植物生産研究センターが開発した「夙川舞桜」などのオリジナル植物を活用した特色ある花と緑のまちづくりを推進する。
- 地域のコミュニティづくりの一環として、身近なまちなかの公園や街路などで、住民自らが花壇を育成・運営していく花のコミュニティづくり事業を拡大する。
- 地域緑化の担い手となる花と緑のまちづくりリーダーの養成と連携に努め、市民が主体となった花と緑のまちづくりの活動を推進する。
- 県民まちなみ緑化事業や各種緑化助成事業による支援を充実し、民有地緑化を推進する。

3 自然環境・生物多様性の保全

- 甲子園浜・御前浜に残る貴重な海浜植物の保護・育成を市民と共に取り組む。
- 自然保護地区や生物保護地区を始めとする、豊かな自然環境の保全に努める。
- 生物多様性にしのみや戦略の推進に向け、多様な主体との参画・協働を図るとともに、生物多様性を支える人づくりを支援する取組を展開する。
- 甲山及び甲子園浜自然環境センター、環境学習サポートセンターを中心に、自然環境保全・生物多様性の重要性を啓発する。

部門別計画 ● 緑の基本計画 ● 第3次西宮市環境基本計画 ● 生物多様性にしのみや戦略

関連する施策分野 3. 景観 23. 農業・食の流通 25. 環境保全 26. 生活環境 28. 下水道

3 景観

目的 ▶ 豊かな自然環境や良好な住宅地、歴史的背景などの景観資源と地域の特性を生かしながら、魅力ある都市景観の形成や、これらの維持・保全を図る。

現状と課題

- ◆本市は、六甲山系から北摂山系への山並みや、大阪湾の海辺・武庫川・夙川などの自然環境とともに、六甲の山麓部を中心に大正から昭和初期に形成された緑豊かで落ち着いたある低層住宅地や、大学などの個性的な近代建築物、また、街道の要衝としての歴史的背景に恵まれたまちである。
 - ◆本市の**個性的で美しい都市景観**を「まもり」「つくり」「そだてる」ため、昭和63年に「西宮市都市景観条例」を制定し、その翌年に策定した「西宮市都市景観形成基本計画」に基づき景観行政に取り組んでおり、平成16年に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されたのち、平成20年に本市は「景観行政団体」となり、「景観法」に基づく「景観計画」を定めている。
 - ◆本市は住宅都市として、「交通や生活の利便性」に加え、「自然環境と調和した、洗練され
- た美しい落ち着いたある街並み」が備わっているという点で高い評価を受けており、今後も、これらの魅力の維持・向上に努めていく必要がある。
 - ◆本市では、歴史的建築物等の保全、民間建築物等の景観誘導、公共公益施設のデザイン向上、都市景観表彰による啓発、公共サインの適正化などの取組を行っているが、今後、都市の魅力の維持・向上を進める上で、**都市の印象やイメージ・雰囲気醸し出す「景観資源を活かした都市形成」**を行う必要がある。
 - ◆住宅地のまちなみは、長年にわたって培われてきた「文教住宅都市西宮」の象徴ともいえる**緑豊かでゆとりのある景観**が形成されており、これらの地域景観を維持・向上していくためには、**地域住民の手による保全の取組**を進める必要がある。



甲陽園目神山地区景観重点地区

取組内容

1 地域の景観拠点づくり

- 地域を特徴づける歴史的建造物や、地域のシンボルとなっている建造物などを、引き続き景観重要公共施設や都市景観形成建築物に指定し保全を図る。
- 景観形成の先導的な役割を担うため、西宮の都市景観の軸となっている河川や道路・公園を景観重要公共施設に指定し、整備保全を図る。

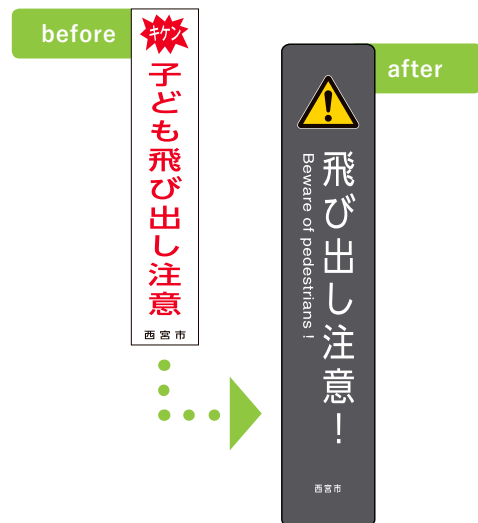
2 個性ある都市空間の保全と創出

- 良好で特徴的なまちなみが形成されている地区や大規模土地利用転換、大規模団地の建替えなど面的な開発を行う地区では、景観重点地区や地区計画等の指定に努める。
- 大規模な建築物に対し、「景観計画」に基づき形態・色彩・植栽などについて適切な指導・助言を行い、特にまちなみを形成する上で重要な道路・公園との境界領域や周辺のまちなみとの調和に努める。
- 屋外広告物について必要な規制を定め、これを適切に運用することにより、地域の良好な景観や風致を維持・形成する。

3 魅力ある公共空間の創出

- 緑豊かな公園緑地の整備とともに、主要な鉄道駅周辺や都市の骨格である幹線道路・河川・海岸線などの修景・緑化により、魅力ある公共空間を創出する。
- 建築物や橋りょうなどの公共建造物が地域の景観形成に積極的な貢献ができるよう、地域の歴史性や環境に配慮しつつ、緑化の推進やデザインの向上、ゆとりある空間の確保に努める。
- 「都市景観向上のための市道等無電柱化計画」に基づき、主要幹線や特に修景化を図るべき路線で電線類の地中化を進めるとともに、大規模な開発事業の際に事業者と電線類の地中化について協議するなど、都市景観の向上に努める。

■ 公共サイン適正化



4 市民、事業者との連携・支援

- 「景観重点地区」や「地区計画」等、地域の景観形成に資する市民などの取組や緑化活動などに対して支援を行う。
- 風致地区に指定されている阪急神戸本線以北の良好な住宅地が形成されている山麓部では、引き続き、市民と共に緑の保全と創造に努める。

部門別計画 ● 西宮市都市計画マスタープラン ● 西宮市都市景観形成基本計画

関連する施策分野 1. 住環境 2. 緑・自然 4. 市街地 29. 道路

4 市街地

目的 ▶ 都市機能の充実とともに、土地利用の状況や自然環境、歴史、まちなみなど、地域の特性を生かした良好で魅力ある市街地を形成する。

現状と課題

- ◆本市の都市核である阪急西宮北口駅周辺及び阪神西宮駅・JR西宮駅周辺においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、市街地再開発事業等による整備が行われてきた。中でも、阪急西宮北口駅周辺は、商業・業務（オフィス）、教育・文化機能の集まる拠点となっている。
- ◆今後、更に魅力的な都市核を形成するために、阪急西宮北口駅周辺及び阪神西宮駅・JR西宮駅周辺の都市機能や交通ターミナル（発着＋乗換え・乗り継ぎ）機能をより一層充実させることが必要である。



阪神西宮駅北地区

- ◆南部地域は、既成市街地を中心に戦前の耕地整理事業や戦後の戦災復興土地区画整理事業などにより市街地整備がおおむね完了しており、その後の阪神・淡路大震災により大きな被害を受けた地域でも、面的な復興事業が完了し良好な都市空間が形成されている。
- ◆北部地域は、六甲山系から北摂山系に広がる豊かな自然に恵まれた地域であり、大阪・神

戸への通勤圏としてニュータウンが整備され、「地区計画」等により良好な住宅地が保全されているが、今後の人口減少や高齢化等を踏まえた、市街地のあり方を検討する必要がある。

- ◆臨海地域は、埋立地を中心に産業の集積地として成熟するとともに、海洋性レクリエーションなどに対応したマリーナや海浜公園、親水護岸等が整備されているほか、甲子園浜や御前浜（香櫨園浜）には自然海浜が残されており、多くの人に親しまれている。また、兵庫県が実施する津波防災インフラ整備事業に併せて、西宮旧港周辺で道路や公園の整備を進めている。



甲子園浜海浜公園

- ◆道路や公園などの都市基盤施設が不足している地域では、これらの整備促進が必要である。
- ◆更なる超高齢・人口減少社会を見据え、適度に人口密度が維持された市街地を維持・形成するため、健全な土地利用のあり方や都市機能の適正な立地を誘導するための施策を検討していく必要がある。

取組内容

1 魅力的な都市核の形成

- 阪急西宮北口駅周辺及び阪神西宮駅・JR西宮駅周辺では、都市核にふさわしいにぎわいと魅力あるまちづくりを進めるため、行政、商業・業務（オフィス）、教育・文化、医療・福祉など都市機能の充実を図るとともに、交通環境の改善や交通ターミナル機能の向上に努める。
- 阪神西宮駅の北側地区では、駅前広場等の再整備と土地の高度利用など良質な都市空間整備への民間資本の誘導について検討する。また、市役所本庁舎周辺では公共施設の再編整備を進めるとともに、周辺の公園や広場と一体となった緑豊かで市民に親しまれるシビックセンターの形成を目指し、長期的な再編整備事業に取り組む。
- JR西宮駅の南西地区では、卸売市場の再生整備とともに、都市核にふさわしいにぎわいと魅力ある都市空間の形成を目指し、組合施行の市街地再開発事業に取り組む。



JR 西宮駅南西地区再開発イメージパース

2 良好な市街地の形成

- 甲東瓦木地区では、都市計画道路の整備を中心としたまちづくりを進める。また、狭あい道路拡幅整備等に加えて、地域のニーズに沿った住民主体の小規模土地区画整理事業などを活用し、都市基盤施設の整備を促進する。
- 阪急神戸本線武庫川新駅設置の際には、駅前広場やアクセス道路などのインフラ整備と併せた、駅周辺のまちづくりの推進に努める。
- 山口地域では、地域の活性化を図るため、丸山線の道路整備に併せ、地域のニーズや特性に応じた健全な土地利用の誘導策を検討する。
- 臨海地域では、希少な自然海浜の保全に努めるほか、兵庫県が実施する津波防災インフラ整備事業を促進するとともに、西宮旧港周辺の道路・公園整備を進め、安全で魅力的なウォーターフロントの形成を図る。

3 計画的な土地利用の推進

- 良好な市街地を形成するため、過度に人口を偏在させないような土地利用のあり方について検討を進める。
- 都市生活に必要な生活サービス機能が日常生活圏域で提供されるよう、利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまちを目指した土地利用を誘導する。

部門別計画 ●西宮市都市計画マスタープラン ●西宮市道路整備プログラム ●西宮市立地適正化計画

関連する施策分野 1. 住環境 3. 景観 5. 公共交通 22. 産業 29. 道路

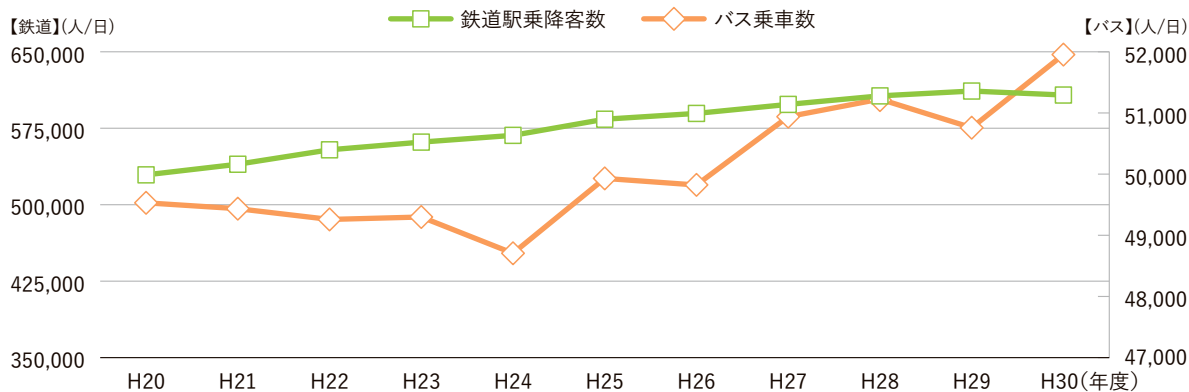
5 公共交通

目的 ▶ 誰もが利用しやすい「徒歩と公共交通」を中心とした交通体系を構築し、「みんなが暮らしやすく、お出かけしたくなるまち」を実現する。

現状と課題

- ◆本市には、23の鉄道駅と、これを補完するように一定のバス路線網が整備されており、比較的、交通の利便性が高いまちである。しかしながら、駅間距離が長い地域においては、公共交通の利便性向上や地域の活性化を促進させるため、鉄道駅の新設を含めた検討を行う必要がある。
- ◆駅周辺の交通施設が未整備な地域や交通が錯そうしている駅周辺地域においては、駅利用者の利便性や安全性を向上させるため、駅前広場やアクセス道路の整備など、交通結節機能を強化する必要がある。
- ◆本市のバス路線は民間バス事業者によりおおむね全市域で整備されているが、停留所までの距離や高低差が大きい等、**利便性が低い地域が存在**しており、高齢化が一層進展する中、**既存バス路線の見直し**や、**コミュニティ交通の導入支援**などにより**バス交通の更なる充実**を図っていく必要がある。
- ◆バス路線の拡充を図るには、バスが安全かつ効率的に運行するために、幹線道路整備や鉄道との立体交差化を促進する必要がある。
- ◆平成21年から運行している「さくらやまなみバス」は、既に地域の「生活交通手段」として定着しており、今後も地域の重要な基幹交通として確保・維持していく必要がある。
- ◆歩道がない道路にバス停が設置されていたり、上屋やベンチが設置されていない等、安全で快適な待合環境が整っていないバス停が多く存在しているほか、鉄道とバスの乗換えの円滑化など、**利用環境の改善**が望まれている。
- ◆本市における鉄道やバスの公共交通の利用者数は増加傾向にあるが、今後の更なる高齢化の進展や人口減少による影響が懸念されることから、公共交通の維持や活性化を推進する必要がある。

■鉄道・バス利用者数の推移



※「鉄道」はJR・阪急・阪神の乗降客数、「バス」は阪急バス・阪神バスの乗車数

取組内容

1 鉄道駅の設置と利便性向上

- 駅間距離が長い地域では、公共交通の利便性を向上させるため、新駅設置等の検討を行う。特に、阪急神戸本線武庫川新駅については、設置に向けて県や隣接市、鉄道事業者との協議を進める。
- 鉄道の利便性・安全性の更なる向上のため、駅前広場やアクセス道路の整備など交通結節点の整備・機能強化を促進する。

2 バス交通の充実

- バス路線の強化・再編についてバス事業者と協議を行う等、更なるバスの利便性向上に努める。
- バス路線の拡充を図るため、狭あいな道路など、都市基盤がぜい弱な地域において、幹線道路の整備を促進する。
- 「さくらやまなみバス」については、今後も引き続き、利用促進を図るとともに、事業収支の改善を図る。
- 交通の不便な地域において、日常生活に必要な交通手段を確保・維持するため、既存バス路線の見直しについてバス事業者と積極的に協議を進めるとともに、地域主体のコミュニティ交通の導入や運行を支援する。



さくらやまなみバス



コミュニティ交通「ぐるっと生瀬」

3 公共交通の利便性向上

- 高齢者等がより安全・快適にバスを利用することができるよう、引き続き、バス事業者に対して、ノンステップバスの導入やバス停の上屋・ベンチの整備への支援を行う。
- 鉄道とバスの乗換え利便性などの向上に向けて、引き続き、交通事業者と協議・調整を行う。
- 渋滞や環境問題など「交通」にかかわる諸問題を解決するため、「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩、自転車などを含めた多様な交通手段をバランスよく利用する状態」へ変えていくための取組（モビリティ・マネジメント）を積極的に推進していく。
- 今後の更なる高齢化の進展や人口減少に対応した公共交通の維持や活性化を推進するとともに、徒歩・自転車と公共交通を中心とした交通体系の構築を促進する。

部門別計画 ● 西宮市都市計画マスタープラン ● 西宮市総合交通戦略

関連する施策分野 4. 市街地 29. 道路

6 子供・子育て支援

目的 ▶ 子供一人ひとりが健やかに育ち、安心して子供を生み育てることができるまちをつくる。

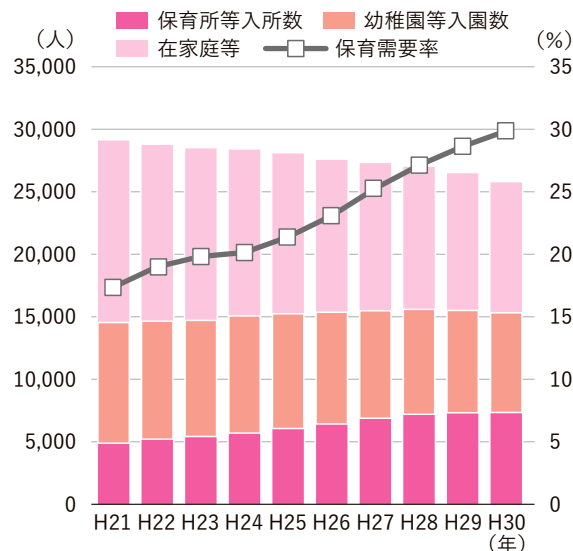
現状と課題

- ◆ **育児経験が乏しい親**や、多すぎる情報に接することでかえって**不安感**を覚える親が増えており、子供の年齢や性別に関係なく、約半数の親が**子育てに不安や負担**を感じている。そのため、子育て家庭の**孤立化を防ぐ**取組や、**負担を軽減する**取組の拡充が必要である。
- ◆ 就学前児童数は減少しているが、**女性の就業率の上昇などに伴い保育需要は増加傾向**にあり、幼稚園においても長時間保育のニーズが高くなっている。平成25年度からの5年間に、保育所等の入所枠を6,000人から7,282人に増やしてきたものの、保育需要率が21.4%から29.9%へ上昇したことなどから、**待機児童**の解消には至っておらず、入所枠を拡大する必要がある。
- ◆ 耐震基準を満たさない公立保育所等の建物については、児童の安全を確保しつつ、順次、耐震化を進める必要がある。
- ◆ 教育・保育の質の向上に向けた取組を推進するとともに、民間保育所等の**保育士確保**に対する支援が必要である。
- ◆ 国は、平成29年12月に閣議決定された新しい政策パッケージにより、令和元年度からの**幼児教育・保育の無償化**の方針を決定しており、これに対応する必要がある。
- ◆ 平成27年9月にこども未来センターを開設し支援に取り組んでいるが、**発達障害や不登校など支援が必要な子供**が増加傾向にあり、相談・支援のニーズも多様化している。こども未来センターの機能を充実させるととも

に、発達障害や医療的ケアなど支援が必要な子供の**学校園での受入れ・支援体制**等の整備、地域で安心して成長できる環境づくりへの支援が必要である。

- ◆ **貧困家庭の子供**は、生活習慣や教育面など様々な面において負の影響を受けており、経済的・文化的・人間関係的な要因が相互に関連することで、**世代間の貧困の連鎖**を生み出していることから、様々な要因を一つずつ解消する必要がある。なお、市の調査では**ひとり親家庭**の半数以上が貧困家庭となっている。
- ◆ **社会的・経済的に問題を抱えた家庭**からの相談や**児童虐待等**の相談件数は年々増加しており、相談内容の多様化や件数の増加に対応するために、相談体制の強化や支援策の強化が必要である。

■ 保育需要率及び就学前児童数の推移



※「保育所等入所数」は各年4/1現在、「幼稚園等入園数」及び「在家庭等」は各年5/1現在

取組内容

1 家庭での子育てに対する支援

- 子育てに関する地域の中核施設として子育てひろばを充実させるなど、気軽に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談等ができる場を確保する。
- 母子健康手帳交付時の保健師面接、各種乳幼児健診、民生委員・児童委員が全戸訪問する健やか赤ちゃん訪問事業等、様々な部署や地域が支援の必要な家庭の早期把握と情報共有を図り、連携してその後のケアに努める。
- 保育所や幼稚園の一時預かり事業、病児保育事業、にしのみやファミリーサポートセンター事業等、子育ての負担を軽減する取組の充実に努める。

2 乳幼児期の教育・保育環境の充実

- 民間の保育所・認定こども園・小規模保育施設について計画的に整備を促進するとともに、幼稚園から認定こども園への移行に対して、きめ細かな支援策を検討する。
- 各園において、日々の保育の評価、改善を重ねる取組を進めるとともに、幼稚園教諭、保育士、小学校等の教職員を対象とした研修を実施し、市全体の教育・保育の質の向上に努める。
- 保育士確保に向けた支援を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境づくりに努める。
- 公立保育所等の耐震化に取り組む。

3 福祉・教育・医療が連携した支援の充実

- 専門性のある人的配置を行うなど、障害のある子供の学校園での支援体制構築に努める。
- こども未来センターでの通園療育や診療・小児リハビリテーション、適応指導教室を充実させるとともに、学校園や障害児通所支援事業所などへのアウトリーチや研修、職員の交流、保健福祉センターや医療機関との連携などを通して、地域全体として福祉・教育・医療が連携して切れ目のない支援を行う。
- 発達障害などについて、市民の理解を深めるため、講演会などの啓発事業を実施するとともに、保護者同士の情報交換や体験の共有ができるような交流の場を設定する。

4 子供の貧困対策や児童虐待防止対策の充実

- 生活保護世帯の子供や経済的に厳しいひとり親家庭等の子供への教育・学びに関する支援等、貧困の連鎖を断つための支援を充実させる。
- 市と地域や民間団体等が連携したネットワークの構築や、子供とその家庭及び妊産婦等を対象とした相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備等を行うことで、機能と体制の強化を図り、増加し続ける相談への対応や児童虐待の発生予防に努める。児童相談所の設置については、国や県、中核市の設置の動向を調査・研究する。

部門別計画 ●西宮市子ども・子育て支援プラン ●西宮市障害福祉推進計画【※西宮市障害福祉計画及び西宮市障害児福祉計画を含む】 ●西宮市地域福祉計画

関連する施策分野 7. 学校教育 8. 青少年育成 9. 地域福祉 11. 障害のある人の福祉 12. 生活支援
15. 健康増進・公衆衛生

7 学校教育

目的 ▶ 子供が夢を抱き、夢に向かって挑戦できる教育や、学校・家庭・地域との連携等を推進する。

現状と課題

- ◆各小・中学校区や地域において、児童・生徒数とその増減傾向や、教育環境、教育課題が異なる中、教育の効果をより高め、維持発展させるためには、教育環境の整備や校種間の連携を進める必要がある。また、全ての小・中学校に教育連携協議会が設置され、地域住民と学校が学校運営について協議を進めているが、今後はこの取組を発展させ、地域住民の参画による学校運営を実現させる必要がある。
- ◆幼保育園、小学校、中学校においては、新幼稚園教育要領や新学習指導要領に基づく教育を着実に実施する必要がある。児童・生徒の心身の成長を支える市内合同行事や部活動の推進については、その効果的なあり方や負担軽減の観点から検討を加えながら実施する必要がある。
- ◆市立高等学校については、平成27年度の入学者より通学区域が拡大したことから、選ばれる学校となるよう、特色化を進めており、一人ひとりの生徒が学校生活に満足できるよう、学習指導、生徒指導、部活動等を充実させる必要がある。また、成年年齢引下げ、選挙権年齢の引下げ、高大接続改革等の高校生を取り巻く社会的変化にも対応する必要がある。
- ◆特別な支援を要する子供の数は増加傾向にあり、早急にインクルーシブ教育システムの構築を目指す必要がある。また、個々の教育的ニーズも複雑化・多様化しており、幼稚園、小学校、中学校において、一貫した適切な支援体制がとれるような仕組みづくりも必要である。西宮養護学校については、在籍する子供の障害の状態が重度・重複化、多様化しているため、校舎改築により、更に適切な指導及び支援に対応できる施設整備が必要である。

■インクルーシブ教育システムの構築

- 障害のある子供とない子供が共に学ぶ仕組みを構築
- 教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な学びの場を整備



- 障害のある子供の自立と社会参加
- 互いに認め合い、尊重し合う関係



共生社会の
形成へ

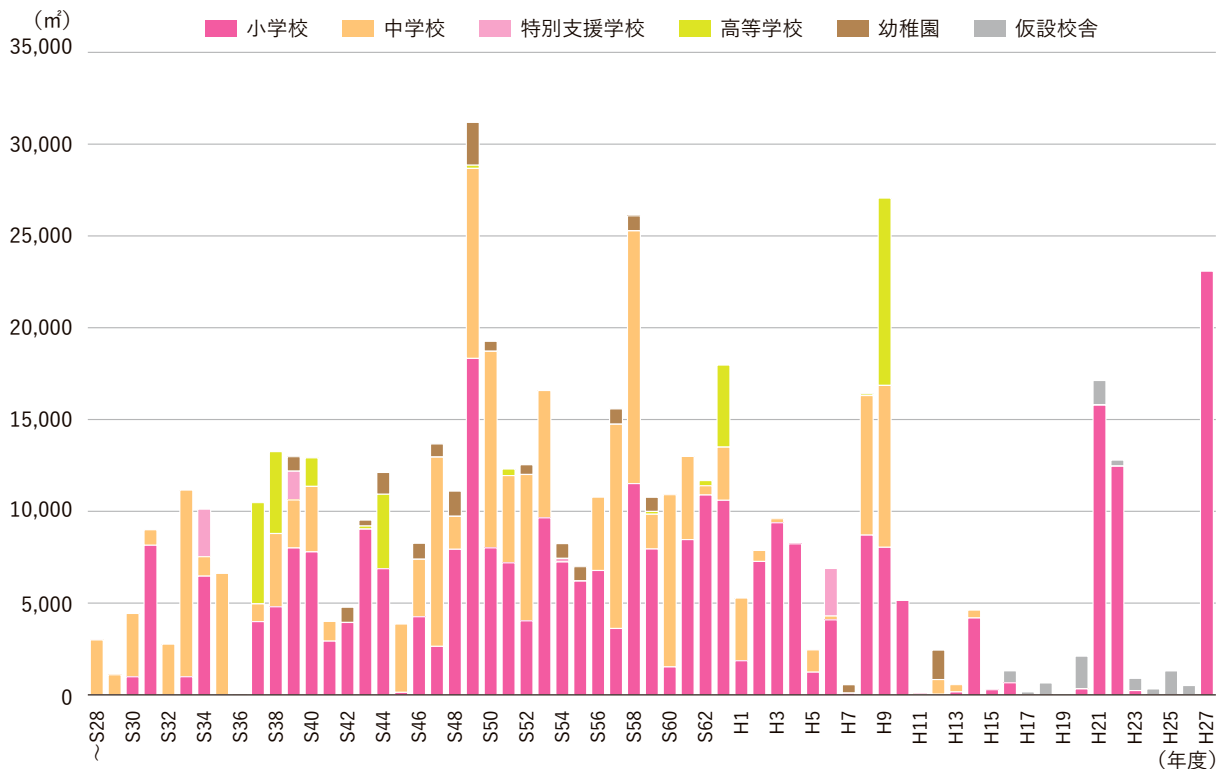
◆**いじめや不登校**は、どの子供にもどの学校でも起こり得るとの認識に立って教育活動を進めているが、社会状況の変化に応じて、手立ての面での質的量的な改善が必要である。加えて、子供の安全を守るために、**学校内外における安全対策を整備**することも必要である。また、経済状況、食物アレルギー、保護者の養育姿勢等により、**個別の教育課題**が数多く存在しており、**子供の教育を受ける権利が阻害されないよう**に努める必要がある。

◆自然体験、トライやる・ウィークなどによる体験活動を進めているが、子供が**五感を働かせ感動できる直接体験**が不足しており、優れた芸術作品や職人の技術等、**本物と出会う**必要がある。また、国際教育や人権教育等、多様性を理解する学習を進めているが、現在の問題点や課題等に対する**気付きにつながる経験**が不足している。

◆教職員一人ひとりの力量を向上させるため、職務研修や専門研修など、計画的な研修を進めているが、**教職経験に応じた研修**計画を作成するとともに、しっかりと研修に取り組める環境整備を進める必要がある。また、教職員の長時間労働や休日出勤の実態があり、ワーク・ライフ・バランスや健康の保持増進の観点から、改善する必要がある。施設面においては、老朽化により、教育会館の閉館・解体と総合教育センターの解体・移転が進んでおり、総合教育センターの解体後は、**研究・研修施設の整備**が必要になる。

◆今後、学校施設の老朽化による整備需要の増加が見込まれる中、**施設整備に係る財政負担の軽減と平準化**を図るとともに、**将来の児童・生徒数の減少**にも対応する必要がある。また、児童・生徒数が増加している**一部の小・中学校においては、教室不足**にも対応する必要がある。

■学校施設の築年数別整備状況



7 学校教育

取組内容

① 教育環境の整備

- 児童生徒数の推計に基づき、適正な教育環境の維持に努めるとともに、教育効果を高めるために、小中一貫教育等の密接な校種間接続を進める。
- コミュニティ・スクールとして、地域住民との協働による学校運営を進める。

② 幼稚園・小学校・中学校教育の充実

- 幼稚園教育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実現に向けて、これまで市立幼稚園が大切にしてきた、多様な体験活動を伴う「遊び」を大切にした保育を充実させ、小学校教育の「学び」への円滑な接続を図る。
- 新学習指導要領に基づき、特別な教科道徳や小学校の英語・外国語活動の充実、プログラミング教育の推進など、新しい教育内容に積極的に取り組むとともに、学力向上を目指し、より高い教育効果が得られるよう、教育課程を適切に編成し実施する。
- 市内合同行事や部活動の推進については、検討委員会等において評価・検証する体制を整え、児童生徒や教員にとって過度な負担とならないよう、開催方法や活動時間・日数などの適正化を進めるとともに、児童生徒の人間的な成長に資するよう、効果的に実施する。

③ 高等学校教育の充実

- 新学習指導要領に基づき特色ある教育課程を編成し、大学入試改革への対応に取り組むとともに、魅力ある市立高等学校づくりを推進する。
- 教育課程における主権者教育の推進やキャリア教育の充実等に取り組む。

④ 特別支援教育の充実

- 個々の障害の状態に応じた指導や支援が行えるよう、合理的配慮の基礎となる環境整備を進める。
- 早期からの就学相談を行うとともに、医療・保健・福祉等と連携した専門性のある支援体制を構築する。
- 改築後の新しい西宮養護学校において、特別支援教育推進のセンター校としての機能を充実させる。

5 学校生活の安全・安心

- いじめ防止基本方針に基づく対応の徹底、インターネットやSNS（インターネットを通じた交流サービス）のトラブルの防止、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの適切な配置、適応指導教室の拡充やフリースクールとの連携などによる不登校生への支援の充実を図る。
- 多様な危機から子供の安全を守れるように、学校・地域・家庭等が連携して登下校時の子供の見守りを続けるとともに、警察等の関係機関と連携して対策を進める。
- 就学援助制度の整備、アレルギー事故防止策、関係諸機関との連携による困窮家庭への支援等を進める。

6 心や体の育ちを支える教育活動の充実

- 優れた芸術作品や音楽の鑑賞、トップアスリートと出会う機会などを提供し、児童生徒の文化・芸術やスポーツへの関心を高める取組を進める。
- 自然学校・環境体験学習やトライやる・ウィークについて、子供たちに「生きる力」を身に付けさせるという、本来の主旨に基づき活動を充実させる。
- 国際理解や人権課題については、国際交流、地域の方々との交流や福祉体験、講演会などを通して、気付きにつながる学習機会の保障や教材開発を進める。

7 教職員の力量向上と勤務時間の適正化

- 教職経験に応じて担うべき役割を踏まえ、各段階に応じた資質能力を育成するよう、計画的な研修を実施する。
- 教職員が自身の力量向上に取り組めるよう、校務改善や勤務時間の適正化など、心身の健康の保持増進に向けた取組を進める。
- 西宮市に必要な総合教育センターの機能や施設のあり方を検討する。

8 計画的・効率的な学校園施設の整備

- 財政負担の軽減と平準化を図るため、長期的な視点による施設長寿命化計画に基づき、予防保全型の施設改修を計画的に実施する。
- 長寿命化が困難又は適さない学校については、優先順位を設定し、今後の長期的な児童・生徒数の減少を見据えた改築を計画的に進める。
- 今後の児童・生徒数や学級数の推計を基にして、教室不足が見込まれる一部の学校について、児童・生徒数急増の抑制のため「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱」を適正に運用するとともに、仮設教室の設置や校舎の増改築等による教室不足対策を実施する。

部門別計画 ● 西宮市子ども・子育て支援プラン ● 第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画
● 西宮市学校施設長寿命化計画

関連する施策分野 6. 子供・子育て支援 8. 青少年育成 16. 人権・多文化共生・平和 17. 生涯学習 18. 文化芸術

8 青少年育成

目的  学校・地域・家庭が連携し、地域で子供を育む社会をつくる。

現状と課題

- ◆核家族化や都市化により、青少年の人間関係能力の低下が問題とされる中、**教育的なねらいを持った体験学習**を通じての健全な自我意識と社会的意識の形成が求められている。
- ◆価値観やライフスタイルが多様化している社会においては、画一的ではなく、創造力やチャレンジ精神、柔軟な思考力や変化への適応力といった**社会を生き抜く力を持った魅力ある指導者の養成**が必要である。
- ◆青少年補導委員が、**補導活動**を行っているが、遊び方等の変化により子供の実態が把握しにくくなっており、家庭・地域・学校が連携して対応する必要がある。
- ◆**インターネットによるいじめや迷惑メール**などの問題が増加しており、保護者や関係諸団体に対して、トラブル防止への啓発活動を行う必要がある。
- ◆各市立小・中学校の**教育連携協議会**での議論を経て、学校・家庭・地域が連携し、子供の育ちに関する課題の解消のための取組が継続して実施されているが、地域がより主体的に教育連携事業に取り組めるよう、学校及び地域において、仕組みを結びつける役割を担う**人材等の育成**が必要である。
- ◆**家庭教育支援**として、家庭教育講座やニュースレターを通じての学習機会の提供や、「**家庭教育5つの実践目標**」の啓発による生活習慣づくりを推進しているが、講座等に参加しない家庭へのアプローチや、**問題を抱え孤立した家庭**への積極的な働きかけが必要である。
- ◆児童数は減少しているが、女性の就業率の上昇などに伴い**留守家庭児童育成センターの利用ニーズ**が高くなっている。また、児童福祉法の改正により、高学年児童も利用対象となったことから、**待機児童対策、高学年受入れ、子ども・子育て支援新制度基準にのっとりた運営**を早期に実現する必要がある。
- ◆子供を取り巻く社会環境が変化する中、子供が安全に快適に過ごし、放課後における豊かな遊びなどを通じて自立心、社会力、創造力等を育成していくことがますます重要となっている。学校施設等を利用した**放課後の子供の居場所づくり**を進めているが、効果的かつ効率的に子供の居場所づくりを進めるためには、各放課後関連事業や学校等との連携・調整が必要である。
- ◆**児童館・児童センター**は、子供の健全育成の場として市内9か所に設置しているが、地域的に偏在しており、放課後施策全体の中で、その役割について、各校区の状況なども踏まえた検討の必要がある。

取組内容

1 青少年健全育成体制の充実

- 青少年が自然体験や生活体験といった非日常の環境の中で、真に生きる力を育むことができるよう、効果的な体験活動事業を展開する。
- 将来、指導者を目指す高校生や大学生等に学習の機会と活動の場を設け、青少年リーダーの育成を図る。
- 情報化社会におけるインターネットの適切な活用法など、社会環境の変化や課題に応じて、家庭・地域・学校の連携を働きかけるとともに、青少年の健全育成に関する研修会の開催や広報・啓発を継続的に行う。

2 地域・家庭の教育力の向上

- 学校を核として地域の各団体等が連携・協働する仕組みとして、教育連携協議会が地域に根付き、活動を継続・発展させることができるよう、コミュニティ・スクールの導入を進め、地域でのコーディネーター役となる地域学校協働活動推進員を選出する。
- 多くの親が集まる機会を活用し学習会を実施するなど、身近な地域で保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制整備を目指し、家庭教育支援の充実を図る。

3 留守家庭・放課後等の児童育成

- 児童数や利用ニーズの推計に基づき、計画的に待機児童、高学年受入れに対応するとともに、定員や面積など、子ども・子育て支援新制度基準を満たすよう留守家庭児童育成センターの整備を進める。また、小学校の余裕教室の利活用や他の手法についても検討を進める。
- 利用者アンケート等を通じて留守家庭児童育成センターの評価を実施し、保育の質の向上に努める。また、引き続き指導員確保に向けた支援を行う。
- 小学校や公民館等の社会教育施設を活用した、放課後の安全で自由な遊び場・学びの場の提供や、地域の参画による多様な体験活動等の事業を推進するよう、各放課後関連事業等との連携を図る。
- 児童館のない地域においても、放課後子供教室事業などへ出向き、子供たちへ遊びの提供を行うとともに、ボランティアに対して遊びの指導をするなど、児童館が蓄積したノウハウを提供する。
- 子供も含めた地域の人が気軽に立ち寄り、あらゆる世代がふれあい、地域コミュニティの醸成につながる場所を市内全域に広めていく。




子供の居場所づくり事業

部門別計画 ● 西宮市子ども・子育て支援プラン ● 西宮市地域福祉計画

関連する施策分野 6. 子供・子育て支援 7. 学校教育 9. 地域福祉 17. 生涯学習

9 地域福祉

目的  **お互いを認め合い、つながり、支え合うことで、誰もが安心して、共に生きることが出来るまちをつくる。**

現状と課題

- ◆かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いにより、人々の暮らしが支えられてきたが、少子高齢化や家族構成の変化、ライフスタイルの多様化などにより、人のつながりや地域社会への帰属意識が希薄化し、地域で支え合う力が弱まっている。
- ◆老老介護やひきこもりなど地域における生活・福祉課題は極めて多様化・複雑化しており、これらの課題への適切な対応が求められているが、既存の公的支援だけでは、多様化・複雑化する生活・福祉課題に対応することができなくなっている。そのような中、公的支援のあり方も「縦割り」から「丸ごと」へ転換する必要性が生じている。
- ◆国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現が進められている。
- ◆地域共生社会実現のために、社会福祉法が改正され、地域福祉計画が高齢者、障害者、児童の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられた。
- ◆よりきめ細やかな公的支援を行うとともに、誰もが住み慣れた地域で生活し続けられるよう、地域を構成する市民一人ひとりを始め団体・組織などが、「他人事」ではなく、「我が事」として主体的に関わり、お互いに認め合い、つながり、支え合いながら、生活・福祉課題を解決する仕組みづくり、すなわち「地域福祉」を推進していく必要がある。
- ◆担い手の高齢化や固定化による人材不足を解消するため、地域住民の福祉意識の醸成や地域住民が交流できる場の整備、地域の支援ネットワークの構築等を進めていく必要がある。
- ◆地域における生活・福祉課題が多様化・複雑化し、相談体制が整備されていくに伴い、生活困窮者が把握され、行政制度の狭間にある問題や複合的な問題が顕在化してきていることから、地域に密着した相談窓口体制やエリア・分野を横断した総合的な相談支援体制の充実を図る必要がある。
- ◆地域で様々なケースが発生する中、地域住民だけの取組や専門機関だけの支援では解決困難なケースがあることから、個別の問題を地域において解決する仕組みや、行政が地域の問題を取り上げて解決する重層的な仕組みのほか、地域内や地域同士の横のつながり、自治会域から全市までの縦のつながりを構築する必要がある。

取組内容

1 地域福祉を推進する基盤づくり

- 生活支援コーディネーターを活用し、新たな人材の発掘や養成、社会資源の開発等を行うとともに、関係者間のネットワークづくりや資源同士のマッチングを行う。
- 地域住民が交流でき、コーディネート機能を有する「共生型地域交流拠点」を地域ごとに整備することで、地域における課題を把握し、住民同士の支え合いによる課題の解決を目指す取組を推進する。

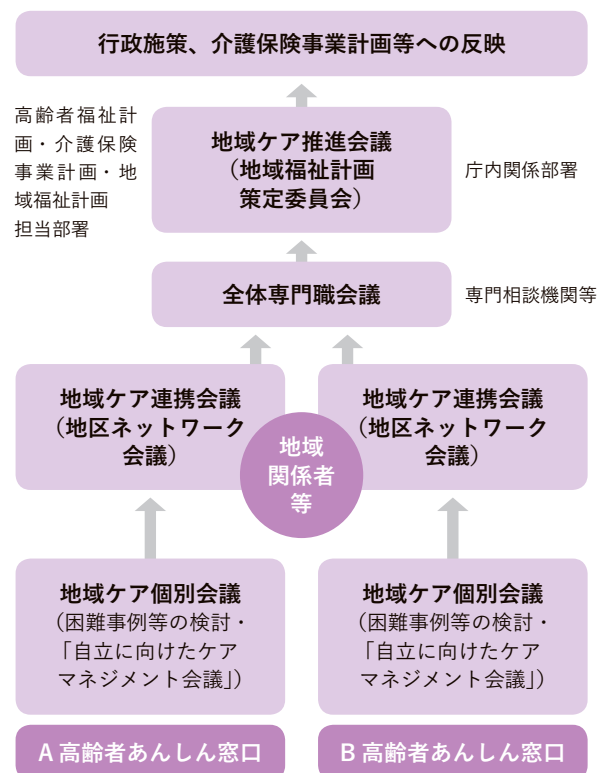
2 相談・支援体制づくり

- 地域課題とその解決策を協議する場として「地区ネットワーク会議」を全市で取り組めるように社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携して支援していく。
- 民生委員や地域団体等の多様な主体と専門機関との連携・協働の仕組みづくりを推進する。
- 権利擁護や生活困窮者自立支援の取組を進める中で、分野を横断した総合的な支援体制づくりを推進する。

3 地域福祉の推進を支えるための仕組み・環境づくり

- 地域福祉計画を国が示す、高齢者、障害者、児童など各分野における共通的な事項を記載するなど計画の見直しを行う。
- 地域における諸課題を総合的に調整するため、個別のケースを検討する「地域ケア個別会議」から地域課題とその解決策を協議する「地区ネットワーク会議」、専門相談支援機関の連携強化と支援スキルの向上を図る「全体専門職会議」、全市的なケースを検討する「地域ケア推進会議」まで、重層的に設定した「地域ケア会議」に取り組み、包括的な支援体制づくりを推進する。
- 庁内における連携体制の拡大と質の向上を図り、総合的な支援を行える体制づくりを目指す。

■ 地域ケア会議全体図



部門別計画 ●西宮市地域福祉計画 ●西宮市障害福祉推進計画【※西宮市障害福祉計画及び西宮市障害児福祉計画を含む】 ●西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画 ●西宮市子ども・子育て支援プラン

関連する施策分野 6. 子供・子育て支援 8. 青少年育成 10. 高齢者福祉 11. 障害のある人の福祉 12. 生活支援 30. 防災・減災

10 高齢者福祉

目的  全ての高齢者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくる。

現状と課題

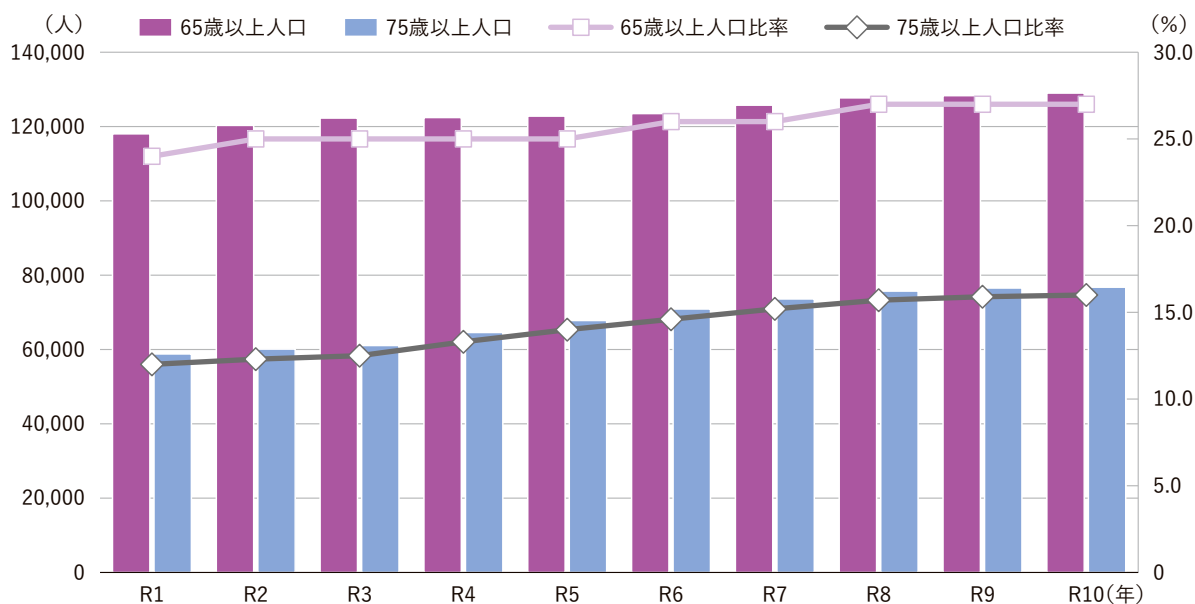
◆国の将来人口推計の結果をみると、65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成27年の26.6%から、令和7年には30.0%、令和22年には35.4%まで上昇すると推計されている。一方、75歳以上の人口の割合（後期高齢化率）は、平成27年の12.8%から、令和7年には17.8%、令和22年には20.2%まで上昇するといわれており、**中長期的に介護需要は増加**し続けると推測される。この状況において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活への支援が包括的に確保される「**地域包括ケアシステム**」の**深化・推進**が喫緊の課題となっている。

◆介護予防事業として「**西宮いきいき体操**」などを実施し、**健康づくり・仲間づくり**を支援しているが、健康増進施策と連携し、生活習慣病の発症の予防に向けた取組などを推進していく必要がある。

◆老人クラブやボランティア活動などの支援を実施し、**生きがいづくりや社会参加の促進**に取り組んでおり、「**つどい場**」の整備など、様々な社会参加の場・機会づくりを推進する必要がある。

◆住み慣れた地域で自分らしく**在宅生活を継続**していけるよう、民生委員や協力事業者による**見守り**活動や地区社会福祉協議会による食事会、多世代交流事業を行うなど、**地域での支え合い**活動を推進している。また、社

■西宮市の65歳以上・75歳以上人口比率の推計



会福祉協議会や地域包括支援センターと連携して地域の問題を共有する場をつくり、市民自らが問題を解決できるような仕組みづくりを推進していく必要がある。

- ◆地域福祉活動の中核を担う、民生委員や地区社会福祉協議会の活動を強化する必要がある。
- ◆介護サービスの適正な運営については、国保連合会の給付適正化システム、市の適正化プログラムの活用により、不適切なサービス提供を把握し、介護事業者等への指導を行っている。今後は、本人の自立支援や重度化防止につながるサービス提供が行えるよう事業者の育成を図る必要がある。
- ◆西宮市在宅医療・介護連携推進協議会（メディカルケアネット西宮）では、多職種の相互理解を図るための研修会や医療介護連携に関わる事例検討会を実施している。多職種連携を進めることで、看取り期を含めた切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた取組を行っていく必要がある。
- ◆医療・介護従事者（支援者側）を対象に、市内の五つの地域包括ケア連携圏域ごとに設置した在宅療養相談支援センターが、在宅における医療と介護の一体的なサービス提供に向けて、医療・介護職を対象とした相談支援機能の充実や、支援の質の向上を図る必要がある。

■民生委員担当世帯数、高齢者数（平均）

	民生委員実数	担当世帯数	担当高齢者数
H30年度	632	348.6	180.2
H29年度	639	343.0	176.0
H28年度	644	338.6	171.5
H27年度	644	336.0	167.8
H26年度	646	332.2	162.7

※担当世帯数及び担当高齢者数には、施設入所者数は含まない

◆要介護状態になっても安心安全な環境で必要な支援が受けられる施設整備のほか、心身の状況や所得に応じた高齢者の多様な住まい方を支援する取組が求められている。

- ◆介護保険制度の改正により、特別養護老人ホームの入所要件が原則要介護3以上となったことから、入所対象ではないが日常生活に支援を要する高齢者の居住の場を一定数確保していく必要がある。
- ◆認知症地域支援推進員の配置や、社会福祉協議会との連携による認知症サポーターの養成や認知症カフェの開設を推進しており、発症リスクの抑制や早期受診の促進のため、認知症に対する正しい知識の周知が必要である。
- ◆認知症初期集中支援チームを設置し、支援を進めており、早期発見・早期受診につなげる体制づくりや、医療・介護事業者・市民の各々が役割を担い、包括的に支援していくためのネットワークの構築が必要である。
- ◆市内各所に地域包括支援センターを設置し、「総合相談」「介護予防」「権利擁護」などに関する業務を通じて地域で暮らす高齢者の各種支援を行っている。高齢者人口の増加や地域包括ケアシステムの構築を目指した法改正などを背景に、地域包括支援センターの役割が年々高まっており、更なる体制強化や職員のスキルアップ、関係機関との連携が必要である。

■要介護認定者数の推計

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
要支援者	7,653	8,096	8,624	9,147
要介護者	12,687	13,639	14,629	15,598
認定者数	20,340	21,735	23,253	24,745
第1号被保険者（65歳以上）	113,111	113,654	114,420	115,096
要介護認定率	18.0%	19.1%	20.3%	21.5%

※認定者数には、第2号被保険者を含む

※H29年度は実績値、H30年度以降は推計値

10 高齢者福祉

取組内容

1 介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進

- 保健所と連携し、効果的な健康づくり、生活習慣病予防に取り組む。
- 健康寿命の延伸や介護予防を図るには、継続的に社会参加できる取組が必要となるため、住民が主体となって、身近な地域で気軽に健康づくり・仲間づくり・地域活動に取り組むことができるよう支援していく。

2 日常生活を支援する体制の整備

- 誰もが参加できる地域交流の拠点を各地域にできる限り身近な場所に設置し、住民が主体となって運営することで、地域での支え合い活動による見守りや支援活動などの地域福祉活動につなげていく。
- 民生委員や地区社会福祉協議会の活動について、広報を行い市民理解を進めるとともに、活動しやすい環境づくりの整備、新たな活動者の発掘、育成を行っていく。

3 介護サービスの充実と適正・円滑な運営

- 不適切な給付を削減するため、サービス提供事業者に対して基準違反等に関する個別指摘や改善指導を行うとともに、介護支援専門員の資質向上を目的とした研修や介護相談員の派遣を実施するなど、介護保険給付の適正化の更なる充実を図る。
- リハビリテーション専門職の参画による自立支援に資するケアマネジメントの推進に取り組む。
- 兵庫県福祉人材センターやハローワーク西宮と連携し、介護人材の確保に努める。

4 在宅医療と介護の連携の強化

- 研修会等の活動の充実を図り、医療・介護等の多職種顔の見える関係づくりを進め、連携の強化を図る。
- 在宅療養相談支援センターの質の向上を図り、相談支援機能の更なる充実を図る。

5 多様な住まい方を支援する環境づくり

- 特別養護老人ホームの更なる整備を進めるとともに、関係機関と連携し、介護サービス従事者の確保に取り組む。
- 特別養護老人ホームの新設の際には、都市型ケアハウスを併設するなど、特別養護老人ホームの入所対象とはならないが日常生活に支援を要する高齢者の居住の場の整備にも取り組む。

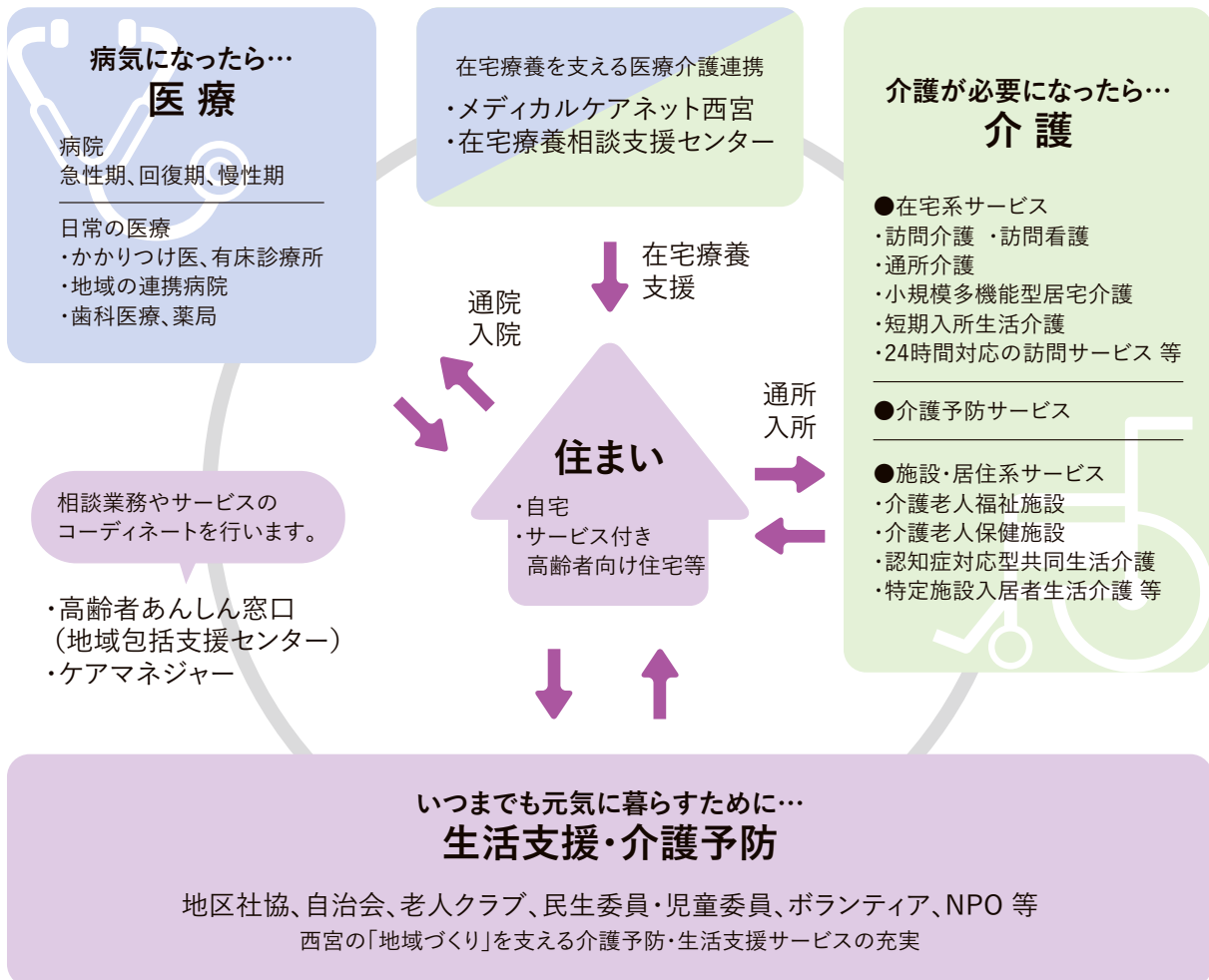
6 認知症支援体制の充実

- 認知症への市民理解を進めるため、認知症サポーター養成講座を継続して取り組み、また、受講者が支援者として活動できる取組を併せて進めていく。
- 認知症初期集中支援チームが、認知症が疑われる人などに早期に関わり、包括的・集中的に支援を行い、医療介護等に適切につなげるとともに、認知症になっても在宅生活を継続できるように包括的な支援ネットワークを構築する。

7 地域生活を支える体制の充実

- 条例等に基づき必要な職員数を配置するなど、地域包括支援センターの体制を強化し、本人への支援と併せて介護者負担の軽減に努める。
- 生活支援コーディネーターや高齢者・障害者権利擁護支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、多様な市民からの相談に適切に対応する。

■西宮市での地域包括ケアシステムの姿



アクションプラン

第III部

部門別計画 ●西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画 ●西宮市地域福祉計画 ●西宮市保健医療計画 ●新・にしのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画

関連する施策分野 9. 地域福祉 11. 障害のある人の福祉 12. 生活支援 14. 医療サービス 15. 健康増進・公衆衛生 30. 防災・減災 32. 地域防犯・交通安全・消費者安全

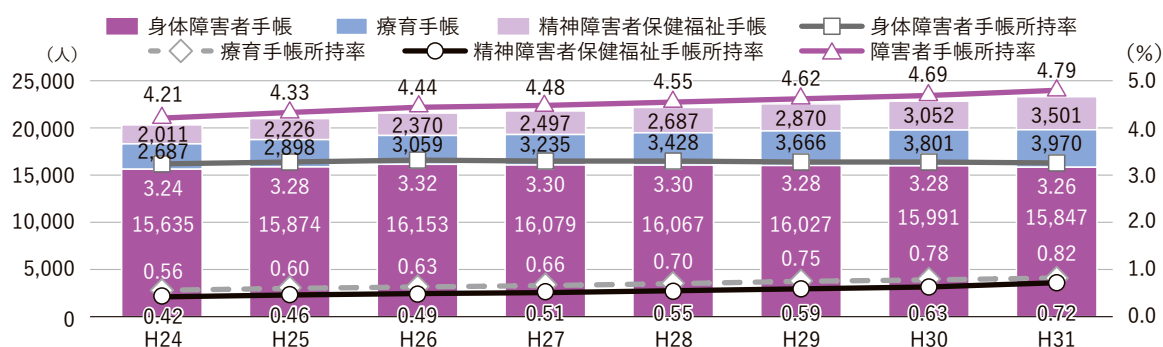
11 障害のある人の福祉

目的 ▶ 障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるまちをつくる。

現状と課題

- ◆高齢者・障害者権利擁護支援センターや、障害者総合相談支援センターにのみやにおいて相談支援を実施しているが、平成28年に実施した西宮市障害者等実態調査において、**相談窓口の認知度**が低いことが明らかになった。
- ◆地域での生活を支援するため、障害福祉サービス等の提供やグループホームの整備事業を行っているが、実態調査によると、**グループホーム**を利用したいが利用できない人が多いため、更なる整備が必要である。
- ◆居宅介護（ホームヘルプ）などの障害福祉サービスを安定的に提供するため、また施設入所者の地域生活移行や長期入院精神障害者の退院促進を進めるためにも、**障害のある人を支援する人材の確保**が必要である。
- ◆障害者就労生活支援センター「アイビー」において、障害のある人の就労支援を行っているが、障害のある人の就労に対するニーズの高さや、平成30年度の法定雇用率の引上げを鑑み、**就労に関する支援体制の充実**により一層取り組む必要がある。
- ◆ジョブステーション西宮に福祉的就労支援事業を委託することで、工賃の向上を図っているが、更なる**工賃の向上**に向けた取組を進める必要がある。
- ◆こども未来センターと保健所が連携し、子供の心身の発達や療育に関することなどについて専門職員が相談に応じ、診療・リハビリや福祉サービスなどの支援につないでいる。**早期発見・早期支援**のため、療育や発達支援に関する市内での相談体制を充実し、**成長段階に応じた継続的な支援体制の構築**や、学校園や障害児通所支援事業所など**地域での受入れ体制**の強化や質の向上が必要である。
- ◆福祉学習や福祉作品コンクールの実施、「輪イ和イひろば」や地域自立支援協議会と共催でフォーラムを開催するなどし、**障害の理解を広める取組**を行っている。また、西宮市障害福祉推進計画の策定の際に実施した実態調査によると、「地域での自立生活に向けて必要なこと」について、「地域の人への障害に対する理解が深まること」が多く回答されているため、更なる啓発が必要である。

■手帳所持者数と総人口に占める所持率の推移



※各年4/1現在（精神障害者保健福祉手帳所持者は各年3/31現在）

取組内容

1 相談支援・権利擁護支援体制の充実

- 障害者総合相談支援センターにしのみや、高齢者・障害者権利擁護支援センターなどの相談窓口の認知度向上のため、広報を行う。

2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

- グループホームの整備について、補助金の活用を検討するなど、整備促進に引き続き取り組む。
- 兵庫県福祉人材センターやハローワーク西宮と連携し、障害のある人を支援する人材の確保に努める。

3 就労と工賃の向上に関する支援の充実

- アイビーを中心に、ハローワーク等の就労支援機関と連携し、障害のある人の就労移行や就労移行後の定着を図る。
- 障害者就労施設と連携し、自主製品の販路の更なる開拓に努める。

4 ライフステージに応じた療育・発達支援の充実

- こども未来センターと保健所との連携を充実させ、幼少期から必要な情報の提供や相談支援が受けられる体制を整える。
- 研修会やこども未来センターのアウトリーチなどにより、市域全体として学校園や障害児通所支援事業所の質の向上を図る。
- 保育所や学校園における障害児に関する理解の促進を図り、学校園における障害児支援体制の充実を図る。

5 共生社会の実現に向けた理解の促進

- サマーボランティアスクールの開催や、ヘルプマークなど障害のある人や配慮が必要な人に関するマークの周知・啓発、学校園との連携により、更なる理解の促進に努める。
- 差別の解消に関する条例制定に向けた協議を進めるほか、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、差別解消に関する取組を進める。

部門別計画 ● 西宮市障害福祉推進計画【※西宮市障害福祉計画及び西宮市障害児福祉計画を含む】
● 西宮市地域福祉計画 ● 西宮市子ども・子育て支援プラン

関連する施策分野 6. 子供・子育て支援 9. 地域福祉 10. 高齢者福祉 12. 生活支援 14. 医療サービス
15. 健康増進・公衆衛生 30. 防災・減災

12 生活支援

目的 最低限度の生活の保障や生活自立の支援・援助などのセーフティネットを維持する。

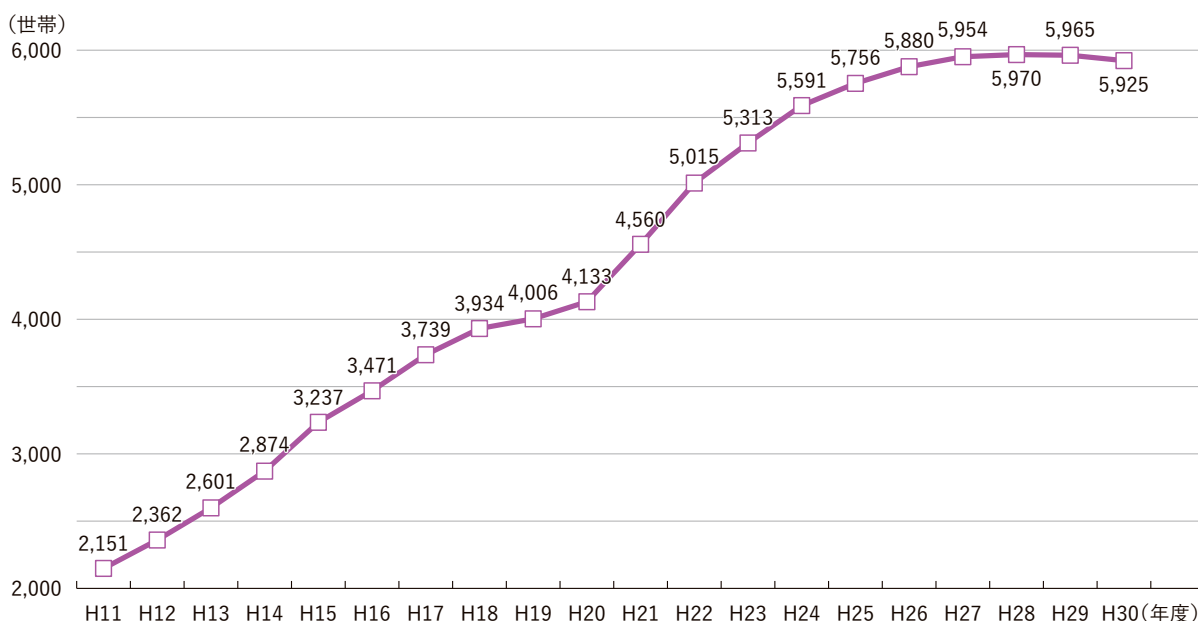
現状と課題

- ◆本市における生活保護世帯数は経済状況好転後も増加傾向にあり、特に高齢者は増加している。今後も**高齢者の増加**が予想されるため、医療扶助、介護扶助の上昇が見込まれる。**高齢世帯**については、経済的な支援等を継続して行うことにより**生活の安定**を図り、**就労可能な稼働年齢層がいる世帯**に対しては、ハローワークなどと連携して自立に向けた**就労支援**を進める必要がある。
- ◆生活困窮者自立支援法が施行され、**生活困窮世帯**に対して自立相談支援や住居確保給付金の支給などを実施することで、自立した生活を支援・援助しているが、生活困窮者は、社会的に孤立していることが多いため、**関係機関との連携**を図りつつ、地域に潜在

する生活困窮者の実態を把握していく必要がある。

- ◆**生活困窮者**は地域での生活に課題を抱えていることが多く、その課題は多様化・複雑化していることから、**地域に密着した相談窓口体制**や**総合的な相談支援体制**の充実を図る必要がある。
- ◆家庭内の悩みごとなど問題を抱えた家庭の増加に伴い、**離婚**や**DV**などの相談件数も年々増加している。DV・デートDV被害者の**安全を確保**するため、個人情報の保護を徹底しつつ、関係機関や他の自治体との**広域的な連携**を図る必要がある。

生活保護世帯数の推移



取組内容

1 生活保護世帯に対する支援の充実

- ケースワーカーや就労支援員、ハローワークが連携して生活保護受給者の求職を支援するとともに、中間的就労を始めとする就労準備支援を実施し、就労による自立支援を行う。

2 生活困窮世帯に対する支援の充実

- 潜在する生活困窮者を顕在化させるため、関係機関が相互に連携して支援できる体制を整備するとともに、地域の支援会議などもネットワークを構築して制度の周知を図り、早期発見・早期対応に取り組む。
- 相談支援の充実、就労支援の強化など、生活困窮者自立支援事業の体制の整備と拡充を図る。合わせて、地域での支援を含めた総合的な支援体制づくりを推進する。

3 DV被害者等に対する支援の充実

- DV・デートDV被害者に対して、身の安全確保や一時保護、支援や自立のための情報提供、地域での生活への継続的な支援などを行うとともに、被害内容に応じて、関係機関等と連携して対応に当たる。

部門別計画 ●西宮市子ども・子育て支援プラン ●西宮市地域福祉計画
●西宮市男女共同参画プラン【※西宮市DV対策基本計画を含む】

関連する施策分野 6. 子供・子育て支援 9. 地域福祉 10. 高齢者福祉 11. 障害のある人の福祉
16. 人権・多文化共生・平和

13 医療保険・年金・医療費助成

目的 ▶ 医療や年金に関する社会保険制度や医療費助成制度を長期的・安定的に運用する。

現状と課題

【国民健康保険】

◆被保険者の高齢化や経済情勢の変化等により、国民健康保険の財政運営は構造的に厳しい状況にあるが、被保険者の負担を軽減するため、医療費を適正化するなど、長期的・安定的に制度を運用していく必要がある。

【後期高齢者医療制度】

◆75歳以上の後期高齢者人口は年々増加しており、医療費や業務量が増加し続ける中、医療費を適正化しつつ、被保険者の理解を得て、円滑な制度運営に取り組む必要がある。

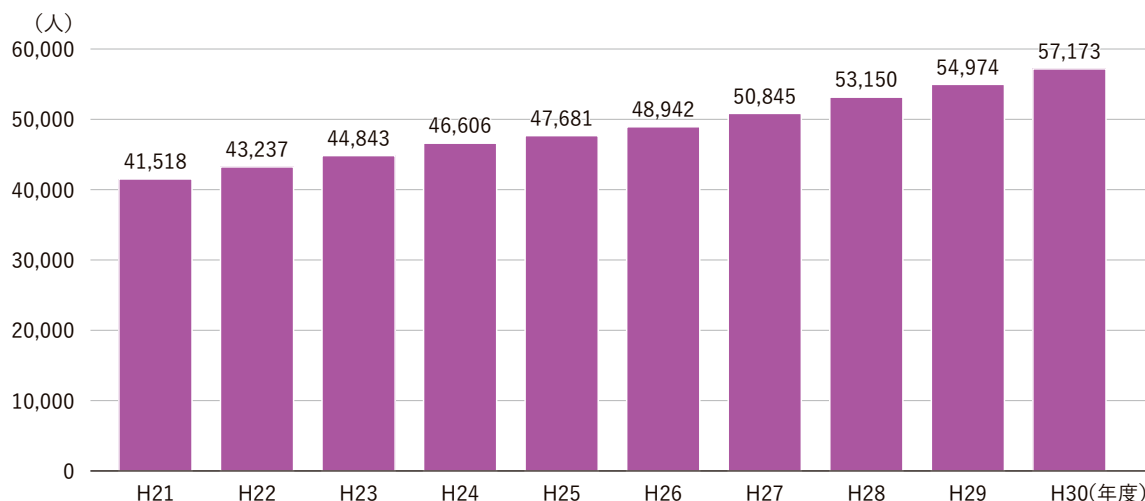
【国民年金制度】

◆国民年金は、全国的に保険料の未納が問題となっており、市民の年金受給権を確保し、生活安定につながるよう努める必要がある。

【医療費助成制度】

◆「福祉医療費助成制度」は県との共同事業であるが、本市では各医療費助成制度において、所得制限の緩和や助成対象の拡大等を独自に実施しており、今後も制度を安定的に運営しつつ、受給者の負担を軽減し、市民福祉の増進を図る必要がある。

■後期高齢者医療制度被保険者数の推移



取組内容

① 国民健康保険の特定健康診査の推進と収納率の向上

- 関係機関と連携しながら、特定健康診査や特定保健指導など、生活習慣病の発症や重症化の予防に向けた取組を推進する。
- 国保制度改革の動向を注視しつつ、延滞金徴収など収納率向上の取組等により、保険料率の上昇抑制に努める。

② 後期高齢者医療制度の丁寧な広報

- 兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の徴収や申請の受理、制度の分かりやすい説明・広報に取り組むとともに、加齢による身体機能の低下や多病等に陥りやすい高齢者に向けた保健事業を実施する。

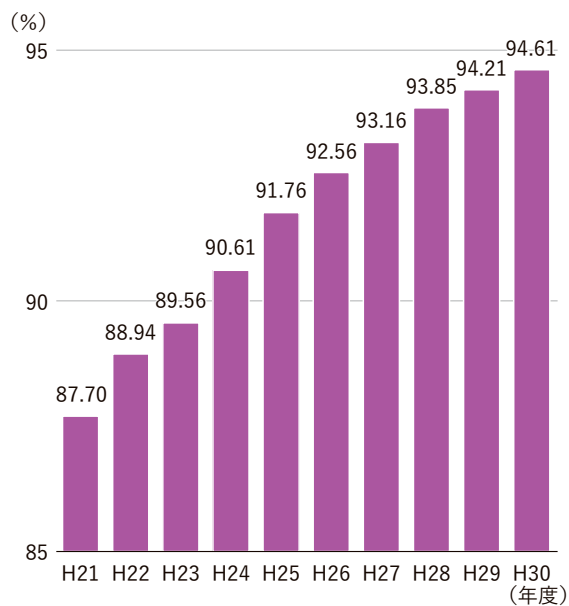
③ 国民年金制度の啓発

- 厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携・協力し、年金制度の広報啓発を行い、無年金者の発生防止に努める。

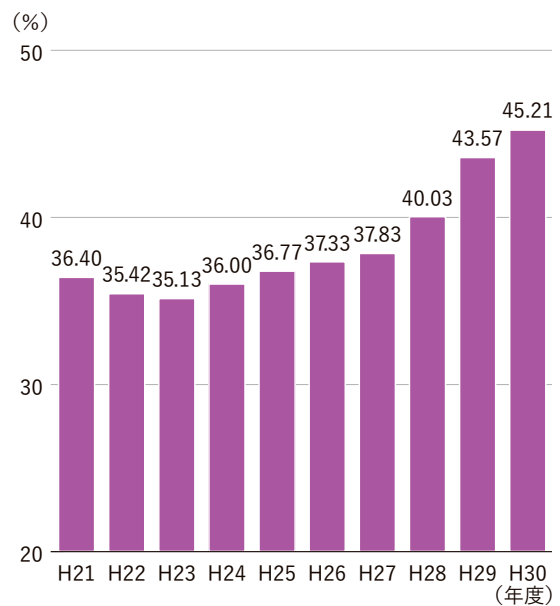
④ 市独自の医療費助成制度の運営

- 医療費助成制度の創設や財政支援を国や県に求めていくとともに、持続可能な範囲で本市独自の制度の運営に努める。

■ 国民健康保険料現年度収納率の推移



■ 国民健康保険料口座振替世帯率の推移



部門別計画 ※本施策分野に部門別計画はありません。

関連する施策分野 15. 健康増進・公衆衛生

14 医療サービス

目的 誰もが住み慣れた地域で、安心して医療を受けられるまちをつくる。

現状と課題

◆救急医療や災害時の医療体制の更なる充実、六甲山系により市域が南北に分断されていることによる影響など本市が独自に解決すべき医療課題や市民の医療ニーズ・疾病状況等の急速な変化などについて、将来を見据えた取組に向け、10年間を計画期間とした本市の保健医療分野の基本的な指針を示すものとして、平成28年3月に「西宮市保健医療計画」を策定した。また、阪神北広域こども急病センターとの深夜帯における連携や電話による医療相談「健康医療相談ハローにしのみや」など市独自の対策を行い、救急医療の充実に努めた。引き続き、神戸市や宝塚市など近隣市との連携を図るなど、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを

指し、救急医療体制の維持・強化や地域医療体制の充実を図る必要がある。

◆高齢化の進展に伴い増加する医療需要への対応や公立病院の役割である救急医療、小児・周産期医療、災害時医療の更なる充実など市内の医療環境を向上させるため、二つの公立病院（市立中央病院と県立西宮病院）を統合して、医療機能の拡充と医療従事者の集積を図り、地域の基幹病院として医療サービスを提供する取組を進めている。

◆市立中央病院では、医療サービスの向上と経営の健全化を図るために、経営改革プランに基づいた取組を実施している。

■地域と両病院の課題、統合新病院のメリット

地域と両病院の課題

- 高齢化の進展に伴う医療需要への対応
- 災害時の安定した医療提供 など



県立西宮病院

稼働病床数 400 床

- 救急医療の充実
- 防災機能の強化
- 狭あいな敷地



市立中央病院

稼働病床数 193 床

- 施設の老朽化
- 診療科の充実
- 経営の健全化

統合新病院 — 病院統合のメリット —

診療機能の充実

人材の確保・育成

財政負担の軽減

取組内容

1 救急医療体制の維持・強化

- 圏域にとられない救急医療体制の構築等について、関係機関等と協議を行っていく。

2 地域医療体制の充実

- 医療連携の強化や在宅医療の推進などの課題の解決に向けて、関係機関等と協議を行っていく。

3 市立中央病院と県立西宮病院との統合

- 市立中央病院と県立西宮病院の統合再編に係る基本協定を踏まえ、今後、関係者と協議しながら、統合新病院の規模や診療機能の概要を取りまとめ、早期の統合新病院の開院を目指す。

4 市立中央病院の機能強化

- 病院統合の時期を見据えながら、市立中央病院の施設・設備の改修や耐用年数を経過した医療機器の更新などを行うとともに、急性期病院としての機能充実や病床利用率の向上に向けた取組などを実施する。



ダヴィンチ Si (手術支援ロボット) H30.2 導入




リニアック (放射線治療装置) H29.8 導入

部門別計画 ● 西宮市保健医療計画

関連する施策分野 10. 高齢者福祉 11. 障害のある人の福祉 15. 健康増進・公衆衛生 30. 防災・減災

15 健康増進・公衆衛生

目的  誰もが健康で安心して暮らせるまちをつくる。

現状と課題

- ◆市民の平均寿命・健康寿命は兵庫県や全国と比べて長いが、市民の死因の約半数はがん、心疾患など生活習慣病によるものである。また、食育の取組は各分野で広がりを見せているが、依然として朝食欠食や孤食など課題も多い。生涯を通じて健康で生き生きと生活できるよう、地区ごと・ライフステージごとの健康課題に応じた取組を実施することで、健康寿命の延伸と、早世予防の推進が必要である。
- ◆医学・医療の進歩や国際交流の活発化など、感染症を取り巻く状況は日々変遷し、市民の生命及び健康を守るためには、それらに適切に対応することが求められる。重大な影響を与える恐れのある新型インフルエンザや中東呼吸器症候群などの新興・再興感染症の発生及びまん延の危険性もあり、感染症対策を強化する必要がある。
- ◆食品等事業者及び旅館業などの生活衛生関係営業施設の監視・検査、動物の適正飼養等の啓発など衛生管理体制を強化することにより、市民が安心して生活できる環境を整える必要がある。
- ◆乳幼児健診を始め、妊婦健診や講座・相談等、妊娠・出産や育児の不安・悩み等に対して、総合的な子育て支援を実施しているが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の強化とともに、乳幼児健診の未受診者を追跡把握するなど、虐待予防に努める必要がある。
- ◆自立支援医療（精神通院医療）の受給者、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加している。また、市民健康アンケートによると自殺を考えたことがある人の多くは、誰にも相談していないということが明らかになった。精神疾患等を有する人について、関係機関等と連携した包括的な支援を強化するとともに、心の健康づくり等の総合的な自殺対策を推進することにより、安心して生活できる環境を整える必要がある。
- ◆難病患者やその家族について、相談体制の充実や関係機関等との連携強化により、安心して療養し、生活できる環境を整える必要がある。
- ◆保健所施設の老朽化や耐震性能等の問題が顕在化しており、整備による機能強化と、保健所関連施設の再配置について検討が必要である。

■平均寿命、健康寿命、日常生活動作が自立していない期間

		男 性			女 性		
		平均寿命 ※1	健康寿命 ※2	日常生活動作が自立していない期間 ※3	平均寿命 ※1	健康寿命 ※2	日常生活動作が自立していない期間 ※3
H22年	全 国	79.64	78.17	1.47	86.39	83.16	3.23
	兵庫県	79.67	78.28	1.38	86.09	83.02	3.07
	西宮市	80.62	79.35	1.28	86.61	83.67	2.95
H27年	全 国	79.95	78.59	1.36	86.40	83.47	2.92
	兵庫県	81.06	79.62	1.45	87.15	83.96	3.19
	西宮市	82.16	80.85	1.31	87.92	84.94	2.98

※1：0歳の平均余命

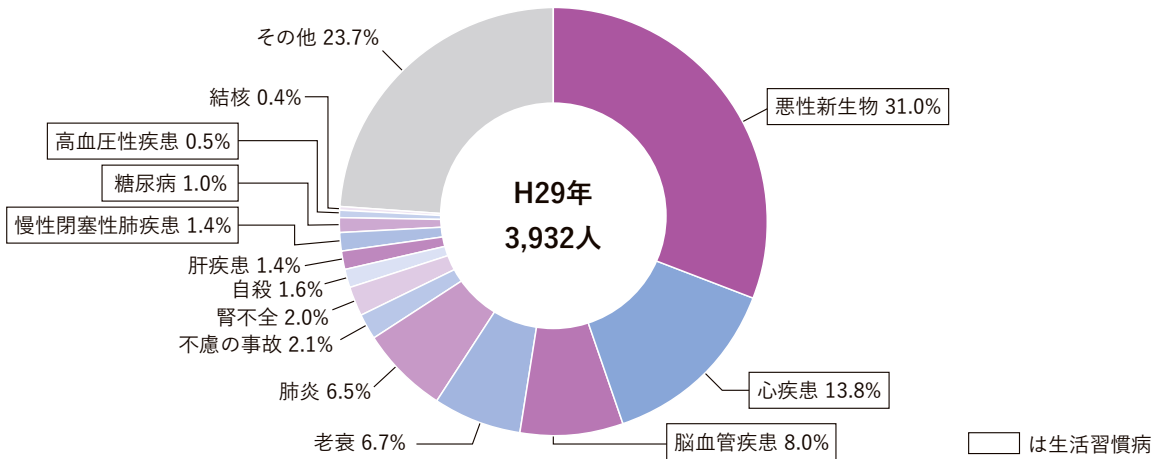
※2：健康上の問題で日常生活動作が制限されることなく自立している期間

※3：平均寿命と健康寿命の差

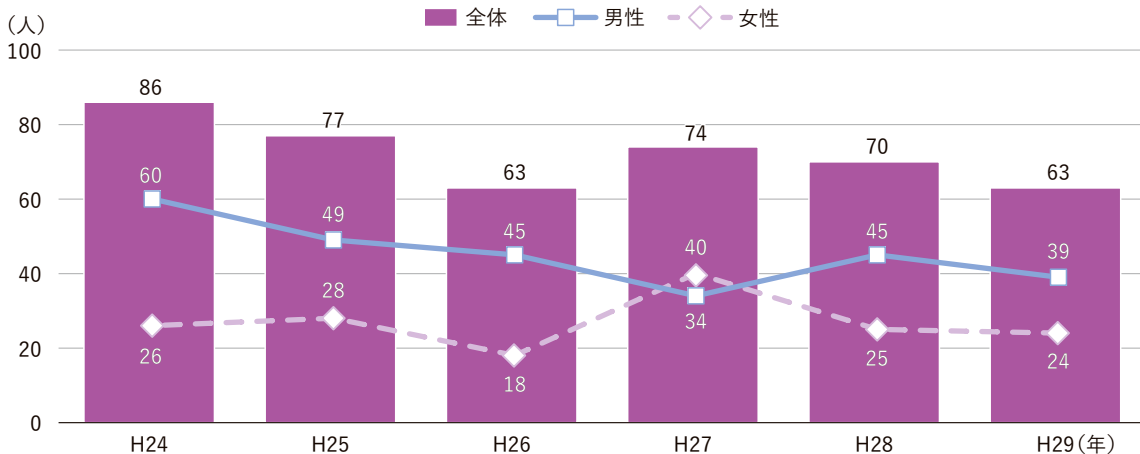
算出方法：「健康寿命の算定方法の指針」平成24年度厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）による健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班（平成24年9月）

出典：人口 平成27年度国勢調査 死亡数 平成26～28年人口動態統計 生存数・定常人口 平成27年簡易生命表 要介護認定者数 介護保険事業状況報告月報3月分（H26～28年の平均）

■西宮市死因別割合



■自殺者数の推移



15 健康増進・公衆衛生

取組内容

① 健康づくり・食育の推進

- ライフステージごとの市民の取組方策を明らかにし、市民が生活習慣の改善に主体的に取り組めるよう、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「こころの健康」、「タバコ」、「アルコール」、「歯・口腔の健康」、「健康診査と健康管理」の各分野で具体的な取組を行う。
- 生活習慣病の発症と重症化の予防の取組を地区ごとの健康課題に応じて実施する。
- がん検診を受診しやすい体制整備を行うとともに、がん予防に関する普及啓発を実施する。
- ライフステージごとの課題に応じて、健全な食生活が実践できるよう啓発を図る。
- 近年、熱中症による健康被害が数多く生じていることから、市民への熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及啓発を行う。

② 感染症予防の強化と食の安全の推進

- 新型インフルエンザなどの新興・再興感染症等発生時の体制整備に努める。
- 法令等の改正に円滑に対応するとともに、予防接種の接種率向上に向けて効果的な勧奨の実施を目指す。
- 引き続き食品等事業者や理・美容業、クリーニング業、旅館業など生活衛生関係営業施設に対する監視指導、衛生検査の充実、市民等への衛生知識の普及啓発を進めていく。
- 狂犬病予防接種の更なる啓発、動物の愛護と適正飼養の啓発を引き続き進めていく。
- 食の安全確保のため、HACCP（危害分析重要管理点方式を用いた衛生管理手法）の制度化に対応し、食品等事業者による自主衛生管理の促進を図る。

③ 母子保健の支援の充実

- 保健師の妊婦面談の全数実施、産後ケア事業等により家庭での子育て支援を強化する。
- 乳幼児健診の受診率の向上を図るとともに、未受診者の対面による全数把握に努める。
- 関係部局や医療の関係機関との連携強化を図り、虐待予防に努める。

④ 精神保健の支援の充実

- 心の健康づくりや精神疾患等に関する啓発・環境整備に努める。
- 自殺対策の強化を図るため、関係機関や団体との連携を強化することにより総合的な対策を推進する。

5 難病保健の支援の充実

- 難病患者やその家族が安心して療養できるよう、相談体制の充実を図る。
- 難病に関する医療や福祉の関係機関等との連携を強化する。

6 保健所施設の更新・機能強化

- 本庁舎周辺の公共施設の再編整備において、保健所施設の更新・機能強化を図るとともに、関連施設の再配置について検討を進める。



西宮市保健所 (江上町)



北口保健福祉センター (北口町・アクタ西宮)

- 部門別計画**
- 新・にのみや健康づくり21(第2次)西宮市健康増進計画
 - 西宮市食育・食の安全安心推進計画
 - 西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画
 - 西宮市食品衛生監視指導計画
 - 西宮市障害福祉推進計画【※西宮市障害福祉計画及び西宮市障害児福祉計画を含む】
 - 西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画
 - 西宮市子ども・子育て支援プラン

- 関連する施策分野**
6. 子供・子育て支援 10. 高齢者福祉 11. 障害のある人の福祉 13. 医療保険・年金・医療費助成
14. 医療サービス 30. 防災・減災

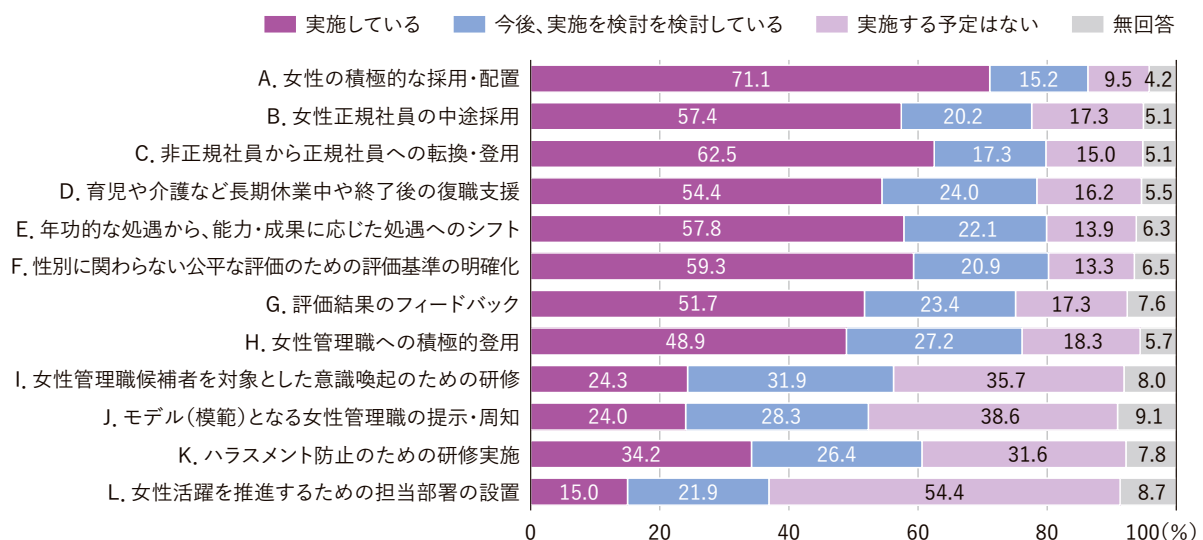
16 人権・多文化共生・平和

目的 ▶ 全ての人の人権が尊重され、多様な価値観やライフスタイルを互いに認め合うことができるまちを実現する。

現状と課題

- ◆ 障害の有無や性別・年齢・国籍等にとらわれず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、**多様なあり方を認め合う**共生社会をつくる必要がある。
- ◆ 人権問題に関する正しい**理解を促進**し、全ての人の人権が侵害されず保障される社会をつくる必要がある。
- ◆ 長時間勤務などの労働慣行により、家事や子育てと両立しながら能力を発揮して働くことが困難な状況があるため、互いに責任を分かち合いながら、**多様な生き方を認め合える**暮らしやすい社会の実現が必要である。
- ◆ 本市では様々な国籍の**外国人市民**が暮らし、**異なる文化**を背景として、人々の価値観やライフスタイルが多様化している。外国人市民が安心して暮らしていけるよう、西宮市国際交流協会と連携して、災害時における緊急情報の**多言語での提供**や、日常生活の中で相談しやすい環境づくりを行う必要がある。
- ◆ アメリカ・スポーケン市を始めとする**姉妹・友好都市**を中心とした交流など、市民団体による国際交流活動が定着している状況において、より多くの**市民の主体的な交流活動**につなげる多様な啓発活動が必要である。
- ◆ 戦争や被爆の経験のない世代が増え、**戦争・被爆体験の風化**が懸念される中、市民一人ひとりに、命の大切さ、平和の尊さなど、**平和意識を高める**機会を継続して提供するとともに、戦争や被爆の体験者が年々高齢化する中で、その**体験を次世代に伝えていく**ことが必要である。

■ 市内企業・事業所の女性活躍推進に関する取組状況



出典：平成29年度 男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査

取組内容

1 人権問題の解決

- 市民一人ひとりが「気付きから行動へつながる」ような効果的な教育・啓発を推進し、粘り強く日常生活に定着させていく。
- 学校や西宮市人権・同和教育協議会と連携して、各種啓発事業を推進する。また、国が主唱する「社会を明るくする運動」を軸とした啓発活動を実施する。

2 男女共同参画の促進

- 男性中心型労働慣行等の見直しと女性の活躍を推進し、性別にとらわれず、自らの意思に基づき個性と能力を発揮できる社会を目指す各種啓発活動を実施する。

3 多文化共生の推進

- 市民ボランティアとの協働により、西宮市国際交流協会を拠点とした日本語学習の機会提供や、多言語での生活相談窓口を継続的に実施する。

4 姉妹・友好都市交流の推進

- 市民が姉妹・友好都市に親しみを持ち、市民友好団体などが行う交流活動に参画できるよう幅広い手段を通じた啓発を行う。

5 平和意識の醸成

- 平和首長会議や原水爆禁止西宮市協議会と連携を図りながら、市民一人ひとりに平和の尊さを考えてもらえる事業を継続的に実施する。
- 特に若い世代に関心を持ってもらうため、啓発事業への参加を積極的に働きかける。



次世代へ継承される平和意識

部門別計画 ●第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画 ●西宮市男女共同参画プラン
●西宮市外国人市民施策基本方針

関連する施策分野 7. 学校教育 12. 生活支援 17. 生涯学習 24. 就業・労働 30. 防災・減災

17 生涯学習

目的 ▶ 生涯学習の理念の下、誰もが自由に学習することができ、その学びの成果が地域社会に生かせるまちをつくる。

現状と課題

- ◆生涯学習の推進は文教住宅都市の基礎・基盤であり、市民一人ひとりが、年齢や性別、障害の有無などにとらわれず、学びたいときに学び、生きる力を身に付け、それによって豊かな生活を送り、学習の成果を社会に還元するという、生涯学習の理念を市全体で実現する必要がある。
- ◆人生100年時代を豊かに生きるため、身近な地域で住民同士のつながりを深め、シチズンシップ（市民性）を育み、「学び」を地域課題の解決につなげていく社会の実現を目指す必要がある。
- ◆地域人材の育成につなげるため、次世代の地域の担い手である子供や若者も参加しやすい、多世代交流を通じたきずなづくりが必要である。
- ◆生涯学習関連事業は、環境や人権、男女共同などの各施策分野において、専門的できめ細やかに幅広く実施されているが、市内の横の連携を深め、推進体制を構築する必要がある。
- ◆各施策分野で実施されている啓発事業等における参加者が固定化されており、情報を届けたい層の参加が得られていないなどの共通課題の解決が必要である。
- ◆図書館は、市民一人ひとりの生涯学習を支える基本的な学習施設（知のインフラ）として多くの市民に利用されているが、市民が生活する上での課題解決に資する情報拠点としての図書館運営が求められている。また、子供の豊かな人間形成のため発達段階に応じた読書活動を推進する必要がある。
- ◆公民館は、使用区分の細分化や使用基準の緩和など、利便性の向上と施設の有効活用に取り組んでいるが、地域の拠点施設として地域住民の多様な利用を促進するとともに、生涯学習のコーディネート機能の充実を図る必要がある。
- ◆急激に変化し予測不可能な未来社会を迎えるに当たり、「教育」と「学習」をより統合的に捉え、生涯学習の理念の下、社会教育と学校教育の連携強化を図るとともに、子供の教育を、学校にのみ委ねるのではなく、学校教育での地域人材の活用や、学校施設の有効活用など更なる連携を図っていく必要がある。
- ◆教育連携協議会等を活用し情報の共有化を図るなど、学校・家庭・地域の連携を進めるとともに、学校支援活動に取り組んでいるが、個々の活動の横の連携が十分でなく、持続可能な体制が必要となっている。

取組内容

1 生涯学習社会の推進

- 行政の各部局や学校・家庭・地域が連携し、生涯学習施策を総合的に推進するため、生涯学習推進計画に基づく全庁的な推進体制を整備する。
- 各種生涯学習関連事業の連携やその参加者をコーディネートするシステムを構築する。
- 地域団体、社会教育団体等の活動を通して、地域コミュニティに貢献するきっかけづくりや人材育成を行っていく。

2 生涯学習関連事業の充実

- 高齢者における宮水学園や子育て世代への家庭教育支援事業など、ライフステージにあった生涯学習関連事業を、大学やNPO、民間教育事業者等の力も活用して体系的に行う。
- 自主的な学習活動の成果を社会に還元する機会の創出に努め、公民館等で行う講座や地域活動に人材を活用する取組を進める。
- 再就職のための学び直しや、働きながらの資格取得など、年齢や性別、障害の有無などに関わらず、誰もが社会の担い手となるための学びの支援を行う。

3 図書館など生涯学習関連施設の機能充実

- 市民一人ひとりの知的好奇心を満たすとともに、生活上の課題等を解決するため、誰もが利用できる図書館のサービス向上に努め、市民の読書環境の充実を図る。また、関係部局と連携して市民の読書活動を推進する。
- 図書館は文教住宅都市にふさわしい情報拠点として、市民の多様な要求に応えられるよう蔵書の充実等を図るとともに、司書の専門性を生かした調査・相談サービスなどを更に向上させ、知のインフラとしての図書館機能の充実を図る。
- 公民館は、学校・家庭・地域をつなぐ地域住民の交流拠点として、多様な主体が提供する学習機会や地域活動に関する情報提供に努め、持続可能な学習社会の推進を図る。

4 学校教育との連携

- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標・ビジョンを学校と社会が共有し、連携・協働による「社会に開かれた教育課程」に向けた取組を進める。
- 学校教育へのアウトリーチ活動など、地域人材や大学、民間企業などを活用した活動を緩やかにネットワーク化し、多様化・高度化する学習ニーズに対応する。
- 公立図書館と学校図書館との連携を強化し、子供の学習や読書活動の推進に取り組む。

※社会に開かれた教育課程

「よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念の下、教育課程を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させる」という考え方

部 門 別 計 画 ● 西宮市生涯学習推進計画 ● 西宮市立図書館事業計画 ● 西宮市子供読書活動推進計画

関連する施策分野 7. 学校教育 8. 青少年育成 16. 人権・多文化共生・平和 18. 文化芸術 21. 大学連携

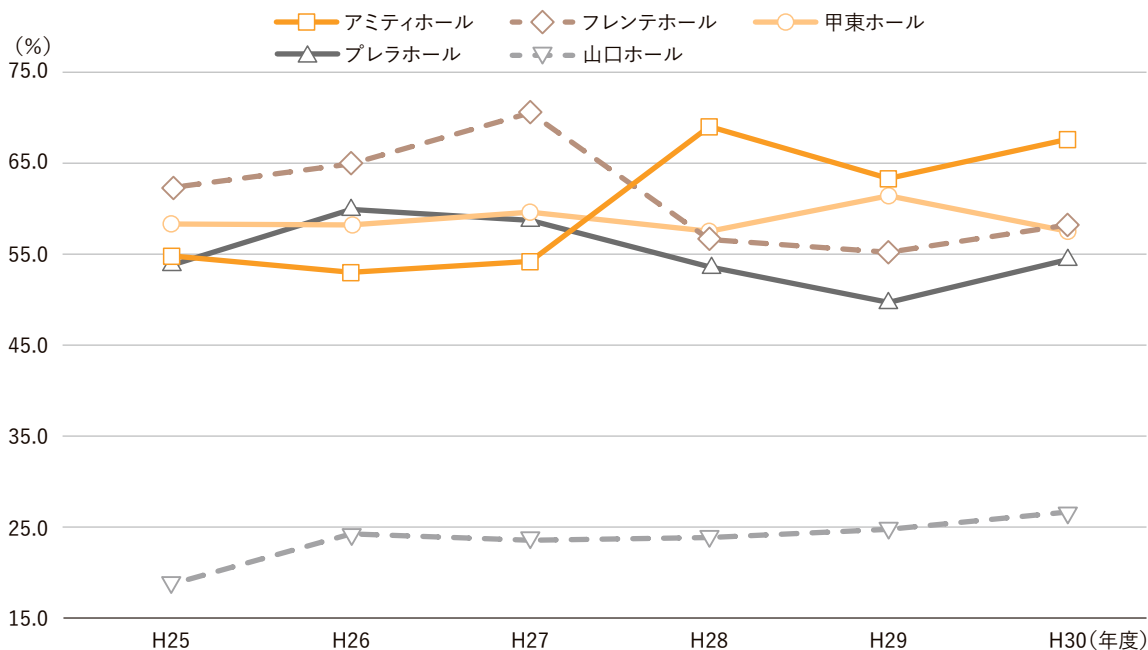
18 文化芸術

目的 ▶ 全ての市民が文化芸術との関わりによって、心の豊かさを実感しながら、住み続けられるまちをつくる。

現状と課題

- ◆文化芸術にふれ楽しむ機会を増やすことにより、豊かで寛容な心を育み、人々の多様な交流を促進することで、文教住宅都市としてのまちの価値を高める必要がある。
- ◆市民各世代の文化芸術活動を支援するため、コンサートや個展等発表の機会や場の提供に努めているが、「みる人」(鑑賞者)や「する人」(創作者、奏者など)、「ささえる人」(企画者、スタッフ、ボランティアなど)といった**文化芸術に関わる人**を増やす必要がある。
- ◆西宮市文化振興財団や、西宮芸術文化協会を始めとする芸術文化団体と連携し、**市民主体の文化芸術活動**の支援・促進や西宮市大谷記念美術館による美術分野の情報発信に取り組んでいるが、文化芸術の継承のため、**若い**
- ◆**世代の文化芸術活動**、特に、絵画や彫刻などの創作活動を支援する必要がある。
- ◆**産業や観光との連携**を図り、地域の活性化につなげる取組を行っており、各地域が有する歴史や伝統、人材等の地域特性を生かし、**地域への愛着を高めるような講座や事業**を展開する必要がある。
- ◆西宮市文化振興財団やホール指定管理者が、**文化芸術活動にふれる機会の少ない層**に興味を持ってもらうため、盛んに特色のある事業を行っているが、市内ホールやギャラリーで盛んに行われている文化芸術活動についての**効果的な情報発信**を強化する必要がある。

■市民ホール稼働率の推移



- ◆集客力のある商業施設や公共施設などを活用して事業を実施し、気軽に文化芸術にふれる機会の創出に努めており、今後もこのような文化芸術との関わりが薄い場や人に取り組を広げることにより、文化芸術の日常化を図る必要がある。
- ◆次代の文化芸術を担う青少年を対象に、専門家、プロアーティストによる演奏指導や文化芸術体験事業を実施しており、更に多くの児童・生徒が心に響く文化芸術を体験できるよう、事業の拡大を図る必要がある。
- ◆市ゆかりの文芸作家や作品の情報発信機能を充実させ、市民がそれらにふれることで、市への愛着、市民の誇りを高める必要がある。
- ◆西宮の文化芸術振興の拠点であるアミティホールは、しゅん工から50年が経過しており、アミティホールを含む市民会館について、今後のあり方も含めた検討が必要である。その他の市民ホール・市立ギャラリーについても、施設や設備の経年劣化が進んでいることから、長寿命化につながる維持管理に努める必要がある。
- ◆文化財保護法改正を踏まえて、専門化・多様化する文化財保護行政の推進体制を構築する必要がある。
- ◆西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画に示されているように、未指定を含む全ての文化財を、地域の歴史資料として総合的に捉え、地域の未来を構築するために市民と共に調査、保存、活用を行う必要がある。



県立芸術文化センター

18 文化芸術

取組内容

① 文化芸術に関わる人材への支援

- 市民が、「みる人」として心の豊かさや多様な価値観の理解につなげるため、文化芸術に親しむ機会を増やすような取組を進める。
- 「する人」を育む取組として、自らの創作意欲を活動への参加につなげるため、様々な発表の場、活動の場づくりに努める。
- 企画者、スタッフ、ボランティアなど、文化芸術を「ささえる人」としての様々な関わり方を提案する。

② 文化芸術の浸透

- 公募展である西宮市展の充実、入門講座や幅広い分野のワークショップの開催に努める。
- 地域特性を生かし、地域の活性化やコミュニティの強化につながるような施策の実施を図る。
- 市内各所で行われている文化芸術活動の情報を集約するなど、具体的な情報にふれやすくなる取組を進める。
- 市民の文化芸術への関心を高めるため、アウトリーチ活動などにより普段耳にしたことのある曲を織り交ぜた親しみやすいコンサートを実施するなど、事業企画の工夫に努める。
- 市内の小・中学校などで体験型、鑑賞型の文化芸術事業の拡大に努める。
- 市ゆかりの文芸作家や作品の情報発信機能の充実について検討を進める。



野外文化事業



小・中学校向け文化芸術体験事業

3 文化芸術施設の整備

- 施設のあり方やホール・貸し館機能の再配置について検討を進め、本庁舎周辺の公共施設の再編整備においてアミティホールの更新・機能改善に取り組む。
- その他の市民ホール・市立ギャラリーについて、持続可能な施設整備や維持・保全に取り組む。

4 文化財の保存と活用

- 文化財保護体制の整備と展示等施設の充実に取り組む。
- 平成31年4月の文化財保護法改正を踏まえ、西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画の見直しにおいて、文化庁が進める、地域の文化財の総合的な保存・活用の方針等を追加することにより、文化財を生かしたまちづくりを推進する。



西宮歴史調査団



ワークショップフェスティバル・西宮道アーズ

部門別計画 ●西宮市文化振興ビジョン ●西宮市における文化財の保存と活用に関する総合的な計画

関連する施策分野 7. 学校教育 17. 生涯学習

19 スポーツ

目的 ▶ 誰もがスポーツに親しみ、スポーツ活動を通じた健康づくりや交流が活発なまちをつくる。

現状と課題

- ◆スポーツが本来有している「楽しさ」「喜び」を通じて、子供から高齢者まで全ての市民が活力ある生活を送るとともに、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで、スポーツを一層地域社会に根付かせ、文教住宅都市として豊かな未来をつくる必要がある。
- ◆市の主催・共催、指定管理者による自主事業など様々な形態で各事業を実施し、特に未就学児向け事業を強化するなど、事業拡充を行っており、さらにライフステージに応じたスポーツ活動等を促進するとともに、運動・スポーツ環境の充実を図る必要がある。
- ◆地域スポーツの中心となるスポーツクラブ21について、自主的・自立的な運営を促すとともに、補助金の交付、AEDの配置など側面的支援を行っているが、少子高齢化の進展等に伴い、会員数の減少と指導者の確保が課題になっている。
- ◆指導者の質的向上を図るため、アスレチック・リエゾン・西宮などによる指導者養成事業や、市内で活動するプロスポーツクラブの協力を得て、トップアスリートと親しめる事業を実施している。
- ◆「にしのみや甲子園ハーフマラソン」へ大学・企業等からボランティアを受け入れており、スポーツボランティアの派遣・受入れを継続して行う必要がある。
- ◆スポーツ施設管理体制の一元化や施設稼働時間の延長など、サービス向上を図っており、市民ニーズを反映したスポーツ施設の運営を引き続き行う必要がある。
- ◆高稼働率を維持し市民ニーズも非常に高い中央体育館や陸上競技場の老朽化が進行しているため、西宮中央運動公園の再整備に関する基本計画の策定を進めており、本市における総合運動施設として中央体育館及び陸上競技場の整備を行う必要がある。
- ◆子供たちが自由に遊べる場所が少ないため、子供たちが伸び伸びとスポーツを楽しめる環境整備が必要である。



JT マーヴェラスによる小学生バレーボール教室



西宮ストークスによる部活動訪問

取組内容

1 スポーツ活動の推進と地域のスポーツ環境整備

- 年齢、性別、障害の有無を問わず、市民が運動・スポーツに親しめる環境を整備するとともに、運動することの楽しさや喜びを感じることができ、豊かなスポーツライフや健康寿命の延伸につながるような学習や活動を展開する。
- スポーツクラブ21や西宮スポーツセンター、西宮市体育協会を始めとするスポーツ関係団体等との連携により、地域スポーツの推進につなげる。
- 就学前の子供が運動遊び等を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣を身に付けるきっかけをつくる。
- 子供の運動・スポーツ機会の向上のため、学校園や地域社会と連携・協働し、既存施設を有効活用するなど地域のスポーツ環境の充実を図る。
- スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減を図るため、安心してスポーツ活動を行うことができる環境の整備を進める。
- 総合型地域スポーツクラブであるスポーツクラブ21がスポーツを通じてコミュニティの核となり、自主的・自立的な運営ができる体制づくりを支援する。

2 スポーツに関わる人材の養成と交流の促進

- トップアスリートと親しめる機会を創出し、スポーツに関わる人材の養成につなげるとともに、運動・スポーツ・レクリエーション等の分野において、市域を超えた交流や貢献活動を推進する。
- 市は、西宮スポーツセンターや西宮市体育協会を始めとするスポーツ関係団体が自主的・自立的な運営体制の構築を図り、団体間の交流促進に取り組めるよう支援を行う。
- 地域スポーツの分野において、大学・企業との連携・協働を図る。
- スポーツ指導者及び審判員等スポーツの推進に寄与し、核となる人材を養成する。

3 スポーツ施設の運営・整備

- 将来の人口減少を見据えた持続可能な施設整備を基本として、市民ニーズや生活環境の変化に合わせ、長期的な視点に立ったスポーツ施設の整備や維持・保全に取り組む。
- 西宮中央運動公園の再整備事業において、文教住宅都市としてふさわしい新中央体育館と新陸上競技場を整備する。
- 既存施設を有効活用し、子供たちが伸び伸びとスポーツができる環境の充実に努め、生涯にわたりスポーツと接点を持ち続けることができるよう事業展開を図る。

部門別計画 ●西宮市スポーツ推進計画

関連する施策分野 ※本施策分野に関連する施策分野はありません。

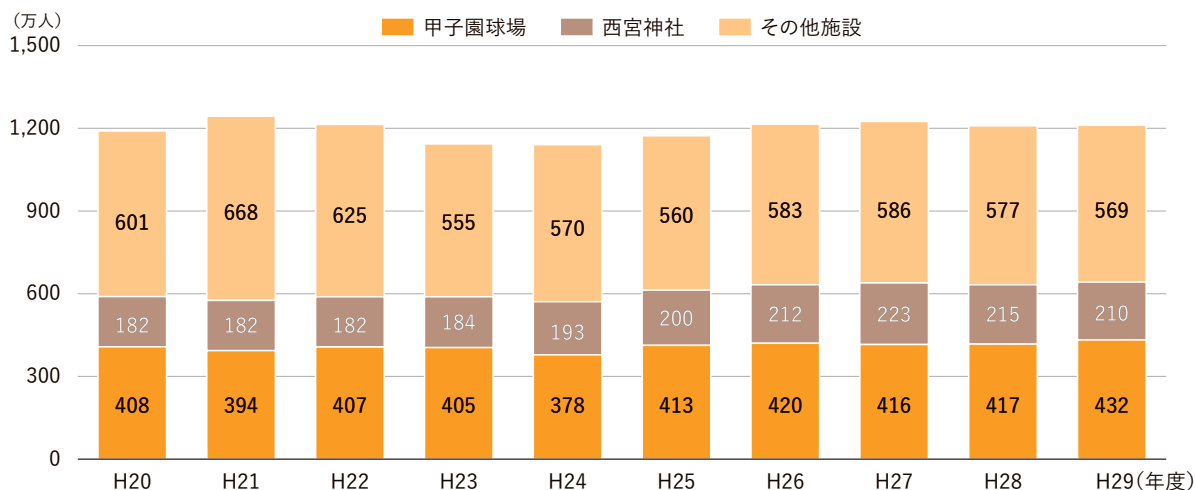
20 都市ブランド

目的 **地域資源の魅力**を地域活性化や産業振興に結びつけ、都市ブランド力の向上を図る。

現状と課題

- ◆本市の観光入込客数は、平成29年度は約1,200万人で、主要施設別では、阪神甲子園球場が432万人と最も多く、次いで西宮神社は210万人となっている。また、本市の市域は南北に長く、酒蔵地帯の日本酒、西宮神社などの伝統施設、甲子園から鳴尾・西宮浜地域のスポーツ、甲東・瓦木地域の文化やにぎわい、夙川・苦楽園・甲陽園地域の魅力あるスイーツ店、カフェ、レストラン等の集積、北部地域の豊かな自然環境など、**地区ごとに地域特性や異なる魅力を持った地域資源**が存在する。
- ◆本市の多様な魅力にふれる機会を創出し、**生活そのものを楽しむライフスタイルの発信・提案**や、**地域の強みを生かしたエリアプロモーション**の展開により、まちへの愛着や誇りを育み、地域の活性化に結び付けていく必要がある。
- ◆平成25年に制定した「西宮市清酒の普及の促進に関する条例」や平成29年に制定した「西宮市宮水保全条例」に基づき、日本酒文化の発信と酒造業の振興に取り組んできた。今後は更に、**酒蔵ツーリズムの推進**や、他の自治体や鉄道会社と連携した**広域観光の取組**により、本市への来訪者を増やし、市内産業の振興につなげる取組が求められる。
- ◆従来の広報媒体やウェブサイト、SNS（インターネットを通じた交流サービス）による情報発信のほか、**主要駅での情報発信**、観光キャラクターを活用したPRなどにより、本市のブランド力の向上を図る必要がある。
- ◆地場産品である日本酒を始め、地域で愛されているスイーツ、名塩紙、和ろうそくといった伝統工芸品など、**暮らしの質を高めている西宮ブランド品**を、事業者と連携して情報発信するとともに、地場産業として育成する取組が求められる。

観光入込客数の推移



取組内容

1 多彩な西宮の楽しみ方の提案

- 多様な性格を持った「生活そのものを楽しめる魅力的なまち」という都市イメージを生かした観光事業を西宮観光協会との連携により推進する。

2 地域の強みを生かしたエリアプロモーション

- 地域住民や事業者と連携し、地域ごとの強みを生かしたプロモーション事業を展開する。

3 酒蔵ツーリズムの推進

- 西宮観光協会、西宮商工会議所、酒造・鉄道各社と連携した酒蔵ツーリズムに取り組む。
- 酒蔵ツーリズムへの誘客や外国人対応パンフレットの作成、案内板の整備を進める。



西宮酒ぐらルネサンスと食フェア

4 広域観光の取組

- 広域観光圏内のネットワークや情報発信力を生かし、酒蔵ツーリズムなど、他の自治体と連携した事業展開を図る。

5 主要駅での効果的な情報発信

- 鉄道主要駅での情報発信やSNS（インターネットを通じた交流サービス）、観光キャラクター「みやたん」の活用による更なる情報発信を図る。

6 西宮ブランド品の情報発信

- 日本酒やスイーツ、伝統工芸品など、西宮ならではの製品の情報発信を事業者と連携して取り組む。
- 西宮らしさを伝える西宮ブランド品の育成を支援する。



船坂マルシェ&ふれあい広場

部門別計画 ● 第3次西宮市産業振興計画

関連する施策分野 22. 産業

21 大学連携

目的 個々の大学の特色を生かしながら地域社会との連携を強化し、「大学のまち・西宮」として発展させる。

現状と課題

◆本市には九つの大学・短期大学(以下「大学」という。)が所在し、約36,000人の学生が学ぶ、全国有数の「大学のまち」である。市内の個性豊かな多数の大学の集積は、単に学びの場としてだけではなく、都市としての豊かな景観を形成するほか、学生・若者の存在が、文教住宅都市としてのまちの活性化や、魅力あるまちづくりを進めていく上で貴重な資源となっている。

◆平成13年に「西宮市大学交流センター」を開所するとともに、市内大学・商工会議所・市によって構成される「西宮市大学交流協議会」を通じた取組を進めてきた。平成26年に、まちづくりに関する幅広い分野で相互に協力し、地域社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする「包括連携協定」を市内の全ての大学との間で締結したことは、各種連携の枠組みとなっている。

◆これまでの市内大学との連携は、学生の教育効果を更に高めることを目的とした「教育型連携」と、大学の社会的責任の一環として大学の資源を活用し地域活性化等に応用させる「社会貢献型連携」が主であったが、このような連携を更に発展・充実させるためには、当事者のニーズなどとのマッチングやコーディネートが円滑に行われる必要がある。

◆市内の大学は文系分野が中心であるため、理系分野との親和性が高い教員の研究分野を更に発展させるために行う「研究型連携」と、大学の知的財産を活用・移転させること

により収益性や社会的な有益性の発生が期待できる「事業型連携」については、低調なものにとどまっている。今後、市内大学の特性を生かしながら、「研究型連携」「事業型連携」を実現できるような切り口の可能性について、検討を深めていく必要がある。

◆「大学のまち・西宮」の更なる発展を目指していく上で、大学交流センターの存在は重要であり、積極的に活用していくほか、市内の学生にも「大学のまち・西宮」を周知し、市内で積極的に活動してもらえる環境づくりに取り組んでいく必要がある。

◆市内の大学集積を維持するとともに、大学が社会貢献を含めた幅広い機能を発揮しながら、「大学のまち」としての西宮の魅力を維持し続けるための方策が必要である。

西宮市に所在する大学・短期大学



取組内容

1 教育型・社会貢献型連携の充実

- 従来より各大学において実施されている「教育型連携」「社会貢献型連携」の発展・充実を目指し、本市もマッチングやコーディネートなどに積極的に取り組み、大学と地域、企業等との連携を通して、大学・学生による教育、社会貢献がより充実できるよう支援を行う。

2 研究型・事業型連携の育成

- 様々な行政や地域社会の課題解決や、地域産業の振興育成につながる分野を中心に、「研究型連携」「事業型連携」の可能性の模索と育成に努める。

3 大学交流センターの活用と学生に向けた情報発信

- 西宮市大学交流協議会と連携による、各種講座等の充実や地域連携事業の実施等を通し、「大学のまち・西宮」づくりの拠点として、大学交流センターを活用する。
- 大学交流センターサイト等を通して、学生に対する情報発信を積極的に行い、大学交流センターの周知と活用のほか、学生と市民、地域社会、更には産学官に至る幅広い連携への関心を高めていく。

4 大学等の立地を生かしたまちづくり

- 個性豊かな大学等の集積を発展させ、大学のまちとしての西宮の魅力を高めるため、地域課題に対応して一体的なまちづくりが進められる場合は、大学等の施設更新に併せて、まちづくりと連携した諸制度の機動的な運用を検討する。




共通単位講座

部門別計画 ●カレッジタウン西宮構想

関連する施策分野 17. 生涯学習 22. 産業

22 産業

目的  都市の活力と持続的な発展を支える産業振興や、企業市民の参画を促進し、豊かな市民生活と本市の発展を実現する。

現状と課題

- ◆本市では、市外から流入した就業者より市内在住の就業者が多くなっており、市内産業は市民の雇用の受け皿となっている。今後の人口減少や高齢者人口の増加に伴い、市内事業所や働き手が減少し、産業全体の活力が低下することが予想される。特に、人口減少が顕著な地域では、連動して小売店、飲食店などの生活関連サービスが衰退し、市民生活への影響が懸念される。
- ◆市や商工会議所、国・県の産業支援機関、大学、金融機関などは、事業者の相談ニーズに応じ、それぞれの得意分野において専門性を生かした相談体制を充実させている。事業者が抱える課題に対し、初期相談から根本的な解決まで、継続的にサポートする体制が求められており、関係機関が効果的に連携する相談支援体制を構築する必要がある。
- ◆本市の産業は、飲食料品製造、生活、教育、物流などの分野で集積が厚くみられる。これらの産業分野は本市の歴史・風土に根差した地域産業であり、今後の発展が期待される産業分野とともに、効果的な産業施策を進め、雇用創出や産業の活性化につなげていく必要がある。
- ◆日本酒やスイーツを始めとする飲食料品関連産業は本市産業の特徴であり、こうしたフードビジネスや伝統工芸など、豊かな歴史に育まれた西宮ブランド品の活性化を図る必要がある。また、阪神甲子園球場などスポーツに関する豊富な地域資源を生かし、スポーツビジネスが展開しやすい環境づくりを進めるとともに、市内集積産業との連携・循環に取り組んでいく必要がある。
- ◆商店街は、身近な買物の場所としてだけでなく、近隣住民のコミュニケーションの場としての役割も担っているが、地域に密着した商店街等の活力低下により、買物など生活の基盤となる身近なサービスの水準低下や買物弱者の発生が危惧されており、地域を下支えする商店街等に対する活性化支援策が求められている。
- ◆地域経済に活力と雇用をもたらすためには、小規模事業者の新たな取組に対する支援や、女性や若者、高齢者を含む起業を志す人に対する支援、創業後間もない人への支援など、産業の新たな担い手を創出する支援体制を充実させる必要がある。
- ◆地域活動の担い手減少による影響が懸念される中、企業をまちづくりや公的サービスの重要な担い手の一つと位置付け、企業が地域社会の一員として参画・協力しやすい取組、あるいは、事業活動との相乗効果が期待できる取組など、個々の企業が関心を持つところから、地域や住民との交流拡大につなげていく必要がある。

取組内容

1 中小・小規模事業者への産業支援体制の強化

- 中小・小規模事業者が抱える課題に対し、それぞれが持つ強みを相互に生かし最適な対応が可能となるよう、市、商工会議所、国・県等の産業支援機関や大学、金融機関を始め、民間も含めた総合的な支援体制の構築を進める。

2 中核企業の立地・定着の推進

- 本市産業の特徴である飲食料品関連産業、生活関連産業などを含む、既存の中核企業の定着と立地を支援し、市内の企業・事業所集積を維持・充実させる。
- 企業が安心して操業できる環境の整備や、事業拡張を望む市内企業に対する新たな産業用地の確保など、産業活動を維持するための取組を庁内関係部局と連携し検討する。

3 地域資源を生かしたビジネスの振興

- 本市産業の強みである飲食料品関連産業について、食を生かし、地域で愛される商品を生み出すことができる力強い事業者を増やしていく。
- スポーツ関連の地域資源を活用したスポーツビジネスの誘致を図るとともに、周辺産業を始め、他分野（健康、食、医療、ファッション）との融合によりスポーツビジネスが育ち、根付く取組を推進する。

4 市民生活を支え高める商店街等の振興

- 商店街等の主体性を基本とした買物環境や地域の魅力の向上、コミュニティ機能の強化、商業団体の活性化など、まちの魅力づくりや市民の買物・生活サービス機能の強化に向けた取組を促進する。

5 切れ目のない創業支援

- 「住宅都市」「大学の多いまち」という本市の特性を生かした産業施策の展開を念頭に、女性、若者、高齢者を含む起業・創業を志す人に対して、創業前から創業後のそれぞれのステージで必要となる支援を切れ目なく提供することで、市内産業の裾野を広げていく。

6 企業市民のまちづくりへの参画促進

- 市内企業・事業者に対し、地域社会を構成する一員である企業市民としての意識を高め、地域や住民との交流の拡大などまちづくりへの参画を促進する。

部門別計画 ● 第3次西宮市産業振興計画 ● 西宮市創業支援等事業計画

関連する施策分野 4. 市街地 20. 都市ブランド 21. 大学連携 23. 農業・食の流通 24. 就業・労働

23 農業・食の流通

目的  農業振興と都市農業の多面的機能の保全、また、食の安定供給に資する流通環境の整備を図る。

現状と課題

- ◆農地・農業は、食糧生産だけでなく防災空間、水源かん養、アメニティ空間として、また、市民が身近に農作業に親しみ、農業に関して学習する場として重要な役割を担っている。
- ◆市街化区域内農地の約64%を占める生産緑地が、令和4年に30年を経過し、所有者の意思で買取り申出を行うことができるようになる。平成27年4月に成立した都市農業振興基本法の主旨を踏まえ、都市農業の持つ多面的な機能を生かした施策展開が必要である。
- ◆本市の農業は、南部地域において、神戸・大阪といった大消費地を控えた立地条件を生かし、野菜を中心に高収益型農業が行われ、北部地域においては、水稲などの自家消費型農業が中心に行われているが、担い手の高齢化や後継者不足により、遊休農地の増加や耕作放棄地が見られるようになり、農業を取り巻く環境は厳しいものになっている。
- ◆農業後継者を確保し、若い世代による農業の活性化を図るため、多様な担い手の育成と確保が必要である。また、農業用施設の維持管理に努め、計画的な農業生産基盤の強化を図る必要がある。
- ◆広く市民に「農」に親しんでもらうため、農業体験機会の推進を図る必要がある。
- ◆野生鳥獣による農作物被害が一年を通して起こっており、イノシシやアライグマ等の捕獲により一定の効果は出ているものの、営農上支障となっていることから、被害の根絶に向け、継続した対応が必要である。
- ◆食肉センターは、と畜場法に基づき、安全で衛生的な食肉を提供することにより、市内の食品関係産業の振興に寄与している施設である。食肉センターの運営・維持管理においては、平成20年より指定管理制度を導入することにより、効率的な運営に努めているが、HACCP(危害分析重要管理点方式を用いた衛生管理手法)の義務化や、処理頭数の減少等経営環境の変化に対応した経営改善について検討する必要がある。また、食肉センターは昭和63年しゅん工であり、今後、設備等の老朽化に対応する必要がある。
- ◆食の流通拠点である、公設の西宮市地方卸売市場及び民設の西宮東地方卸売市場の市場施設は、老朽化が著しい状態であり、今後の市場運営のあり方を検討した上で、市場施設の再生整備をする必要がある。新たな市場施設は、市場環境の変化に対応可能な施設として、また市民に開かれたにぎわいが創出される施設となる必要がある。

取組内容

1 都市農業の展開

- 都市農地の保全・活用策について検討を進める。
- 都市農業が安定的に継続できる環境整備を進めるため、西宮市都市農業振興基本計画を策定し、施策の推進に努める。

2 持続的な農業の推進

- 関係機関と連携して、新規就農者のための研修制度や交流組織づくり、担い手への農地の集約など農家後継者や新規就農者への支援策の拡充に努める。また、計画的な農業生産基盤の強化を進める。
- 今後、市場出荷型農家、小規模販売型農家や自家消費型農家が混在する本市の状況に合わせて、多様な流通チャンネルを整備する。
- 消費者ニーズに応えるため、直販所、インショップ、マルシェ等多様な販売機会の拡大を図る。
- 市民農園、学童農園等の提供や農業者と地域住民との交流促進など農業体験機会の充実に努める。

3 鳥獣被害の防止

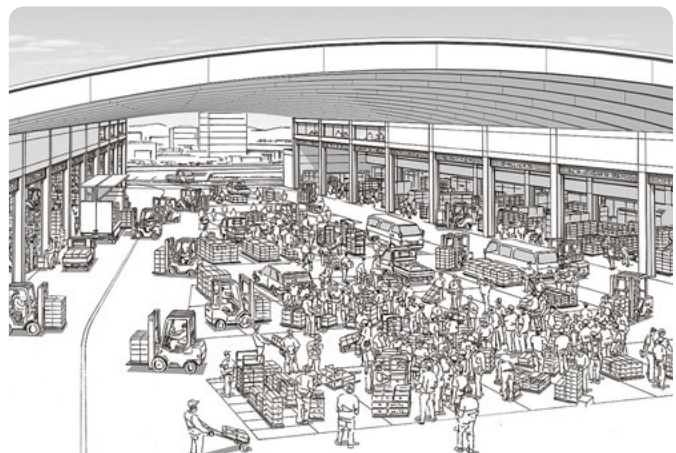
- 兵庫県猟友会西宮支部など関係機関との連携強化に努め、有害鳥獣・特定外来生物の捕獲活動を強化する。

4 食肉センターの管理運営

- HACCPの導入等、衛生面の向上に努め、安心して安定的な食肉の供給に寄与する施設となるよう努める。
- 食肉センターの運営においては、経営の改善について検討を行うとともに、長期的には施設更新を見据えながら、運営形態のあり方について検討していく。

5 卸売市場の再生整備

- 「西宮市卸売市場整備基本方針」に基づき、公設と民設の二つの卸売市場を統合し、現在地において民設民営の新卸売市場の開設を支援し、市場施設の再整備と市場機能の強化を図る。




新卸売市場の整備イメージ

部門別計画 ●西宮市農業振興計画（西宮市都市農業振興基本計画） ●西宮市鳥獣被害防止計画
●西宮市アライグマ等防除実施計画

関連する施策分野 2. 緑・自然 22. 産業

24 就業・労働

目的  誰もが自分に合った働き方ができる環境づくりを通して、市民の健康で豊かな生活を実現する。

現状と課題

- ◆社会経済状況の急速な変化に伴い、勤労者を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市では、「西宮市働きやすいまちづくりプラン」を策定し、長期的な視点に立って労働政策の推進に努めている。また、高齢化が進む中、本市では、高齢者の生きがいづくりや社会参加の場を提供するために、西宮市シルバー人材センターに対して支援を行っている。
- ◆団塊世代の退職や少子高齢化の進展等に伴い、労働力人口の減少が急速に進む中、多様な労働の担い手が求められており、女性の就業の拡大、高齢者や障害者の就労促進、外国人材受入れ対策、若者の安定的雇用の確保に向けて、就労支援を推進していく必要がある。
- ◆雇用の促進を図るためには、雇用のミスマッチの解消、勤労意欲の醸成、労働者の能力開発などが必要である。また、市内には多くの大学があり、市内大学の卒業生が就職先に市内企業を検討できるように、学生への市内企業の認知度を高めていく必要がある。
- ◆結婚、出産、子育て、家族の介護などそれぞれのライフステージに応じた働き方を選択できるよう、多様な働き方を可能とする仕組みづくりや、キャリアアップを支援するリカレント教育の充実などが求められている。さらに、就業環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを実現できるまちづくりを進めることが期待されている。
- ◆長期間労働、過重労働、ハラスメントなど、労働環境の悪化が社会問題となっている。国における労働関連法の改正整備の動きに併せ、事業者に対して法令順守に努めるよう勤労者の労働条件の改善に向けた取組を進める必要がある。
- ◆西宮市中小企業勤労者福祉共済の会員数は、ここ数年横ばいで加入率は約7%程度と伸び悩んでおり、加入率の増加や利用者の増加につながるようニーズを把握する必要がある。
- ◆勤労会館、勤労青少年ホーム、勤労者・障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズにしのみや）等の施設があるが、老朽化が進んでいることから、利用者の安全や快適な利用環境を確保する必要がある。
- ◆勤労会館、勤労青少年ホームについては、利用実績やニーズの変化を把握・検証し、施設の今後のあり方を検討する必要がある。

取組内容

① キャリア形成と多様な働き方の支援

- 国、県、西宮市シルバー人材センターなどと連携して、女性、若者、高齢者、障害者等に対する相談業務、各種セミナーなどの就労支援を重点的に行う。
- ハローワーク等関係機関と連携し、大学生を含め、求職者と市内事業所のマッチング事業の充実を図る。
- 転職でのキャリアアップや、女性や高齢者等の再就職がスムーズに行えるよう、必要な知識や技術の支援について検討する。

② ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境づくり

- 労働者の権利や健康が尊重され、ワーク・ライフ・バランスが促進されるよう、国、県などと連携し、労働関係諸法令の周知を図る。
- 働きやすい職場環境づくりに向け、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援に努めるとともに、連携に効果的かつ効率的な事業の推進を図る。

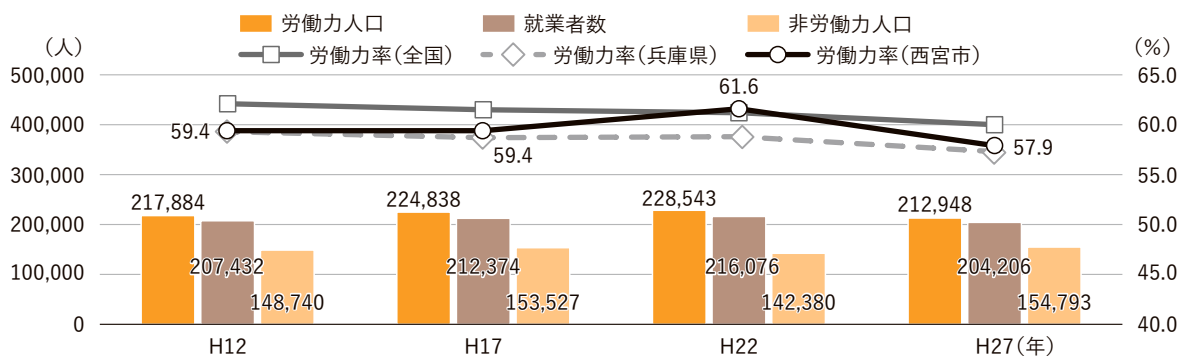
③ 労働者の福祉の充実

- 西宮市中小企業勤労者福祉共済の加入や各種事業への参加者の増加を図るため、ニーズを把握し、ニーズに合った制度の見直しを行う。
- 福利厚生に係る各種業務の運営方法、執行体制について、見直しを行い、効率的な運営を目指す。
- 労働条件等に関する労働相談業務の充実に努める。

④ 就労支援の拠点施設整備

- 施設維持管理に係る業務の運営方法等について見直しを行う。
- 施設の計画的な維持補修を行うとともに、本庁周辺の公共施設再編整備において、施設のあり方や、ホール、貸し館機能の再配置について検討を進める。

■ 労働力人口・就業者数・非労働力人口・労働力率の推移



※労働力人口：就業者と完全失業者の合計（なお、就業者には休業者を含む）

※非労働力人口：「家事」「通学」などの理由により労働力人口に含まれない人口

※労働力率：「15歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合 算出方法：「労働力人口」÷「15歳以上人口」×100

出典：国勢調査

部門別計画 ● 西宮市働きやすいまちづくりプラン ● 西宮市男女共同参画プラン

関連する施策分野 16. 人権・多文化共生・平和 22. 産業

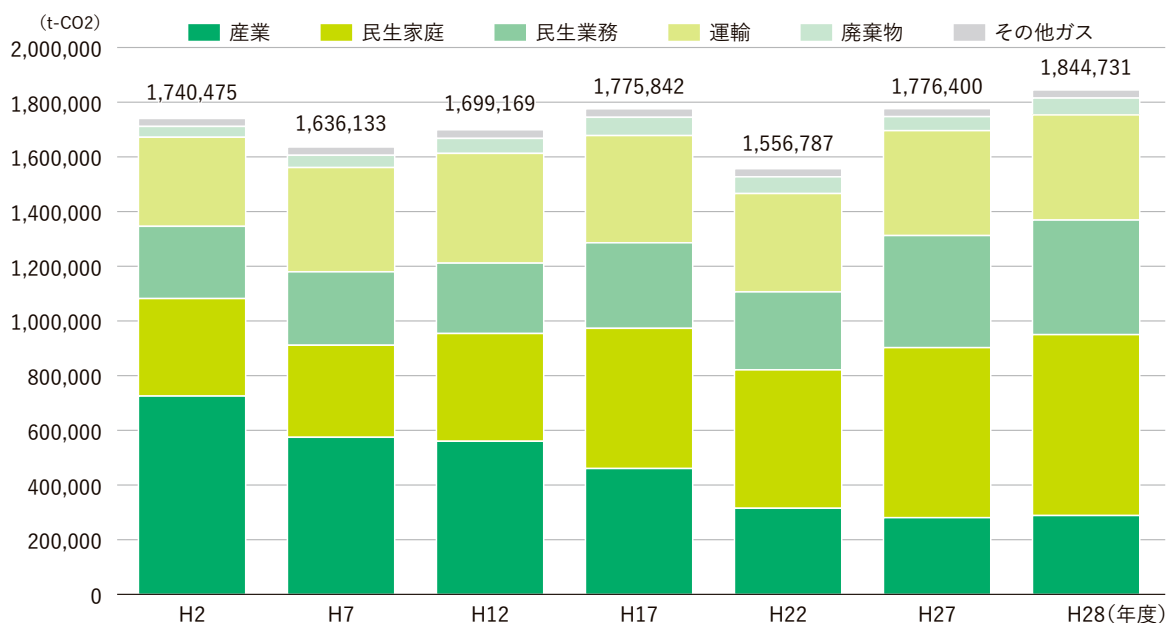
25 環境保全

目的  参画と協働による環境学習を通じた持続可能なまちづくりを進める。

現状と課題

- ◆環境学習を通じた持続可能なまちづくりに向けて、環境学習都市にしのみやを支える人材の育成、地域づくり、環境学習施設の充実に取り組んでいる。身近なことから地球温暖化まで、様々な環境問題に対処していくために、市民、事業者、行政がより一層連携し、「学びあい」が実践的な行動につながるように、環境学習を持続的に行う必要がある。
- ◆温室効果ガスの排出削減に向けて、環境に配慮した省エネルギーのための取組、多様なエネルギーの利用促進を図ることを目指した各種啓発等を実施している。低炭素社会を実現するに当たって、ライフスタイルの転換を図るなど、家庭から排出される温室効果ガスの削減を進めるための啓発を実施していくことが必要である。
- ◆ポイ捨てにつながりやすい歩行喫煙をしないこと、午後10時～翌午前6時までの夜間の迷惑花火を禁止することなどを定めているが、ライフスタイルが多様化する中、市内公共の場所での快適な環境を守るため、これまで以上にマナー向上のための啓発が必要である。
- ◆保健衛生・環境美化活動を推進しているが、ごみの減量化・再資源化、公園・道路などのまちの美化・清掃活動については、環境衛生協議会などへ支援を行うとともに市民との協働が今後より一層重要である。

■西宮市における温室効果ガス総排出量の推移



取組内容

1 環境学習の推進

- 学び合うまちの仕組みづくりと人材育成に努める。
- 環境学習を推進する拠点の充実を図る。
- 各主体・各世代の参画、自律と協働を基本としたまちづくりを進める。

2 低炭素社会の実現

- 多様なエネルギーの利用を省エネルギー活動と合わせて取り組むために、地域活動や学校との連携を通じた更なる普及啓発を進める。
- 自家消費を目的とした自家発電システムの普及を促進するため、一般家庭・事業所へ効果的な情報提供を通して様々な啓発事業等を実施する。

3 快適な環境の確保

- ポイ捨てにつながりやすい歩行喫煙をしないなど、各地域における啓発を通してマナーの徹底を行う。
- 「環境学習都市にしのみや」にふさわしい持続可能な様々な環境活動を実践するため、市民向けの巡回相談会の開催や研修会を実施する。



わがまちクリーン大作戦

■エコカード・エコスタンプシステム

環境に関する学習や活動を行った時などに、カードへスタンプを押してもらうことができる西宮市オリジナルの環境学習のしくみ



対象：幼児
ちきゅうとなかよしカード



対象：小学生
EWCエコカード



対象：中学生以上
市民活動カード

部門別計画 ● 第3次西宮市環境基本計画 ● 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
● 西宮市役所ECOプラン - 第三次西宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） -

関連する施策分野 2. 緑・自然 26. 生活環境

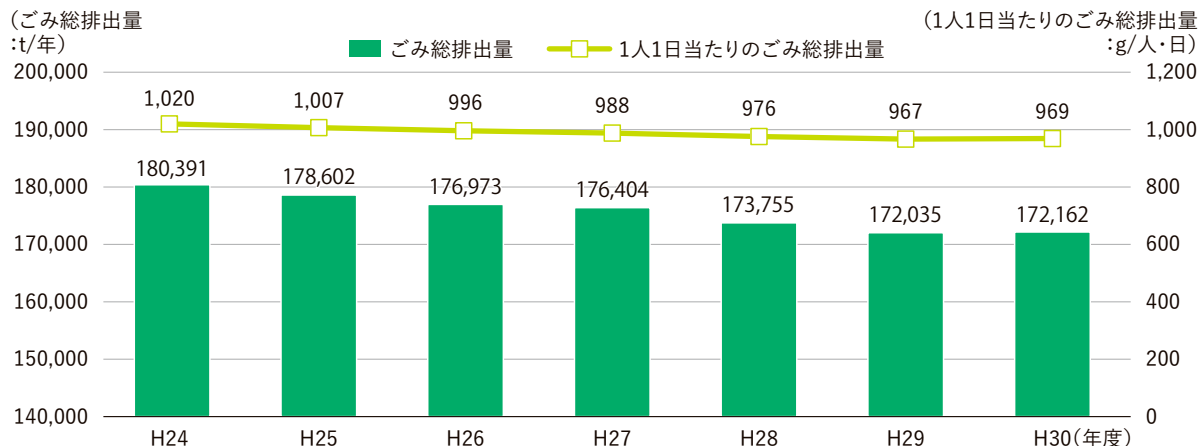
26 生活環境

目的 廃棄物の排出抑制・再資源化及び適正処理により循環型社会を形成するとともに、清潔で快適な生活環境を確保する。

現状と課題

- ◆市内各地で大気、水質、騒音等の監視測定を行っており、監視測定値については、ほとんどの項目で環境基準等を達成しており、今後とも継続的な監視測定を行うとともに、新たに環境基準や指針値が追加されても対応できるよう体制を整える必要がある。
- ◆**ごみの分別収集**により**排出抑制と再資源化**を推進するほか、**市民・事業者と連携して3R（リデュース、リユース、リサイクル）**施策等に取り組んでいるが、ごみの中には、資源化可能な紙類やプラスチック類、食品ロスなどが多く混入していることから、更なるごみ・資源の分別排出と適正処理の徹底が必要である。
- ◆生活系ごみ排出量は減少傾向であるが、事業系ごみ排出量は増加傾向であり、市民一人一日当たりのごみ排出量は全国及び兵庫県下の平均値を上回っていることから、**事業系ごみの削減**に向けて、重点的に取り組む必要がある。
- ◆西部及び東部総合処理センターにおいて、中間処理及び資源回収を行うほか、焼却熱を利用した発電や熱供給によるエネルギー回収を行っているが、計画的かつ効率的な施設の維持管理を行うとともに、老朽化に伴う施設の更新に際しては、**循環型社会の形成を推進する施設整備**が必要である。
- ◆「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が改正され、PCB（ポリ塩化ビフェニル）使用製品及びPCB廃棄物の処理期限が設定されたが、いまだにPCB含有機器を使用している事業者やPCB廃棄物を保管している未届の事業者がある中で全ての**PCB廃棄物を期限内に処理**させる必要がある。

■ごみ総排出量の推移



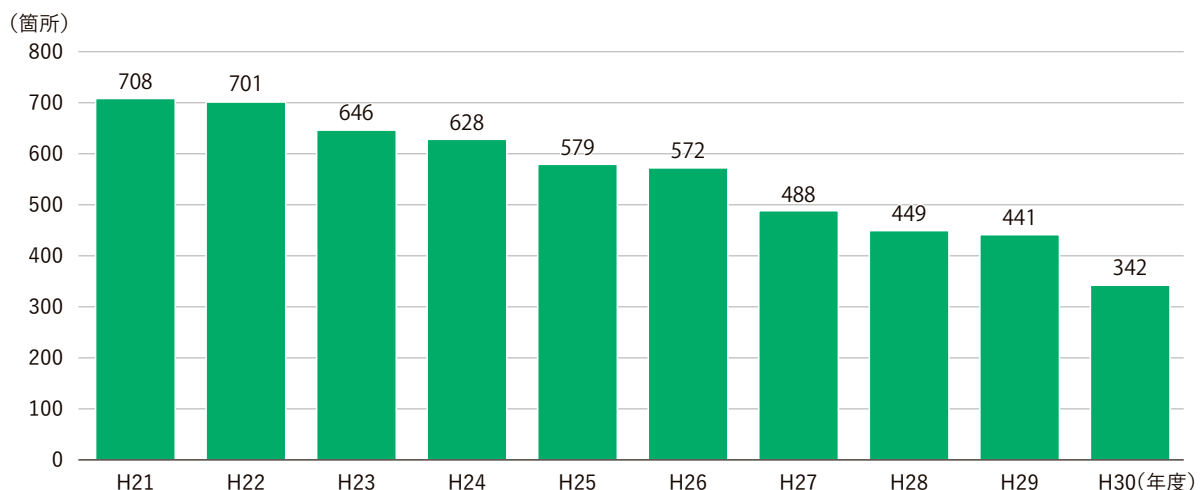
※ H30年度には災害ごみ1,066tを含む

- ◆**産業廃棄物**の処理については、各種リサイクル法により、減量化、再資源化が進む一方、**不法投棄**を始めとする不適正処理が後を絶たないことから、**不適正な処理を防止**する必要がある。
- ◆「あき地の環境を守る条例」に基づいて適正管理を指導した**空き地**は、平成21年度以降、年々減少している。また、全国的な**空き家**の増加を受けて、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されたが、平成28年度に市が実施した実態調査では、空き家の数も管理が不適切なものも、ともに少ない状況であった。
- ◆空き地・空き家については、所有者や管理者が自身に管理責任があることを認識していなかったり、現状を認知していないために不適切な管理につながっており、また、将来の人口減少及び高齢化に伴い**管理が不適切な**

空き家の増加が懸念されることから、これらへの対策が必要である。

- ◆ Dengue熱発生以降、衛生害虫等の媒介による感染症は確認されておらず、また、計画的な衛生害虫等の駆除など公衆衛生対策によって、**衛生的な生活環境**は一定確保されているが、害虫等に関する相談は増加傾向にある。行政による衛生害虫対策だけでなく、害虫に対する正しい知識や対処法、感染症対策の必要性についての啓発に努め、**発生源対策**を推進することが必要である。
- ◆ 白水峡公園墓地において新たに区画墓地を供給できるエリアが少なくなっており、また、**墓の無縁化**など、従来型の墓地だけでは対応が困難な問題も発生していることから、**多様化するニーズに応えるための墓地の整備と供給**を計画的に行っていく必要がある。

■ 空き地の適正管理指導箇所の推移



26 生活環境

取組内容

① 大気、水質等の監視体制の充実

- 環境汚染等による健康への影響、騒音等による生活環境への支障を未然に防止するため、大気、水質、土壌の環境汚染状況及び騒音、振動等の状況について監視、測定調査する。
- 法改正等による新たな環境基準や指針値について情報を収集し、適切な対応を図る。

② ごみの減量・処理施設の整備

- 事業系ごみを削減するために、不適正排出事業者に対する指導や古紙回収システムの構築など、ごみの分別・再資源化と適正処理を促進する効果的な施策に取り組む。
- ごみ減量等推進員などを通じた啓発や再生資源集団回収の奨励、リサイクルプラザの活用、マイバッグの普及等の3Rを推進し、市民のごみ減量・再資源化気運の醸成を図る。
- 食品ロス削減のために、食べ残しを減らす「3010運動」や食材の使いきり等を促す「3きり運動」の普及、フードドライブの実施などに取り組む。
- 施設の計画的な維持管理により、安定的かつ適正なごみ処理の継続及び効率的なエネルギー回収と温室効果ガス排出量の削減を図る。
- 施設更新に際しては、最新技術の調査・検討を基に環境負荷の低減に配慮した施設整備を行うとともに、規模の適正化を図る。



食品ロス削減への取組（ポップスタンド）



市内飲食店の設置状況

3 産業廃棄物の適正処理の推進

- PCB廃棄物の保管事業者及びPCB含有機器の使用事業者の掘り起こし調査を推進する。
- PCB廃棄物、産業廃棄物の適正処理の周知、指導及び立入検査を推進する。
- 産業廃棄物の不適正処理の監視パトロールを推進する。

4 空き地・空き家対策の推進

- 適切に管理されていない空き地及び空き家の所有者等に対して関係課等と連携し指導・啓発を継続して行っていく。
- 管理が不適切な空き家の発生の抑制、特定空家等を生み出さない対策として、住宅や空き家の所有者等に対する啓発などによる予防的対策に取り組む。

5 良好な生活環境の確保

- 薬剤散布の箇所や捕獲器の設置場所を継続的に見直すことで、衛生害虫等の防除を効率的・効果的に実施し、啓発事業についても引き続き充実させる。
- 血縁に頼らなくても多数の人を埋葬でき、共同で参拝もできる永代供養を目的とする合葬式墓地の整備を進める。

部門別計画 ● 第3次西宮市環境基本計画 ● 西宮市一般廃棄物処理基本計画 ● 西宮市空家等対策計画

関連する施策分野 1. 住環境 2. 緑・自然 25. 環境保全 28. 下水道

27 水道

目的  将来にわたって安全な水道水を安定的に供給する。

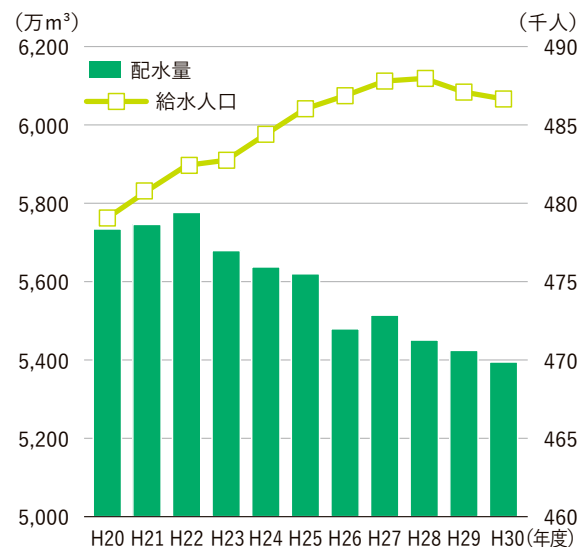
現状と課題

- ◆ 将来的な人口減少、生活様式等の変化による水道水の使用量減少に伴い、水道料金収入は減少傾向にある一方で、耐用年数が経過し、老朽化した水道施設が増加している。
- ◆ 水道管の約7割、配水池等の約5割について耐震性が不足しており、地震による破損・漏水のおそれがある。また、近い将来に発生が予測されている南海トラフ巨大地震等に備えるため、老朽化が進む水道施設の更新や耐震化を着実に進めていく必要がある。
- ◆ 本市では、水道水の約9割を阪神水道企業団及び兵庫県営水道からの広域的な水道用水供給により賄っている。また、配水池の貯留容量が少なく、ポンプを使って配水する施設もあり、事故等による影響を受けやすくなっていることから、渇水や水源事故時においても安定供給できるよう、災害等に強い水道施設の整備を進める必要がある。
- ◆ 地震等の災害時においても事業の継続又は早期の復旧ができるよう、BCP(事業継続計画)を策定しており、近隣市及び民間事業者等と災害時の応援協定を締結している。今後は、災害時に事業継続計画を効果的に実行するため、適宜計画を検証し、また計画に基づいた訓練を重ねていく必要がある。
- ◆ 多様化していく化学物質等による水源水質の汚染リスクがあるため、水質監視・管理体制の強化を進める必要がある。
- ◆ 今後、更に使用水量が減少していくと見込まれる中で、将来にわたって安定した事業運営

を行っていくため、より一層の経費削減に努め、事業運営の効率化及び更なる財源基盤の強化を図る必要がある。

- ◆ 浄水場の統廃合や民間への業務委託の推進等により、組織体制の見直しや職員数の削減を進めている一方で、専門的な知識・経験を持つ職員は減少傾向にあるが、今後も水道施設の更新や耐震化等を進めていくために必要な組織体制の構築等についての検討が必要である。
- ◆ 工業用水道事業では、工業用水使用者の撤退等による契約水量及び料金収入の減少傾向が続き、今後も厳しい収支状況が続くことが見込まれている一方で、耐用年数が経過し、老朽化した工業用水道施設が増加しているため、多額の更新費用を伴う施設整備のあり方を含む事業運営について、検討する必要がある。

■ 給水人口と配水量の推移



取組内容

1 災害等に強い施設整備の推進

- 一つの水源を利用した供給に支障が生じた場合に備え、今後も異なる水系での複数水源を維持する。
- 停電や断水時においても、配水を一定時間継続できるようにするため、必要に応じて、配水池・配水槽等の貯留容量の増量や、自家発電設備の設置を行う。
- 全ての水道施設を耐震化するには、多大な費用と時間を要するため、重要度・優先度を考慮し、また、費用の平準化を図りながら耐震化を着実に進める。
- 水道施設耐震化の早期実現に向け、経済性に優れた資材の選定及び効率的な事業手法の研究を行う。

2 被災時に素早く復旧できる体制の構築

- 様々なリスク発生時に、限られた経営資源で事業継続又は早期の復旧が求められるため、BCP及び危機管理マニュアルについて、継続的に見直しを図る。
- BCPや各応援協定に基づき訓練を実施するなど、近隣市及び民間事業者等との災害時の連携強化に努める。

3 適切な水質管理の実施

- 水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)のシステムを運用することによって、検査技術の維持向上及び検査結果の信頼性を確保していく。また、近隣事業体との共同検査による業務の効率化や情報の共有を更に進めていく。

4 健全かつ安定した事業の経営

- 減少していく見込みである今後の水需要に合わせて、水道施設を配水量に見合った適正な規模に縮小し、耐震化や維持管理等に掛かる費用を削減するなど、事業運営の効率化を図る。
- 民間への業務委託を更に推進することなどにより、業務運営及び組織の効率化を図るとともに、適切な職員配置や様々な研修機会の確保により、専門性の高い職員の育成を図る。
- 多様な広域連携の推進により、事業の効率化を検討する。
- 工業用水道事業の事業運営について、近隣他市等との広域化・広域連携を検討する。

28 下水道

目的 安全・安心かつ快適で健康的な暮らしを守り、自然に配慮した豊かな水環境を育む。

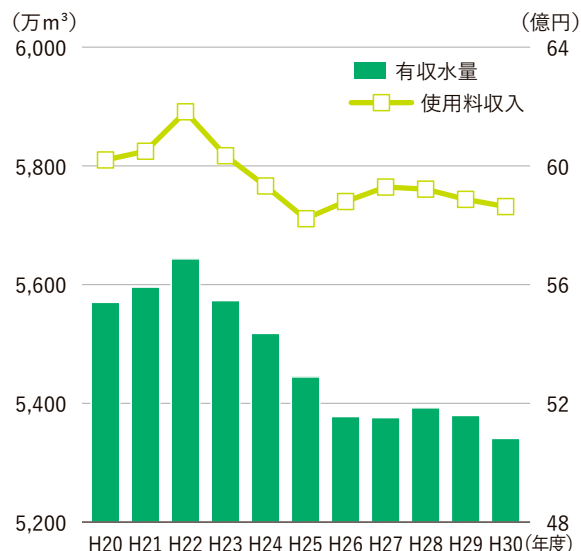
現状と課題

- ◆近年多発している短時間の**局地的な豪雨による浸水被害**が発生しており、県の総合治水条例の理念に基づいた、県・市・市民の連携による治水対策の推進や、下水道施設の更なる整備などにより、浸水被害の軽減を図る必要がある。
- ◆本市の下水道の人口普及率は既に99.9%に達し、住環境の改善は図られているが、下水処理水の放流先である大阪湾においては、水質環境基準の達成が求められていることから、赤潮等の発生源である下水処理水に含まれる窒素・リンを削減するため下水処理の**高度処理化**を進めていく必要がある。
- ◆合流式下水道区域では、雨天時に下水道施設の処理能力を超えた際に放流される**汚水混じりの雨水による海域への影響**が懸念されており、**合流式下水道の改善対策**を進める必要がある。
- ◆耐用年数が経過し、**老朽化した下水道施設**が増加するとともに、大規模地震発生時でも下水道が利用できるように、**地震・津波に対する施設の機能維持**が求められており、定期的な点検・調査結果を反映した効率的な施設管理計画を策定し、限られた事業費で**改築更新及び地震対策**を着実に実施していく必要がある。
- ◆節水機器の普及等により、**下水道使用料収入は減少傾向**にある一方で、老朽化した下水道施設の更新や耐震化、浸水対策、合流式下水道の改善など、**施設整備に多額の費用**が見込まれており、将来にわたって安定した事業運営を行っていくため、現状を的確に把握した上で、徹底した下水道経営の効率化、健全化を進め、必要な財源を確保する必要がある。



能登町浸水状況 (H25.8.25)

■有収水量と使用料収入の推移



※有収水量：下水道で処理した全処理水量のうち、下水道使用料収入の対象となる水量

取組内容

① 浸水被害の軽減

- 市民に対して各戸の貯留・浸透施設や止水板設置への助成制度の利用を促進する。
- 管渠等の既存施設の能力を最大限活用し、貯留・浸透対策を効果的に組み合わせ、時間雨量55mmに対応する下水道施設の整備を進める。



止水板設置



鳴尾駅前雨水調整池（内部）



二見公園雨水調整池（地上）

② 良好な水環境の創出

- 枝川浄化センター及び甲子園浜浄化センターにおいて、高度処理法を採用した施設への改築及び増設を進める。
- 合流式下水道区域において整備を進めている雨水貯留施設を合流式下水道改善のための施設として併用する。

③ 老朽化・地震対策の推進

- 施設・設備台帳の電子化を進めるとともに、日常的な点検・調査結果を整理し、改築の優先順位を定める評価方法の構築を進め、効率的に改築更新を行う。
- 施設の重要度や耐震診断結果に基づく優先順位を決定し、耐震化などを進める。

④ 下水道経営基盤の強化

- 使用料収入をもって経営を行う独立採算性を基本原則とし、投資事業の適正かつ計画的な実施や維持管理費の縮減等により、健全な財政運営に努める。
- 経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略を策定し、持続可能な下水道経営に努める。

部門別計画 ● 西宮市下水道ビジョン ● 西宮市下水道事業経営戦略

関連する施策分野 2. 緑・自然 26. 生活環境 30. 防災・減災

29 道路

目的 ▶ 市民の安全で快適な移動や災害に強い良好な市街地の形成のため、道路ネットワークの整備や道路環境の改善を図る。

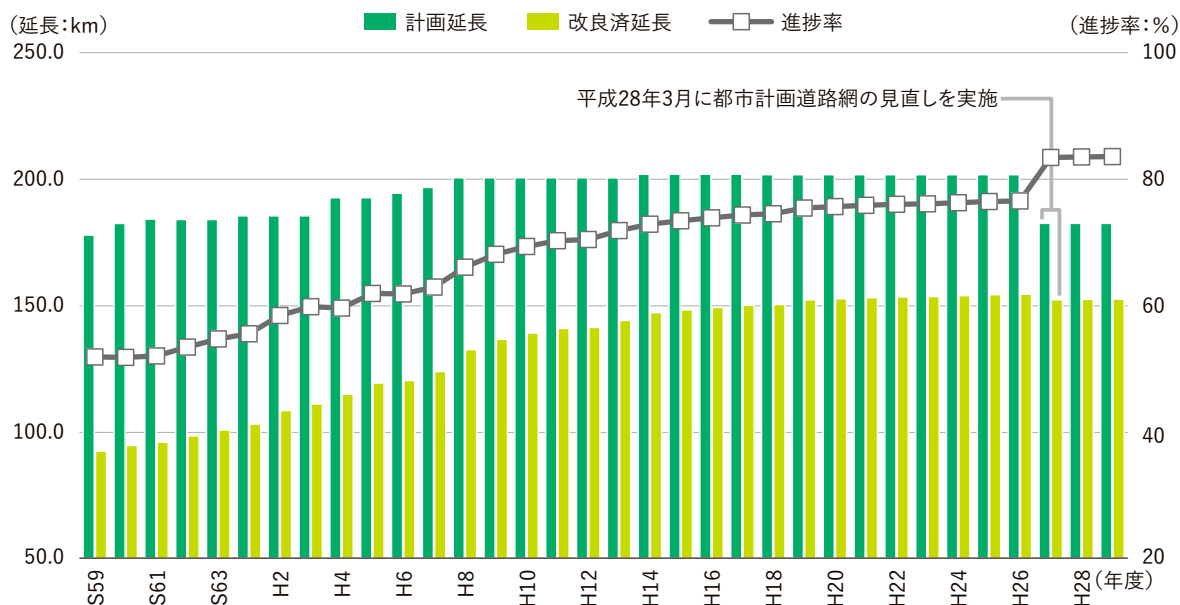
現状と課題

- ◆都市の骨格となる道路を**都市計画道路**に位置付け、順次整備を進めているが、社会・経済情勢の変化や自動車交通量の減少などにより、道路の役割や必要性にも変化が生じているため、都市計画道路網の見直しなどにより、**選択と集中による効率的な整備**に取り組んでいる。交通の円滑化、災害時の代替機能の確保、中心拠点へのアクセスの充実、安全で快適な歩行空間の確保などを行うため、**幹線道路ネットワークの充実**が必要である。
- ◆市街地内の**踏切**は、**交通渋滞の原因**となっているほか、事故の危険性があり、また鉄道による地域分断が課題となっているため、阪

神本線連続立体交差事業により鉄道の高架化を進めてきた。**道路と鉄道の立体交差化**により、交通の安全性・円滑性を向上させるとともに、**市街地の一体化を促進**する必要がある。

- ◆歩道の新設及びバリアフリー化、自転車通行空間の整備、無電柱化、踏切道の改良などにより、**安全で快適な道路環境**を確保する必要がある。
- ◆道路施設等の多くは、高度成長期に建設されたものであり、施設の**老朽化**が進んでいることから、計画的な老朽化対策、施設更新が必要である。

■都市計画道路改良済延長の推移



取組内容

1 道路ネットワークの形成

- 国道176号名塩道路の整備促進や名神湾岸連絡線の計画の具体化などを国に要請するなど広域幹線道路の整備促進を図る。
- 現在、事業中の路線における道路整備を推進するとともに、新たに今津西線、門戸仁川線、丸山線などの地域内幹線道路の整備に着手する。

2 鉄道との立体交差化の促進

- 甲東・瓦木地区における市街地形成と交通利便性の向上のため、阪急神戸本線の連続立体交差事業の事業化に向けた検討を行う。

3 道路環境の改善

- 安全で快適に通行できる道路環境整備のため、歩道の波打ちや段差の解消などバリアフリー化や自転車通行空間の整備を図る。
- 老朽化した都市計画道路などの二次改築を行うとともに、電線共同溝事業による無電柱化を推進する。
- 踏切道の安全性の向上や交通の円滑化を図るため、歩道設置などの構造改良を進める。
- 橋りょうなどの道路施設等について、定期的な点検を行うとともに、計画的な修繕と改築を進め、施設の長寿命化を図る。



学園花通り（無電柱化路線）

部門別計画 ● 西宮市道路整備プログラム ● 西宮市都市計画マスタープラン

関連する施策分野 3. 景観 4. 市街地 5. 公共交通 30. 防災・減災 32. 地域防犯・交通安全・消費者安全

30 防災・減災

目的 ▶ 災害や武力攻撃事態等のほか、感染症などの全ての危機事案から市民の生命と財産を守る。

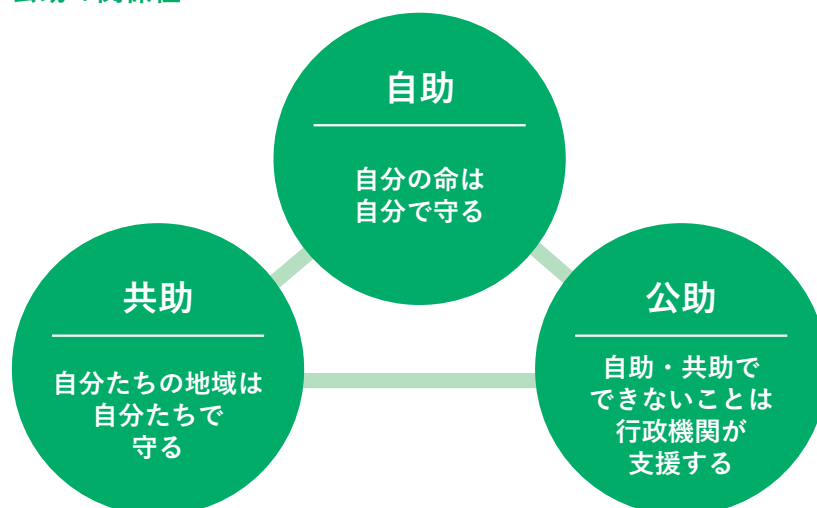
現状と課題

- ◆ **自分の命は自分で守る「自助」と地域で助け合う「共助」**の精神を一人ひとりが持ち、災害に対する知識と備えを身に付けるため、市民や自主防災組織を対象に、防災講演会や出前講座、防災リーダー研修、地域防災マップ作成支援、防災訓練などを実施している。自主防災組織の担い手が不足する地域もあるため、地域力の強化などにより、防災活動の活性化を図る必要がある。
- ◆ 災害時に助けを必要とする高齢者や障害のある方、言葉が不慣れな外国人などの「**災害時要援護者**」に対する避難支援体制の確立を目指し「**災害時要援護者支援指針**」を策定している。「災害時要援護者」に対する、「自助・共助」を基本とした地域による支援体制を確立する必要がある。
- ◆ 各地で発生した大規模災害を受け、「**地域防災計画**」において防災体制を適宜見直して

いるほか、南海トラフ地震対策として津波避難訓練の実施、津波避難ビルの指定、「津波避難行動指針」を策定している。地震や洪水等の大規模災害が発生した際に、迅速かつ的確な対策や市民への情報提供が実施できるよう防災体制を強化する必要がある。

- ◆ 「**西宮市国民保護計画**」に基づく警報等を通知する体制を整え、「**武力攻撃事態等が発生した際の保護措置**」を、的確かつ迅速に実施するための備えが必要である。
- ◆ 新型インフルエンザなどの感染症や重大事故などの危機事案に対応する計画や体制を整備している。市民生活の安全に関わる危機事案の発生時に迅速かつ的確に対応する必要がある。
- ◆ 近年多発化している様々な自然災害に備え、都市防災力を強化し、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

■ 自助・共助・公助の関係性



取組内容

1 地域防災力の向上

- 自助、共助の啓発をより効果的に行うため、次世代の担い手となる子供や若い世代などが共に参加しやすい取組を進め、地域での「防災意識向上」・「防災活動の活性化」を目指す。
- 「避難行動要支援者」をサポートする「避難支援団体」の登録を拡大し、地域による「災害時要援護者」への支援体制の確立を促進する。

2 防災体制の充実

- 大規模災害発生時等においても適切に業務執行ができるよう策定した業務継続計画、また災害時職員行動マニュアル等の実効性を高めるため、訓練等を通じた見直し、改善を行う。
- 他自治体等からの支援を効率的に得られるよう受援態勢の整備を進めるとともに、民間事業所等との応援協定の締結を進め、関係機関との連携強化に努める。
- 高度な耐震性能を備え、防災・危機管理の中核拠点となる第二庁舎（危機管理センター）を整備し、併せて消防緊急情報システムなどと連携した防災情報システムを整備する。



第二庁舎イメージ（鳥瞰図）

3 国民保護の推進

- 「西宮市国民保護計画」に基づく武力攻撃事態等発生時の市民の保護措置の手順を定めるとともに、情報伝達手段や必要な避難行動について、訓練等の機会を通じて市民の理解を深める。

4 危機管理の推進

- 「西宮市危機管理計画」に基づき、新型インフルエンザや感染症など市民生活に影響を及ぼす危機事案に迅速かつ確に対応できるよう、危機管理体制を強化する。

5 都市防災力の強化

- 上下水道などのライフライン、公共施設の耐震化を引き続き推進する。
- 災害時の避難路を確保するため、国道176号名塩道路の整備促進や名神湾岸連絡線の計画の具体化などを国に要請するなど、広域幹線道路の整備促進を図る。
- 土砂災害や地震、津波、高潮・洪水などの風水害等への対策事業を促進する。

部門別計画 ● 西宮市地域防災計画 ● 西宮市水防計画 ● 西宮市国民保護計画 ● 西宮市危機管理計画
● 西宮市新型インフルエンザ等対策行動計画

関連する施策分野 9. 地域福祉 10. 高齢者福祉 11. 障害のある人の福祉 14. 医療サービス
15. 健康増進・公衆衛生 16. 人権・多文化共生・平和 27. 水道 28. 下水道 29. 道路 31. 消防

31 消防

目的  市民の生命・身体・財産を災害から守り、安全で安心して暮らせるまちをつくる。

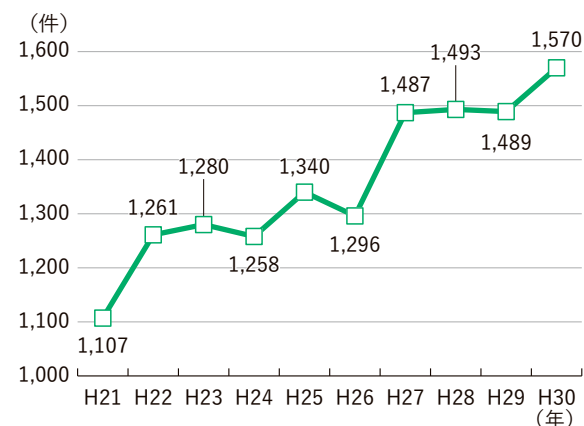
現状と課題

◆本市は、豊かな自然環境と、利便性の高い交通網が整備されている一方で、火災のみならず大規模自然災害や社会的影響度の高い事故など、様々な災害が発生し得る環境にある。また、南海トラフ地震の発生確率も高まっており、テロ災害等についても懸念があることから、各種災害に対して万全を期す必要がある。そのため、部隊の増隊や、施設・車両・資機材等の整備を進め、併せて、より効果的な消防活動に向け、消防庁舎の配置を検討するとともに、職員の育成や、指揮体制及び安全管理体制の強化により、統制された部隊行動を徹底する必要がある。

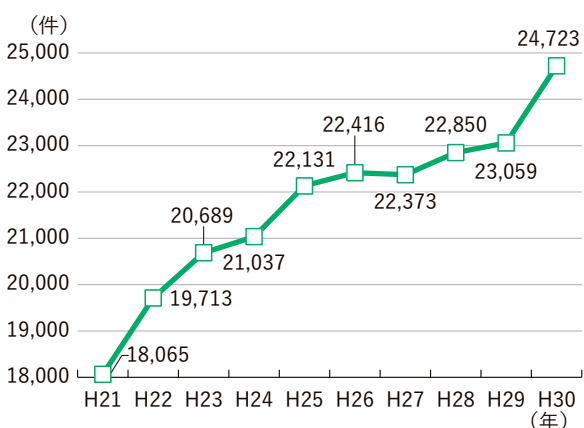
◆火災による死傷者の割合は、住宅火災が高いことから、住宅火災による被害を軽減するとともに、類似火災の発生を防ぐため、火災原因の一層の究明に取り組む必要がある。また、防火対象物は、小規模社会福祉施設や民泊サービス等、新たな用途や形態が出現しており、危険物施設は、経年による老朽化が進んでいることから、火災や重大事故の未然防止を図るため、防火対象物及び危険物施設の実態を把握し、関係法令等に基づく適切な対応を行う必要がある。

◆高齢社会の進展を始めとする社会環境の変化に伴い、救急件数は年々増え続けており、今後も増加が予想されていることから、救急業務を安定的かつ持続的に提供するため、救急活動の更なる充実を図る必要がある。また、救命の効果を高めるため、市民による積極的な応急手当を推進する必要がある。

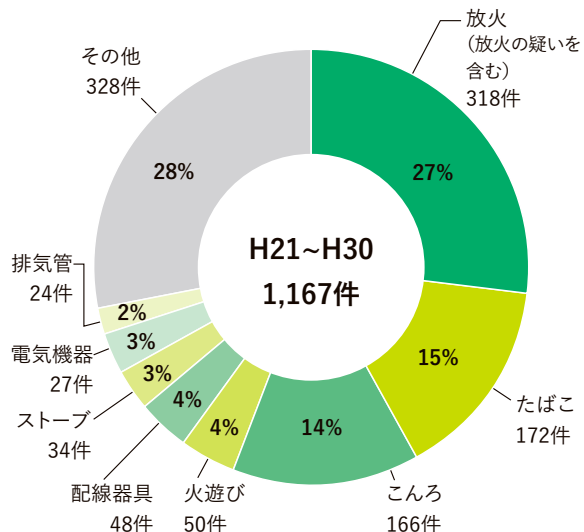
消防・救助隊出動件数の推移



救急隊出動件数の推移



出火原因別火災件数（過去10年間）



取組内容

1 消防体制の強化

- 消防職員の定数充足に向けて取り組み、併せて、増隊、増車を図るとともに、消防団員の定員確保に努め、消防体制を強化する。
- 西宮消防署の早期建替えと、消防団車庫の計画的な建替えを進めるとともに、既存庁舎を実情に即した施設に整備し、消防施設の機能を常時確保する。
- 通信施設、車両、資機材、消防水利等の更新整備を計画的に推進する。
- 消防庁舎の適正配置や、増署について検討する。
- 訓練施設を最大限に活用し、消防職・団員の知識・技術の向上を図り、災害対応力を強化する。
- 地域防災の要である消防団を始め、自主防災組織や消防協力隊、警察や自衛隊等の関係機関との連携を一層強化する。
- BCP（事業継続計画）や各種行動計画、相互応援協定等に基づく実践的な訓練等を通じて、大規模災害等に対する万全の体制を構築していく。

2 火災予防の推進

- 住宅用防災機器等の設置と適切な維持管理を促進するとともに、消防訓練等を通して、市民の防火意識の高揚を図る。
- 火災調査体制を充実させ、調査員の技術の向上を図る。
- 計画的な立入検査を実施するとともに、重大な法令違反や火災危険の高い防火対象物及び危険物施設に対して、徹底した是正指導を行う。
- 保健、福祉、建築部局等との連携強化を図るとともに、官民一体となった火災予防対策を推進する。

3 救急活動の充実

- 救急資機材の整備及び効果的な運用を推進する。
- 救急隊員の教育体制を充実させ、知識・技術の向上を図る。
- 救急講習等を通じて、応急手当の普及啓発を推進する。
- 医療機関や地域包括ケアシステム等、関係機関との協力体制を強化する。

部門別計画 ●西宮市地域防災計画 ●西宮市国民保護計画

関連する施策分野 30. 防災・減災

32 地域防犯・交通安全・消費者安全

目的 ▶ 市民が生命・身体・財産を損なう危険にさらされることなく、安全で安心して暮らすことができる地域社会を構築する。

現状と課題

【地域防犯】

◆近年発生している多様化・複雑化した新たな犯罪や、子供・女性・高齢者を狙った犯罪を防止するために、市民の防犯意識の高揚、**地域の自主的な防犯活動の充実**を図るとともに、犯罪が起こりにくい環境を整備することにより、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進める必要がある。

【交通安全】

◆交通事故件数は減少傾向にあるが、高齢者が関係する事故の割合が増加しているほか、自動車運転者を始め、自転車利用者や歩行者の**基本的な交通ルールを無視した行動**が目立ち、**交通マナーの低下**も懸念されることから、市民が安全・安心・快適に通行できる「まち」となるよう交通安全に関する取組を推進する必要がある。

◆子供や高齢者、障害者などの交通弱者は、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることから、その段階に応じてルールを啓発するとともに運転者側から見た危険行動について理解を図る必要がある。また、自転車事故の割合は減少しているものの依然として高い状況であることから、**自転車の正しい乗り方や交通ルール、マナーの啓発**が必要である。

◆**放置自転車**の撤去を実施することにより台数は減少しているが、放置がなくなる状況にあり、自転車駐車場の収容台数不足を解消する必要がある。

【消費者安全】

◆高度情報化社会の進展により、あらゆる年代でインターネットやスマートフォンを利用した架空請求など**新しい被害形態**が増加し、消費者に関わるトラブルが複雑多様化している。

◆消費生活相談業務の充実によって、社会情勢の変化等に起因する新たな消費者問題や法制度の改正に対応するとともに、より**積極的な被害予防と自立した消費者の育成**のため、若年層を含むあらゆる年代に向けた消費者教育の機会を提供する必要がある。

◆高齢化に伴い、判断力が不十分な方の契約による相談が増加傾向にあり、年齢不詳者の相談を除くと65歳以上が契約当事者となる相談が全体の約3割となっていることから、**高齢者等**が、悪質な訪問販売や電話勧誘などの消費者トラブルに遭わないため、**地域での見守り体制**の構築が必要である。

取組内容

1 地域防犯の推進

- 市、警察、防犯協会が連携して防犯活動に取り組むことで、地域における防犯活動の自主性と持続可能性を高める。
- 防犯灯の効果的な設置に取り組むほか、防犯カメラについては、効果検証を踏まえた上で、必要に応じて設置や管理運営方法の改善を図る。

2 交通安全の推進

- 警察や交通安全協会の協力を得ながら、交通安全教室や広報啓発活動を行うとともに自転車事故マップを用いて事故多発箇所を周知することにより自転車事故の抑制を図る。また、万一の事故に備え自転車保険への加入を促す。
- 駅利用者の放置自転車を解消するため、駐輪マナーの啓発及び放置自転車の撤去を引き続き行うとともに、駅ごとに異なる駐輪ニーズに応じた自転車駐車場の整備・拡充・改善を図り、適正な管理運営を進める。



交通安全フェスティバル

3 消費生活の安心・安全

- 消費生活に関する各種研修や事例検討会によって、消費生活相談員等のスキルアップを図り、変化する社会情勢に対応していく。
- PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)や消費者庁等からの提供された最新情報により、注意喚起情報を迅速に提供するほか、適切な相談対応に努める。
- 自ら消費者被害を予防することが困難な高齢者等に対して、家族や地域及び福祉関係者等と連携した見守りを推進する。
- 教育関係機関との連携による若年者向けの啓発事業のほか、啓発講座や出前講座を実施する等、あらゆる年代に応じた消費者教育の推進と消費生活情報の提供を行う。
- 市民及び消費者団体が人や社会・環境に配慮した消費行動を含めた消費者問題について自ら考え行動できるよう、学習活動の支援を行う。

部門別計画 ●西宮市消費者教育推進計画 ●第10次西宮市交通安全計画

関連する施策分野 10. 高齢者福祉 29. 道路

33 住民自治・地域行政

目的 ▶ 参画と協働の理念に基づき、地域住民主体の住民自治を推進するとともに、地域課題の解決に向けた最適な地域行政を実現する。

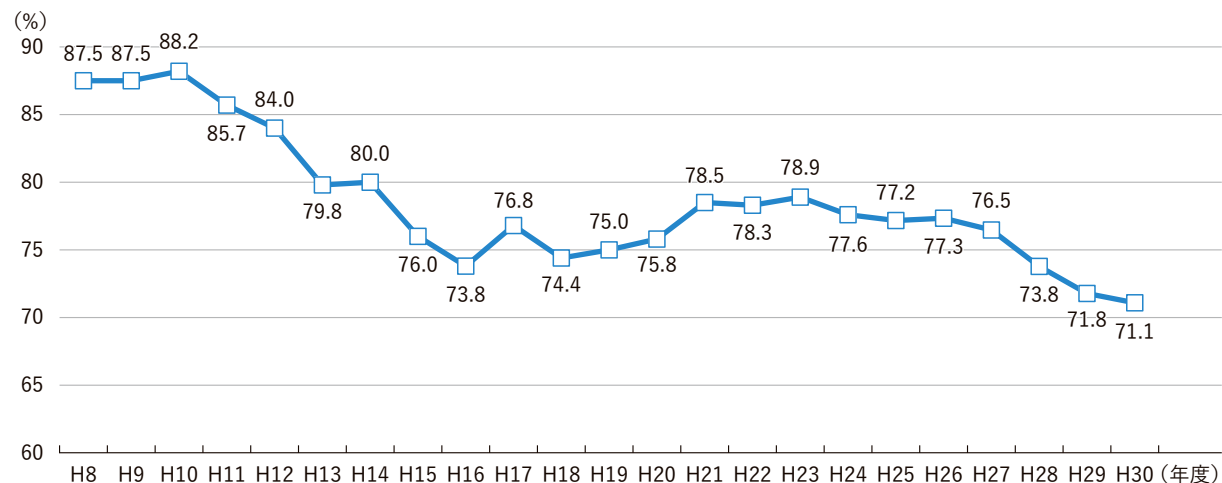
現状と課題

- ◆ 少子高齢化、人口減少に加え、ライフスタイルの変化により、市民意識は多様化し、地域社会への帰属意識や人のつながりが希薄化してきている。また、自治会加入率の低下を始め、各団体での人材不足・後継者不足が深刻化していく中、地域での課題も複雑・多様化してきている。
- ◆ 地域課題の解決や住民自治を推進するため、行政と地域団体等 多様な主体との間で課題を共有し、各々が密接に 連携・協働していく必要がある。
- ◆ 地域課題の解決に取り組む 人材を育成するため、市民性(シチズンシップ)を育む学習機会や、多世代の人々が交流する 場の提供が必要である。
- ◆ 市の様々な部署が地域団体と個別に課題解決に向けて取り組んでいるが、地域の包括的な課題把握が十分ではないことから、地域レ

ベルで縦割り行政を緩和し、課題の把握や地域の負担軽減を図るため、支所機能の強化を中心とした効果的な 地域行政のあり方について検討が必要である。

- ◆ 一部の地域で、地域活動団体の活動区域と小学校区の ずれ(境界交錯地域)が地域コミュニティ推進の 阻害要因になっていることから、地域団体等が活動しやすくなるよう、境界交錯地域の解消に向け、協議・調整が必要である。
- ◆ 「地域における施設の総合的有効活用方針」において、公民館・市民館等市民集会施設については、地域の拠点施設として存続させることとしている。各施設での事業連携・施設連携を進めるとともに、将来の地域行政のあり方を見据え、学校施設の活用も含めた、施設の枠組みを検討し、市全体で効率的に施設を活用する必要がある。

■ 自治会加入率の推移



取組内容

1 地域力の向上

- 自治会等地域活動団体の運営や人材育成に関する助言を行うほか、既存施設の活用も含め、拠点づくりについて検討を行い、地域活動団体への支援に取り組む。
- 自治会、社会福祉協議会、NPO等公益活動団体など多様な主体による協働の可能性や、地域課題解決に向けた住民自治組織のあり方や仕組みづくりについて検討する。
- 公民館における、地域住民による自主的な地域学習の取組を、地域人材の育成と地域課題の解決につなげる。
- 学校と地域社会の連携・協働を深め、学校を核とした活力のある地域づくりに取り組む。

2 地域行政の見直し

- 地域行政の拠点としての施設整備のほか、支所機能の強化について検討を進めるとともに、既存事務の集約や組織・人事のあり方についても検討する。
- 地域への依頼事務等の整理や見直しなど、地域の負担軽減につなげる。
- 地域課題の効率的な解決のために必要な行政組織・区域等の見直しについて検討を進める。

3 コミュニティ拠点施設の有効活用

- 地域の拠点施設としての公民館・市民館等施設の枠組みを検討するとともに、地域課題解決に向け、施設の有効活用を進める。
- 将来、住民自治の拠点となる施設（公民館・市民館等）について、建替えも含め、計画的な修繕を行い、施設の良い状態を維持する。
- 学校施設の活用も含めた基本方針の策定に取り組む。



香櫨園市民センター外観



2階集会室



1階集会室

部門別計画 ※本施策分野に部門別計画はありません。

関連する施策分野 ※本施策分野は全ての施策分野に関連します。

34 政策推進

目的 長期的な視点に立って課題を把握し、的確に対応することにより、戦略的で持続可能な行政運営を行う。

現状と課題

- ◆行政には分野横断的な長期ビジョンが求められており、市の目指すべき将来像を共有し、各施策が直面する課題を全庁的に共有することで、施策間の整合を図りつつ、総合的に政策を推進していく必要がある。
- ◆市単独での事業実施を基本としつつも、広域的な取組として、防災や観光、医療などの分野で近隣自治体と連携して事業を行ってきた。しかし、人口減少社会を迎え、行政課題を解決していくに当たり、全ての自治体でフルセットの生活関連機能を整備することは困難となりつつあり、現在の自治体間連携を超えた取組が必要である。
- ◆総合計画・基本計画の施策分野を対象に施策評価を、総括・予算経理等の事務を除く全ての事務事業を対象に事務事業評価を実施しているが、評価結果が定型化しがちであることや分かりにくいものになっているという意見もあり、これらを解消する必要がある。
- ◆指定管理者による施設の運営管理やPFI(民間の資金や技術等の活用)等による施設整備、また内部事務の業務委託といった手法を実施することにより、民間の知識や経験等を活用しているが、ますます複雑化、多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、本市単独での取組には限界があるため、更なる民間活力の導入を図る必要がある。
- ◆市債残高などの将来負担額が減少する一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は大幅な改善が見られず、依然として硬直化した財政状況が続いており、社会経済情勢の変化に的確に対応できるよう、硬直化した財政構造の改善など、財政基盤の強化に向けた取組が必要である。
- ◆学校施設や市営住宅、道路、上下水道などの公共施設は一斉に老朽化が進み、大量更新・改修の時期を迎えることになるため、施設の総量縮減や維持管理・更新等のコスト削減のほか、公的不動産の有効活用による財源の確保など、財政負担の軽減・平準化に向けた取組が必要である。
- ◆本市の多様な魅力を発信することを通じて、市民の西宮への愛着を醸成するとともに、シティプロモーションサイトの運用等により、本市の魅力発信に取り組んでいる。今後は、発信する情報と、伝えたい層・ターゲットを明確にし、伝えたい層に情報が届くためのマッチングの工夫や、適切な効果測定を行いつつ、継続性と展開性のある取組が必要である。

- ◆ 市政ニュースやFMラジオ、ケーブルテレビといった従来の広報媒体に加え、フェイスブックやツイッター等のSNS（インターネットを通じた交流サービス）も活用しながら、より積極的な情報提供に努めているが、市民が必要とする情報を的確かつ効果的に届けるために、情報発信の質を高めるとともに広報媒体の活用方法について検討する必要がある。
- ◆ 市民のニーズを市の施策に反映させるため、広聴活動については、相談窓口や「市民の声」による受動的な取組だけでなく、「市民意識調査」や「市政モニター制度」といったアンケート調査や市内各所での広聴会実施といった積極的な取組も行っているが、広聴活動が効果的な取組となるよう実施方法や周知方法を適宜見直す必要がある。



西宮市公式 LINE 画面

34 政策推進

取組内容

1 長期計画の策定・推進

- 20～30年後のまちの将来像を考えるなど、長期的な視点から地域の課題を把握・分析し、各種の計画策定や施策展開につなげる。
- 複合的課題を解決するための計画を策定する際は、各施策が一体的かつ相乗的に推進されるよう、部局間の綿密な調整を図る。

2 広域連携の推進

- 既存の広域連携の枠組みを活用するとともに、課題・分野別に隣接自治体と水平的・相互補完的な連携ができないか検討を行う。また、隣接自治体の枠組みを超えた一定規模の圏域でのコンパクト化・ネットワーク化を図ることで圏域全体が持続可能な形を維持できるよう調査・研究を行う。

3 新たな行政経営の仕組みづくり

- 効率的、効果的な行財政運営を推進するため、行政経営に係る全庁的な基本方針を策定する。
- 行政評価の手法や結果について、より簡易で分かりやすく、効果的なものになるよう、検討を行う。

4 民間活力・ノウハウの活用

- より効率的に事業を実施するため、官民の役割分担を適切に見極め、事業ごとに最適な手法を採用するとともに、更なるPPP（公民連携）などの民間活力・ノウハウの活用手法についても検討する。

5 健全な財政運営

- 内部事務の効率化や既存事業の見直しを推進することによって財源確保に努めるとともに、限られた財源を緊急性や市民ニーズの高い事業に効果的に配分する。

6 公共施設マネジメントの推進

- 建築系公共施設については、更新時期等を捉えた集約化や複合化、転用、廃止など、一定の期間を見据えた総量縮減と維持管理・ライフサイクルコストの削減に配慮した施設整備を進める。また、インフラ系公共施設については、総量の縮減や統廃合が困難なため、ライフサイクルコスト削減のための方策を講じながら、安全性を優先した計画的な維持管理を実施する。
- 老朽化が進み、本庁舎周辺に点在する公共施設について、効率的・効果的な集約化と再配置など中長期的な観点から再編整備を進め、住民サービスの向上、危機管理体制の強化、業務の効率化、維持管理コストの削減を図る。
- 保有する不動産（土地・建物）を資産と捉え、低未利用地の合理的な利活用（売却・貸付等）を促進するなど、財政健全化に資する公的不動産の戦略的なマネジメントを推進する。

7 シティプロモーションの推進

- プロモーションサイトやフェイスブック、インスタグラムなどSNSを活用した情報発信、市民参加によるイベント実施などに取り組み、広域で効果的な情報発信を進める。
- 実効性のある事業実施、事業展開につなげるため、サイトアクセス分析など事業効果の評価方法についての研究・検証を行う。

8 広報力の強化

- 全ての職員が広報の意義を認識し、積極的に取り組む広報マインドの醸成を図る。
- 広報する対象を明確にした上で、その特性を把握し、最も効果的な媒体や表現により情報を発信する。
- 市の施策や事業が効果的なものとなるように、市民に的確に届き、理解や行動を促す広報を行う。

9 広聴機会の充実

- 市民が意見や提案を出しやすいよう、SNSの活用等を充実させるとともに、いただいた意見や提案、回答についての効果的な情報共有についても取組を進める。
- 各種アンケート調査については、項目の精査や手法の工夫に取り組み、その分析結果が各事業に反映できるよう進めていく。
- 広聴会については、テーマの設定や実施方法について工夫を図るなど、参加数の増加はもちろん、幅広い年齢層からの参加が得られるよう取り組む。

部門別計画 ● 西宮市公共施設等総合管理計画

関連する施策分野 ※本施策分野は全ての施策分野に関連します。

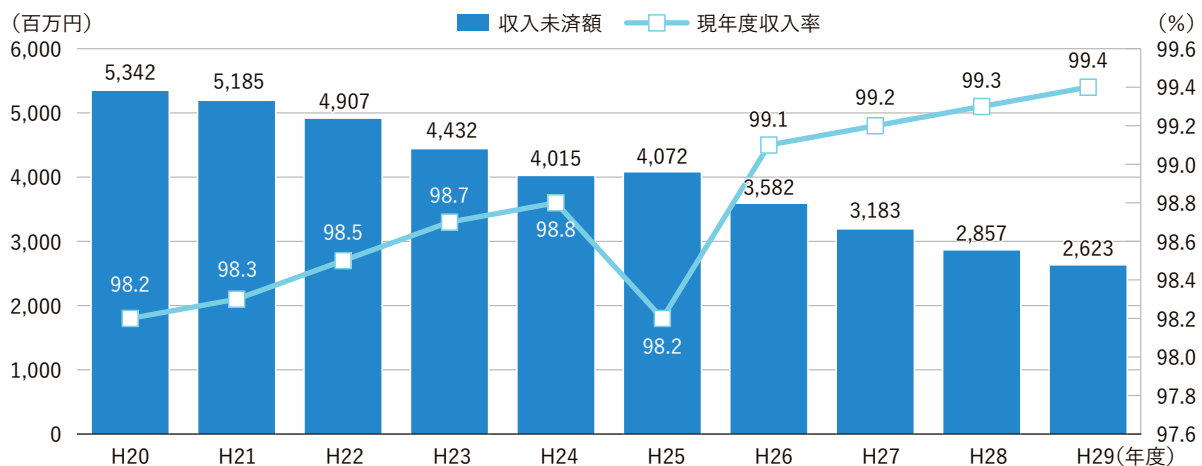
35 執行体制

目的  限られた経営資源を最大限に活用し、公正で持続可能な行政運営を行う。

現状と課題

- ◆市税は、財政の根幹を成す貴重な自主財源であり、その収入は一般会計の約50%を占めている。市税収入は、近年増加傾向にあるものの景気動向や人口動態などの影響を受けやすいことから、公正な賦課・徴収事務を効率的に行うこと、納税者が納付しやすい環境を整備すること、収入未済額を一層縮減し負担の公平性を担保することなどを通じて、市税の安定的な確保を図る必要がある。
- ◆一時180億円を超えていた一般会計・特別会計の収入未済額の合計は、全庁的な収納対策の取組により、おおむね3分の1に縮減している。しかしながら、依然として看過できない状況にあることから、適切な債権管理により新規滞納の発生抑止や公平な滞納整理を推進し、収入未済額の更なる縮減を図る必要がある。
- ◆入札・契約においては、透明性、公平性、競争性及び品質の確保を図り、適正で効率的な事務執行に努めているが、これらの確保の観点から、一般競争入札の拡大や電子入札の継続を行うとともに、価格と技術提案等を総合的に評価する総合評価落札方式の活用などの取組が必要である。また、随意契約の適正化を継続する必要がある。
- ◆公共施設の中長期修繕計画等に基づき、修繕工事を実施しているが、従前の取組が十分ではなかったため、いわゆる積み残し(未実施)分への対応となっており、予防修繕ができていない。施設の老朽化が進み、事後保全型の修繕費用が増大していることから、計画修繕の対象項目を追加するとともに、施設の状況を的確に把握し、全体を一括して改修する等の効率的な修繕の実施によるコスト縮減を図る必要がある。

■市税の現年度収入率・収入未済額の推移



- ◆ICT調達ガイドラインや情報セキュリティ推進計画の下、庁内システムの最適化を行うとともに適正な情報管理に努めているが、業務実施部門の情報リテラシー向上を図るとともに、ICT(情報通信技術)の積極的な活用により、業務の効率化と情報化経費の適正化を推進する必要がある。
- ◆情報化社会の進展により、市民の日常生活におけるICT利用は身近なものとなっている中、ホームページの充実を図るとともにオープンデータサイトを開設しているが、ホームページの操作性・検索性の改善、行政手続のオンライン化の促進やオープンデータの推進等により、市民満足度を高めていく必要がある。
- ◆情報公開制度に基づく公文書の公開・開示請求が日常的に多数行われるなど、市保有情報及び自己情報に対する市民の関心は高まりを見せており、こうした市民ニーズに適切に対応するとともに、市民サービスの利便性向上のため、積極的な情報提供制度の整備を進める必要がある。
- ◆市歴史資料等の収集、整理、保存を行い、市民等の更なる利用に対応していくため、デジタルアーカイブの充実や公文書館的機能の充実を図る必要がある。また、市民等からの求めに応じて、行政資料を適切かつ迅速に提供する必要がある。
- ◆適正かつ効率的な行政執行等を確保し、市民からの信頼に足る行政サービスを安定的、持続的に提供していくために、内部統制に必要な体制を整備するとともに、監査機能の強化を図る必要がある。
- ◆法改正などによる行政環境の変化、市民意識の変化などがスピードを増し、また行政需要も年々増加しつつある。このため、最適な組織体制を検討し整備することにより、限られた経営資源の中で最大限の効果を発揮し、市民福祉及び市民サービスを維持・向上させていくことが必要である。
- ◆高度化・複雑化する行政課題解決のため、人事管理・人材育成を充実させることにより、個々人が行政経験というキャリアを積み重ね、物事を前向きに捉えながら、主体的に業務に取り組むことができる職場風土の形成と職員の育成が必要である。

35 執行体制

取組内容

1 市税の賦課・徴収

- 専門的な知識等を有する人材の育成とともに、税制改正などに応じたシステムの整備や申告・納税通知・納税の電子化など賦課・徴収事務の効率化に努める。
- 滞納初期段階での納付の働きかけや納税相談・指導を実施するとともに、長期・高額滞納には早期に調査着手し、積極的に換価処分を行うなど厳正に対処する。

2 収納対策の推進

- 標準的な債権管理モデルを作成し、各未収金担当課がそれに準拠した事務を行うことで、新たな滞納の発生を抑止し、滞納整理の促進を図る。
- 納付案内コールセンターなどを通じ、初期段階での滞納解消を促進するとともに、システムを活用した滞納者情報等の利用により、累積滞納の早期解決を図る。

3 契約・検査の適正執行

- 入札・契約方式等に関する適正化を進めるとともに、工事検査の適正な執行や技術職員研修の実施等により、工事品質の確保を図る。

4 計画的な施設の整備保全

- 施設の予防保全に必要となる計画修繕の対象項目を追加するとともに、点検を強化することにより、施設の状況を的確に把握する。
- 施設の劣化度等により順位を定めて、最適な時期に修繕を実施することにより、費用の低減・平準化を図りながら事後修繕から予防修繕に移行させる。

5 ICTの活用

- ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を継続するとともに、情報セキュリティ研修や内部点検の拡充により、情報セキュリティの維持・改善に取り組む。
- 業務プロセスの解析やシステム横断的な連携機能の付加等により、業務改善を推進するとともに、ICT調達ガイドラインを更に充実させることにより、システムの新規導入や更新の際に最小の経費で最大の効果を上げるよう取り組む。
- ホームページの定期的なリニューアルを行うとともに、電子申請基盤整備や、それに伴う各業務主管課の業務見直し等により、行政手続の利便性向上や運用の省力化を推進する。
- 業務の効率化や社会情勢の変化に対応するため、AI（人工知能）、IoT（様々なモノがインターネット上で相互に制御される仕組み）、RPA（ロボットによる業務自動化）などの先進技術を活用するとともに、市が保有するビッグデータなどの各種データを集約・分析する基盤を構築することで、データ利活用に取り組む。

6 情報公開制度の適正運用

- 情報公開制度に基づく公文書の公開・開示請求に適正に対応するとともに、デジタルアーカイブの利活用など、市が保有する情報の積極的な公開に努める。

7 歴史資料の保存と公開

- 第二庁舎の整備に伴い、本庁舎内に公文書館的施設の整備を行うことにより、歴史資料を恒久的に保存し、市民に開かれた共有財産としての利用を図る。
- 継続して資料の収集等に努めるとともに、目録などの整備を進める。

8 内部統制の推進と監査機能の強化

- 内部統制の整備と運用を進め、監査機能の強化に取り組むとともに、既存の内部事務等の検証に努めながら、適正かつ効率的な行政執行等の確保を図る。

9 組織管理・事務管理の最適化

- 市行政を取り巻く環境変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、グループ制やプロジェクトチームなども活用しながら、最適な組織体制の整備を行う。

10 人事管理・人材育成の充実

- これまでの職員配置、採用、人事評価、研修、メンタルヘルスケアなどのそれぞれの取組を関連付け、より質の高い運用を行うことで、職員の育成と組織の活性化を図っていく。

部門別計画 ● 第5次西宮市情報化推進計画 ● 公共施設の中長期修繕計画

関連する施策分野 ※本施策分野は全ての施策分野に関連します。

資料編

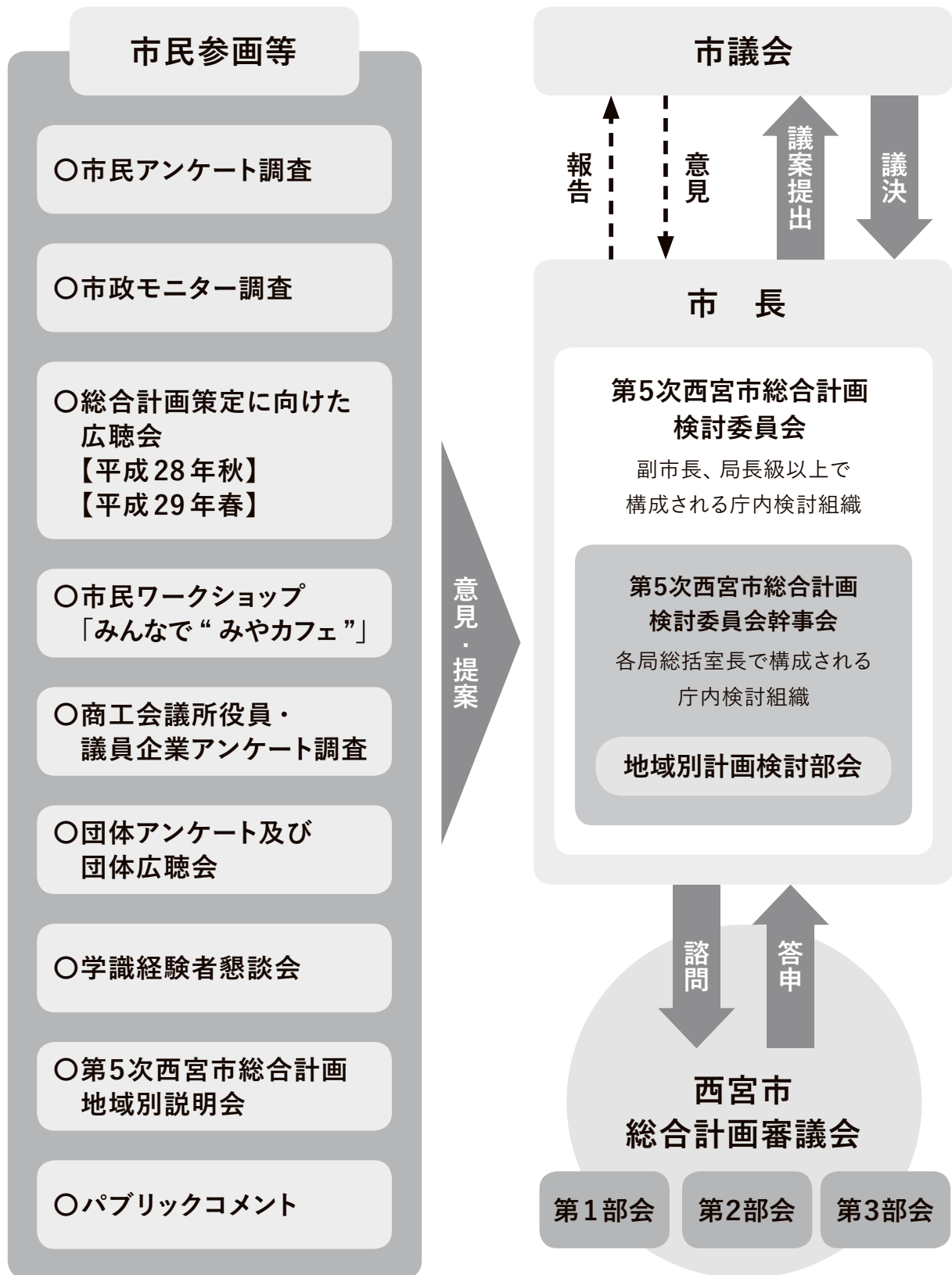
- 1 西宮市の沿革
 - 2 第5次西宮市総合計画策定体制
 - 3 第5次西宮市総合計画策定経過
 - 4 関係条例等
-

1 西宮市の沿革

元号	年	月	内容
大正	14年	4月	西宮町が市になる
	15年	4月	西宮市徽章制定
昭和	8年	4月	今津町、芝村、大社村を合併
	16年	2月	甲東村を合併
		12月	太平洋戦争始まる
	17年	5月	瓦木村を合併
	20年	5月	第1回の空襲受ける
		8月	太平洋戦争終結
	21年	12月	西宮市歌制定
	26年	4月	鳴尾村、山口村、塩瀬村を合併
	33年	9月	上ヶ原が全国で2番目の文教地区に
	36年	9月	アメリカ合衆国のスポーケン市と姉妹都市提携
	37年	1月	安全都市を宣言
	38年	11月	文教住宅都市を宣言
	40年	3月	市花に「さくら」を選定
	44年	4月	西宮市平左衛門町と尼崎市西昆陽字田近野を交換
	45年	11月	市民憲章と市旗制定
	46年	4月	西宮市総合計画開始
	52年	5月	ブラジルのロンドリーナ市と友好協力都市提携
	53年	9月	市の木に「くすのき」を選定
	56年	10月	鹿児島県名瀬市（現奄美市）と友好都市提携
	58年	12月	平和非核都市を宣言
60年	7月	中国の紹興市と友好都市提携	
61年	4月	西宮市新総合計画開始	

元 号	年	月	内 容
平 成	3年	3月	高知県梶原町と友好交流提携
	4年	4月	フランスのロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市と友好都市提携
	7年	1月	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、震度7。激甚災害指定
	11年	4月	第3次西宮市総合計画開始
	12年	4月	保健所設置市に移行し西宮市保健所開設
			安全都市宣言の精神を継承した、市民生活の安全の推進に関する条例の施行
	15年	12月	環境学習都市を宣言
	20年	4月	中核市へ移行
	21年	4月	第4次西宮市総合計画開始
			西宮市参画と協働の推進に関する条例の全面施行
	22年	8月	平和市長会議に加盟
	25年	—	文教住宅都市宣言50周年、平和非核都市宣言30周年、環境学習都市宣言10周年を迎え、記念事業を実施
	26年	4月	第4次西宮市総合計画・基本計画 中間改定
	27年	3月	第4次西宮市総合計画・基本計画 平成26年度改定
31年	4月	第5次西宮市総合計画開始	

2 第5次西宮市総合計画策定体制



3 第5次西宮市総合計画策定経過

(1) 策定経過

年 月	市民参画等	総合計画審議会	市議会	庁 内
平成28年 9月			・総務常任委員会 所管事務報告	
10月	・総合計画策定に 向けた広聴会 (～11月)			
29年 3月			・総務常任委員会 所管事務報告	
5月	・総合計画策定に 向けた広聴会 (～6月) ・市民アンケート調 査(～6月)			・第1回検討委員会
7月	・市政モニター調査 ・商工会議所役員・ 議員企業アンケー ト調査 ・学識経験者懇談会 ・市民ワークショップ 「みんなで”みや カフェ”」		・総務常任委員会 所管事務報告	・第2回検討委員会
8月	・団体アンケート調査			
9月	・団体広聴会 (～10月)		・総務常任委員会 所管事務報告	
10月				・第3回検討委員会 ・第1回幹事会 ・第1回・第2回部会
11月				・第4回・第5回検 討委員会 ・第3回・第4回部会

※検討委員会：第5次西宮市総合計画検討委員会

※幹事会：第5次西宮市総合計画検討委員会幹事会

※部会：第5次西宮市総合計画検討委員会幹事会 地域別計画検討部会

資料編_3. 第5次西宮市総合計画策定経過

年 月	市民参画等	総合計画審議会	市議会	庁 内
12月			・全常任委員会 所管事務報告	
30年 1月			・議会運営委員会 協議(～2月)	・第6回検討委員会 ・第5回・第6回部会
2月		・第1回審議会		・第7回検討委員会
3月		・第2回審議会	・総務常任委員会 所管事務報告	・第8回検討委員会
5月				・第9回検討委員会
6月		・第3回審議会		
7月	・第5次西宮市総合 計画地域別説明会 (～8月) ・パブリックコメント (～8月)	・第4回審議会 ・第5回審議会 (第1部会)	・全常任委員会 所管事務報告	・第10回検討委員会
8月		・第5回審議会 (第2・第3部会) ・第6回審議会 (第1・第2部会)		・第11回検討委員会
9月		・第6回審議会 (第3部会) ・第7回審議会 (第3部会)	・総務常任委員会 所管事務報告	
10月		・第7回審議会 (第1・第2部会)		・第12回検討委員会
11月		・第8回審議会		・第13回検討委員会 ・第7回部会
12月		・第9回審議会	・全常任委員会 所管事務報告	
31年 1月				・第14回検討委員会
3月			・3月定例会 議案提出・可決	

※全常任委員会：総務常任委員会、民生常任委員会、健康福祉常任委員会、教育子ども常任委員会、建設常任委員会

(2) 市民参画等

第5次西宮市総合計画策定に向けて、市民、事業者、市内で活躍する各種団体等の意向を幅広く把握するために、以下の取組を実施しました。

① 総合計画策定に向けた広聴会（[1] 平成28年10月～11月 [2] 平成29年5月～6月）

方法・対象	概要
[1] 平成28年秋（第1回） ・ 市民を対象に、市内9地域（5支所及び本庁を四つに区分）にて、計18回実施 ・ 参加者総数：241名	・ 各地域の課題や将来像について意見交換
[2] 平成29年春（第2回） ・ 市民を対象に、市内9地域（5支所及び本庁を四つに区分）にて、計9回実施 ・ 参加者総数：282名	・ 第1回広聴会の意見を踏まえ、各地域の課題（共通課題・地域別課題）及び市の取組について提示した上で、意見交換

② 市民アンケート調査（平成29年5月～6月）

方法・対象	概要
・ 無作為に抽出した16歳以上の市民5,000名を対象に、郵送により実施 ・ 有効回答率：35.4% （有効回答者数1,769名）	・ 「西宮市への愛着」「西宮市の良さ」「西宮市の将来都市像」「地域活動」「地域の問題や不安」「住み良いまちのために住民ができること」等について調査

③ 市政モニター調査（平成29年7月）

方法・対象	概要
・ 平成29年度の市政モニターに就任した20歳以上の市民423名を対象に、郵送・インターネットにより実施 ・ 有効回答率：89.6% （有効回答者数：379名）	・ 「福祉」「子育て」「教育」など、八つの分野において、重点的に実施すべき取組について調査

④ 商工会議所役員・議員企業アンケート調査（平成29年7月）

方法・対象	概要
・ 西宮市商工会議所役員・議員企業110社（青年部会長、女性会会長を含む）を対象に、郵送により実施 ・ 有効回答率：74.5% （有効回答件数：82件）	・ 「西宮市への愛着」「まちの魅力」「西宮市の良さ」「西宮市の将来都市像」について調査

⑤ 学識経験者懇談会（平成29年7月）

対 象	概 要
[1] 同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授 新川 達郎氏	・「高齢化・人口減少社会における都市行政のあり方について」をテーマに意見交換
[2] 立命館大学法学部 教授 徳久 恭子氏	・「都市住民のライフスタイルの変化とコミュニティへの帰属意識について」をテーマに意見交換
[3] 関西学院大学総合政策学部 教授 角野 幸博氏	・「ライフスタイルの変化と都市の将来像について」をテーマに意見交換

⑥ 市民ワークショップ「みんなで”みやカフェ”」（平成29年7月30日）

方法・対象	概 要
・市内に在住または通勤・通学している高校生以上を対象に参加者を公募・抽選の上、実施 ・応募者：160名、当日出席者：76名	・ワールドカフェ方式の下、「西宮の将来像」について、参加者同士が自由に会話し、「気づき」や「残しておきたい価値」を導き、全員で共有

※ワールドカフェ方式：カフェのようなリラックスした雰囲気の中、参加者が少人数に分かれて自由に会話し、一定時間ごとに席替えしながら会話の内容を共有し、発展させる形式



市民ワークショップ「みんなで”みやカフェ”」

⑦ 団体アンケート調査及び団体広聴会（[1] 平成29年8月 [2] 平成29年9月～10月）

方法・対象	概要
[1] 団体アンケート調査 ・市内で活動する37団体を対象に、郵送により実施 ・有効回答率81.1%（有効回答件数：30件）	・「西宮市の良さ」「西宮市がどのようなまちになればよいか」「各団体で取り組むことが考えられるまちづくり活動」等について調査
[2] 団体広聴会 ・アンケート調査回答団体のうち、希望した19団体を対象に実施	・アンケートの回答内容を踏まえ、活動分野ごとに関係団体と総合計画策定に向けて意見交換

⑧ 第5次西宮市総合計画地域別説明会（平成30年7月～8月）

方法・対象	概要
・市民を対象に、市内9地域（5支所及び本庁を四つに区分）にて、計9回実施 ・参加者総数：301名	・パブリックコメントの実施に向け策定した「第5次西宮市総合計画（素案）」の説明会

⑨ パブリックコメント（平成30年7月～8月）

方法・対象	概要
・市民、市内在勤・在学者、市内で活動する団体等を対象に、書面・インターネット等により実施 ・意見提出者数：52名 （意見提出件数：132件）	・「第5次西宮市総合計画（素案）」について広く意見を募集し、各意見に対する市の考え方を整理

⑩ その他

平成29年度春に開催した市政報告・広聴会「子育て×まちづくり パパ・ママ座談会」「大学生ワークショップ」等においても、参加者から意見を聴取しました。

(3) 西宮市総合計画審議会

第5次西宮市総合計画策定に当たり、学識経験者、市民団体の代表者等、市民で構成する審議会(定数20人)を設置し、基本構想及び基本計画を始め計画全体について、御審議いただきました。

① 諮問書・答申書

諮問書

諮 問 書

西政推発第11号
平成30年3月28日
(2018年)

西宮市総合計画審議会
会長 新川 達郎 様

西宮市長職務代理者
西宮市副市長 松永 博

第5次西宮市総合計画 基本構想(原案)について(諮問)

第5次西宮市総合計画を策定するにあたり、別添第5次西宮市総合計画 基本構想(原案)について、諮問します。

諮 問 書

西政推発第3号
平成30年7月18日
(2018年)

西宮市総合計画審議会
会長 新川 達郎 様

西宮市長 石井 登志郎

第5次西宮市総合計画 基本計画(原案)について(諮問)

第5次西宮市総合計画を策定するにあたり、別添第5次西宮市総合計画 基本計画(原案)について、諮問します。

答申書**答 申 書**

平成30年12月27日
(2018年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市総合計画審議会
会長 新川 達郎

第5次西宮市総合計画 基本構想(原案)及び基本計画(原案)について(答申)

平成30年3月28日付け西政推発第11号及び平成30年7月18日付け西政推発第3号で諮問のありました標記のことについて、本審議会において慎重に審議、検討を重ねました結果を別紙のとおり答申します。

なお、別添「その他意見」は、計画の推進において特に留意すべき点として、本審議会の総意としてまとめたものであり、施策の実施にあたっては尊重されたい。

また、答申、意見にかかわらず、本計画がより市民に分かりやすいものとなるよう、表記、記述について改めて検討されたい。

以 上

② 西宮市総合計画審議会委員名簿（定数20）

〔敬称略、五十音順〕

氏名	所属等	部会	備考
安東 裕子	西宮市民生委員・児童委員会	第2部会	
石田 清造	自治会役員（公募委員）	第2部会	
岡 絵理子	関西大学環境都市工学部 教授	第1部会	第1部会長
小野 篁	講師（公募委員）	第3部会	
加藤 恵正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授	第3部会	第3部会長
川東 美千代	西宮コミュニティ協会	第2部会	
客野 尚志	関西学院大学総合政策学部 教授	第1部会	
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部 教授	第2部会	
椿本 和生	西宮を花と緑にする会	第1部会	
徳久 恭子	立命館大学法学部 教授	第2部会	
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授	第3部会	会長
根岸 直代	西宮市PTA協議会	第2部会	
羽田 英彦	西宮芸術文化協会	第3部会	
樋口 賢一	西宮市環境衛生協議会	第1部会	
平野 美恵子	西宮市青少年愛護協議会	第2部会	
藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部 教授	第2部会	第2部会長
藤田 邦夫	西宮商工会議所	第3部会	副会長
古塚 正治	西宮市スポーツ推進委員協議会	第3部会	
水田 宗人	西宮市社会福祉協議会	第2部会	
水谷 陽介	会社員（公募委員）	第1部会	
山添 清美	西宮市PTA協議会	第2部会	

※山添委員の任期は平成30年5月24日まで

※根岸委員の任期は平成30年5月25日から

※部会の構成については158ページ参照

③ 審議経過

開催経過		審議項目
平成30年2月21日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 会長及び副会長の選任 ● 審議会の運営について ● 部会の設置及び部会長の選任 ● 第5次西宮市総合計画策定方針等の説明 ● 審議会開催スケジュール(案)について
3月28日	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想(原案)について【諮問】 ● 基本構想(原案)について
6月1日	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想(原案)について <ul style="list-style-type: none"> ・ キャッチフレーズ等
7月18日	第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4次総合計画の総括について ● 基本計画(原案)について【諮問】 ● 基本計画(原案)等について
7月30日	第5回審議会 (第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「住環境・自然環境」「環境・都市基盤、安全・安心」
8月2日	第5回審議会 (第3部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「都市の魅力・産業」「環境・都市基盤、安全・安心」
8月3日	第5回審議会 (第2部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「福祉・健康・共生」
8月21日	第6回審議会 (第2部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「子供・教育」「福祉・健康・共生」「環境・都市基盤、安全・安心」「政策推進」
8月28日	第6回審議会 (第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「環境・都市基盤、安全・安心」
9月3日	第6回審議会 (第3部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策分野「都市の魅力・産業」「政策推進」
9月26日	第7回審議会 (第3部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想(原案)及び基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会審議まとめ
10月1日	第7回審議会 (第2部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想(原案)及び基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会審議まとめ
10月3日	第7回審議会 (第1部会)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本構想(原案)及び基本計画(原案)等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会審議まとめ

開催経過		審議項目
11月15日	第8回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●各部会からの審議内容の報告 ●基本計画及びアクションプラン等の修正について ●基本構想の修正について <ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズ等 ●答申(案)について
12月27日	第9回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●答申(案)について ●基本構想(原案)及び基本計画(原案)について【答申】

(4) 市議会

第5次西宮市総合計画策定に当たり、総務常任委員会を始めとする各常任委員会において、適宜進捗の報告を行い、計画内容等について御意見をいただくとともに、議会運営委員会からは基本計画簡素化の方向性が示されました。また、「西宮市議会の議決すべき事件に関する条例」に基づき、平成31年3月定例会に議案提出を行い、賛成多数で可決されました。

年	月	内 容
平成28年	9月	総務常任委員会所管事務報告 ●次期総合計画の策定方針について
	12月	総務常任委員会所管事務報告 ●次期総合計画の検討状況について
平成29年	3月	総務常任委員会所管事務報告 ●次期総合計画の検討状況について
	7月	総務常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画の策定について
	9月	総務常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画の検討状況について ・収支見通し及び事業計画等
	12月	総務常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画の検討状況について ・収支見通し及び事業計画、基本構想・基本計画の構成等 全常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画・基本計画の検討状況について ・4次総施策の主な実績、5次総基本計画の現状と課題等

年	月	内 容
平成30年	1月・2月	議会運営委員会協議 ●第5次西宮市総合計画・基本計画について
	3月	総務常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画の検討状況について ・基本構想・基本計画の構成等
	7月	全委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画(素案)について ・パブコメ実施、4次総事業計画実績・まちづくり指標推移等
	9月	総務常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画の検討状況について ・将来人口推計、審議会における意見等
	12月	全常任委員会所管事務報告 ●第5次西宮市総合計画(素案)に対する意見提出手続き(パブリックコメント)の結果等について ・パブコメ結果、第5次西宮市総合計画(修正案)等
平成31年	3月	平成31年3月定例会において、「第5次西宮市総合計画・基本構想及び基本計画制定の件」を提案、総務常任委員会での審査を経て、本会議にて可決

※表中の「月」については、委員会等を開催した月であり、定例会開催月を示すものではない

※全常任委員会：総務常任委員会、民生常任委員会、健康福祉常任委員会、教育こども常任委員会、建設常任委員会

4 関係条例等

西宮市議会の議決すべき事件に関する条例（抜粋）

（昭和24年9月29日）

（西宮市条例第46号）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項により市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

（1）基本構想（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項に規定する基本構想又はこれに相当する計画をいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止に関すること。

（2）基本計画（基本構想に基づき、まちづくりの具体的な施策について、長期的な財政見通しを踏まえ体系的な枠組みを示す計画をいう。）の策定、変更又は廃止に関すること。

西宮市附属機関条例（抜粋）

（平成25年7月10日）

（西宮市条例第3号）

西宮市附属機関条例（平成11年西宮市条例第36号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（附属機関の運営）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(西宮市総合計画審議会の特例)

第28条の5 西宮市総合計画審議会(以下この条において「審議会」という。)は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項、第3項及び第4項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名した委員」と読み替えるものとする。
- 4 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

別表

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項	西宮市総合計画審議会	総合計画(基本構想・基本計画)の策定について必要な事項の調査及び審議	20人	学識経験者市民団体の代表者等市民

市長の附属機関の委員の構成別の定数に関する規則(抜粋)

(平成12年5月10日)

(西宮市規則第2号)

別表に掲げる市長が設置する附属機関の委員の構成別の定数は、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

別表

附属機関の名称	委員総数の上限	構成及び構成別の定数
西宮市総合計画審議会	20人	学識経験者7人以内 市民団体の代表者等10人以内 市民3人以内

西宮市総合計画審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号。以下、「条例」という。)及び西宮市附属機関等の設置・運営についての指針のほか、西宮市総合計画審議会(以下、「審議会」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

(部会の設置・運営)

第2条 条例第28条の6第1項の規定に基づき設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 第1部会 主に住環境・自然環境、都市基盤、安全・安心等の政策分野に関する原案の審議
 - (2) 第2部会 主に子供・教育、福祉・健康・共生等の政策分野に関する原案の審議
 - (3) 第3部会 主に都市の魅力・産業、政策推進等の政策分野に関する原案の審議
- 2 会長は、前項の規定に関わらず、必要と認める事項の審議を部会長に求めることができる。
- 3 部会長は、部会における審議の内容を審議会に報告する。

(会議の傍聴)

第3条 会議は、公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者の人数を制限し、又は退場を命ずることができる。
- 3 その他会議の傍聴に必要な事項は別に定める。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成30年2月1日から実施する。



新西宮ヨットハーバー(西宮浜)

第5次西宮市総合計画と SDGsの 一体的な推進について



1.SDGs とは

SDGs とは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、「2030年（令和12年）」を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。

法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。



2. 西宮市におけるSDGs

日本政府は、平成28年12月に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、国として注力すべき八つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。また、平成29年には、地方でのSDGsの推進が地方創生に資するとして、まち・ひと・しごと創生総合戦略にSDGsの推進が組み込まれました。

本市では、令和2年度より第5次西宮市総合計画の下、地方創生を推進していくこととしており、第5次西宮市総合計画の各施策分野に、SDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進していきたいと考えています。

3.SDGs の17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>

ゴール

ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割

3 すべての人に
健康と福祉を



【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。

4 質の高い教育を
みんなに



【目標4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

5 ジェンダー平等を
実現しよう



【目標5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化（エンパワーメント）を行う。

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。

6 安全な水とトイレ
を世界中に



【目標6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



【目標7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

ゴール

ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割

8 働きがいも
経済成長も



【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



【目標9】強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等
をなくそう



【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられる
まちづくりを



【目標11】包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。

12 つくる責任
つかう責任



【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する。

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

ゴール

ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割

13 気候変動に
具体的な対策を



【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさを
守ろう



【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさも
守ろう



【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正を
すべての人に



【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

4. 第5次西宮市総合計画における35施策分野とSDGsにおける17ゴールの関係

施策分野	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
1. 住環境	●						
2. 緑・自然						●	
3. 景観							
4. 市街地							
5. 公共交通							
6. 子供・子育て支援	●	●	●	●	●		
7. 学校教育	●		●	●	●		
8. 青少年育成	●		●	●	●		
9. 地域福祉	●		●	●			
10. 高齢者福祉			●				
11. 障害のある人の福祉	●		●	●			
12. 生活支援	●	●	●		●		
13. 医療保険・年金・医療費助成			●				
14. 医療サービス			●				
15. 健康増進・公衆衛生		●	●		●		
16. 人権・多文化共生・平和	●		●	●	●		
17. 生涯学習				●			
18. 文化芸術				●			
19. スポーツ			●				
20. 都市ブランド							
21. 大学連携							
22. 産業							
23. 農業・食の流通		●				●	
24. 就業・労働	●		●		●		
25. 環境保全				●		●	●
26. 生活環境			●			●	●
27. 水道			●			●	
28. 下水道			●			●	
29. 道路							
30. 防災・減災					●		
31. 消防							
32. 地域防犯・交通安全・消費者安全			●	●	●		
33. 住民自治・地域行政				●			
34. 政策推進							
35. 執行体制					●		

	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
				●						●
				●	●	●	●	●		●
				●		●	●	●		●
		●		●			●			●
		●		●		●				●
			●						●	●
			●						●	●
			●						●	●
			●						●	●
	●		●							●
	●		●						●	●
										●
						●			●	●
	●		●						●	●
				●						●
										●
	●	●								●
	●	●								●
	●	●								●
	●	●		●				●		●
	●		●							●
				●	●	●	●			●
				●	●	●	●	●		●
		●		●		●				●
		●		●		●	●			●
		●		●		●				●
				●		●				●
				●	●				●	●
									●	●
	●				●				●	●



NISHINOMIYA CITY 5th COMPREHENSIVE PLAN

第5次西宮市総合計画

発行年月：令和元(2019)年11月

発行：兵庫県 西宮市

編集：政策局政策総括室政策推進課

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

TEL:0798-35-3151(代表)

<https://www.nishi.or.jp>

デザイン・印刷：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

この冊子は900部作成し、1部当たりの印刷代は1,833円です。

